「地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県）」
報告書

令和３年３月

一般財団法人 建設業情報管理センター

「地域建設産業のあり方検討委員会」報告書バックナンバー

調査年度	報告書名	発行年月
平成 22 年度	「建設業の経営分析・地域建設産業のあり方検討委員会」「地域建設産業サポート分科会」報告書	平成 23 年 3 月
平成 23 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会」報告書	平成 24 年 2 月
平成 24 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）」報告書	平成 25 年 2 月
	「地域建設産業のあり方検討委員会（大分県）」報告書	平成 25 年 2 月
平成 25 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）」報告書	平成 26 年 2 月
	「地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県）」報告書	平成 26 年 2 月
平成 26 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会（茨城県）」報告書	平成 27 年 2 月
平成 27 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会（福島県）」報告書	平成 28 年 3 月
平成 28 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会（北海道）」報告書	平成 29 年 3 月
平成 29 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会（静岡県）」報告書	平成 30 年 3 月
	「地域建設産業のあり方検討委員会（佐賀県）」報告書	平成 30 年 3 月
平成 30 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）」報告書	平成 31 年 3 月
	「地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）」報告書	平成 31 年 3 月
令和元年度	「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」報告書	令和 2 年 3 月
	「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書	令和 2 年 3 月

「地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県)」報告書

＜目次＞

はじめに **1**

エグゼクティブサマリー **2**

第 1 部　愛媛県の建設業のあり方

1. 全国の建設業の動向 5

2. 愛媛県の建設業の概況と今後の方向性 15

3. 愛媛県建設業の将来に向けた提言 19

第 2 部　愛媛県の建設業の現状

1. 愛媛県の基礎情報 37

2. 愛媛県の建設業 45

第 3 部　資料編

1. 地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県）について 124

2. 現地ヒアリング調査の概要 125

はじめに

一般財団法人建設業情報管理センターは、都道府県からの要望に応えるため、地域ごとの建設産業の特徴を分析した上で、有識者等から今後の地域の建設産業のあり方を提言いただき、建設産業行政をサポートすることを目的とした「地域建設産業のあり方検討委員会」を 2010 年度に設置した。今年度は、2013 年度に続き愛媛県をモデルとして選定し、検討委員会を設置して報告書を作成することとした。

また、愛媛県については、昨年度も「地域建設産業のあり方に関する調査研究ワーキンググループ（愛媛県）」を設置し、主に県内建設業の統計データの整理・分析を実施しており、そこで得られた知見を本委員会の調査・研究に活用している。

（委員会の設置趣旨）

愛媛県では、西日本豪雨の被害からの復旧・復興が急がれる中、建設業の担い手不足、特に若年層の担い手の確保の他、今後の働き方改革への対応といった点が、建設業の課題となっている。若年層の入職促進に向けた処遇や就労環境の向上、あるいは、そのための生産性向上といった地域建設業全体のあり方について検討が求められるとともに、愛媛県内各地の建設企業の経営力向上につながる取組の検討が必要とされる。

「地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県）」は、愛媛県の建設業を取り巻く環境変化、愛媛県の建設業が抱える課題等の分析を踏まえ、地域維持や雇用等により地域社会において多方面で貢献する地域建設業が、将来にわたって存続するために行政が取るべき方策を示すことを目的として設置した。

（調査研究内容及び調査研究方法）

愛媛県の建設業を取り巻く情勢、建設業の動向等について、各種データを収集・分析するとともに、その結果を踏まえ、地域建設業のあり方を多角的に考察し、望ましい方向とそれを実現するための方策を提言した。

調査研究に当たっては、合計 3 回の会合において、各委員及びオブザーバーから有益なご意見を頂くとともに、県内建設企業へのアンケート調査、県内建設企業・団体へのヒアリング調査を実施し、そこで得られた知見を本報告に活用している。

この場をお借りして、多忙な中ご対応いただいた愛媛県の皆様に、厚く御礼申し上げます。

エグゼクティブサマリー

■ 一般財団法人建設業情報管理センターは、都道府県からの要望に応え、2010 年度から毎年度、モデルとなる都道府県を選び、「地域建設産業のあり方に関する調査研究」を実施した後、その成果を公表している。

■ 本調査・研究では、2013 年度にモデル都道府県であった愛媛県をモデル都道府県とし、2019～2020 年度の 2 年にわたって、担い手確保や働き方改革等への対応、西日本豪雨などの自然災害への対応、地域社会の持続可能性などを含め、建設業のあり方を検討すべく調査・検討を行った。

■ 調査・研究においては、統計データの整理・分析、県内建設企業を対象としたアンケート調査、県内建設企業・団体へのヒアリング調査を実施し、「地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県）」において本報告書を作成した。

■ 報告書は主に「第 1 部　愛媛県の建設業のあり方」と「第 2 部　愛媛県の建設業の現状」 より構成されている。

■ 第 1 部の「愛媛県の建設業のあり方」においては、「担い手確保と働き方改革」、「生産性の向上」、「地域課題への対応力向上」の 3 つを柱に、今後の愛媛県の建設業に必要と考えられる施策を提言している。具体的な内容は下記のとおりである。

- 担い手確保と働き方改革

（1） 新たな担い手の確保　①若手・中堅世代の入職促進、②多様な担い手の確保

（2） 処遇改善・雇用形態の安定化　①月給制への移行と休暇制度の充実、②長時間労働の是正

（3） キャリアプランの構築　①建設キャリアアップシステムの活用、②技能・技術向上に向けた支援

- 生産性の向上

（1） 持続可能な事業環境の確保　①公共工事発注見通しの公表、②適正な工期設定と施工時期の平準化

（2） 業務体制・プロセスの適正化　①書類の簡素化、②建設 DX（デジタル・トランスフォーメンション）の推進

- 地域課題への対応力向上

（1） 地域力向上へ向けた取組強化　①地域特性・課題に対応した発注体制の構築、②災害対応の強化

（2） 事業承継の円滑化　①事業承継に関する総合的な支援、②廃業後の担い手支援

■ なお、本委員会で実施したアンケート調査については、本報告書の別冊として取りまとめている。

第１部　愛媛県の建設業のあり方

1. 全国の建設業の動向

(1)　建設投資額

全国の建設業の市場規模を、建設投資額を指標として見たところ、2000 年度に 66.4 兆円だった投資額は、2011 年度には 41.8 兆円に減少したが、その後増加に転じ、2019 年度には 53.1 兆円に達している。

全国建設投資額の長期的な趨勢を区分ごとに見ると、公共・土木が 2000 年度の約 26 兆円から減少が続いたが、東日本大震災の復旧・復興、国土強靭化施策の影響等から増加に転じ 2019 年度には 17.5 兆円となっている。一方、民間・建築投資は、2008 年度のリーマンショック時に大幅に減少したが、2009 年度以降は増加傾向にあり、2019 年度は 26.5 兆円となっている。

図表 1　全国 建設投資額の推移（総額）

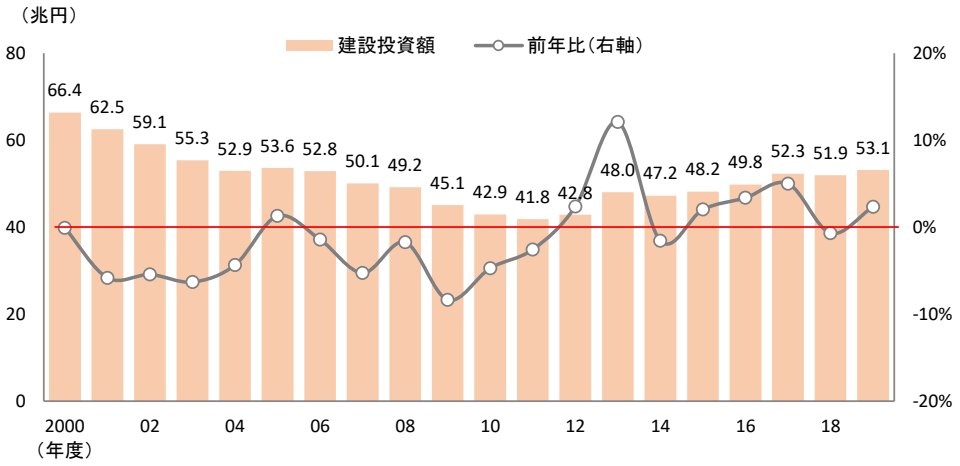

出典）国土交通省「建設総合統計」

図表 2　全国 建設投資額の推移（区分ごと）

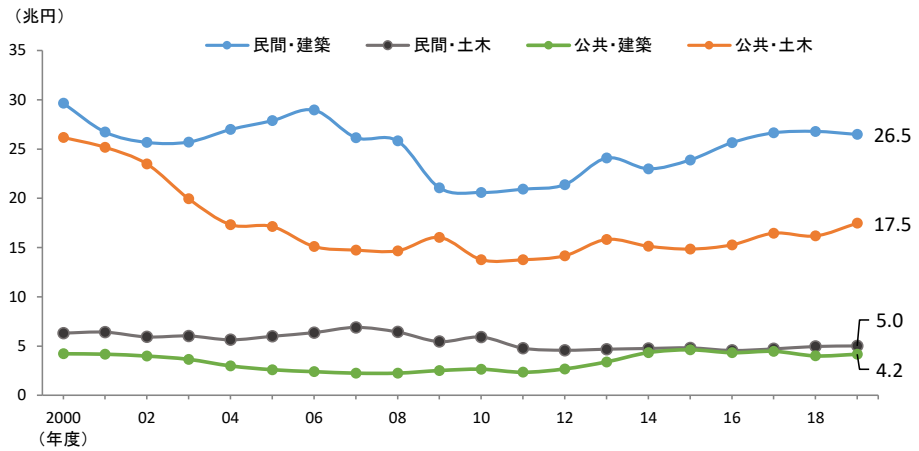

出典）国土交通省「建設総合統計」

（2）　担い手の状況

我が国の就業者総数は 1995 年に 6,410 万人まで増加してきたが、これをピークに減少を始め 2015 年には 5,890 万人とピーク時から 8.1%減少している。

建設業も就業者総数と同様に 1995 年に 670 万人まで増加傾向にあったが、1995 年から減少に転じ、2015 年は 430 万人とピーク時から 35.8%もの減少となっている。

特に建設投資額が大幅に減少した 2000 年から 2010 年にかけての減少幅が大きいが、これは、建設業就業者の年齢構成において、50 代から 60 代のボリュームゾーンで加齢による退職が進んだことも減少の大きな要因となっている。

また、全国的には近年建設投資が伸びているが、これと同時に求人数も増加した結果、建設業における有効求人倍率は急激に上昇しており、全職業の中でも特に人手不足感が高まっている。

図表 3　全国 就業者数（総数・建設業）の推移

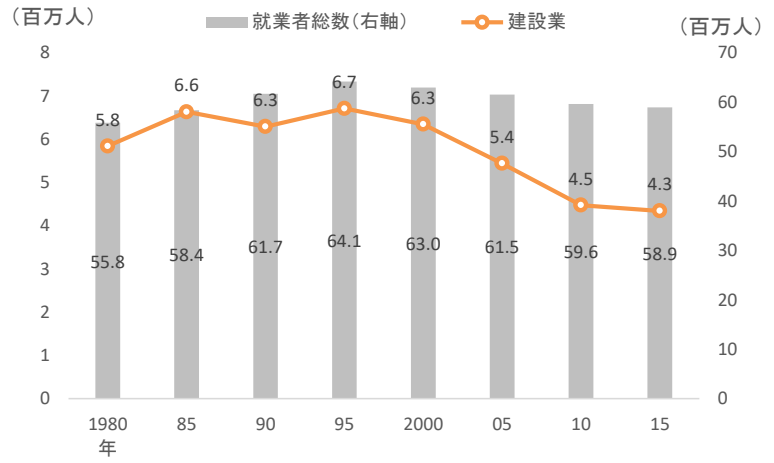

出典）総務省「国勢調査」

図表 4　全国 5 歳階級別建設業就業者数の推移

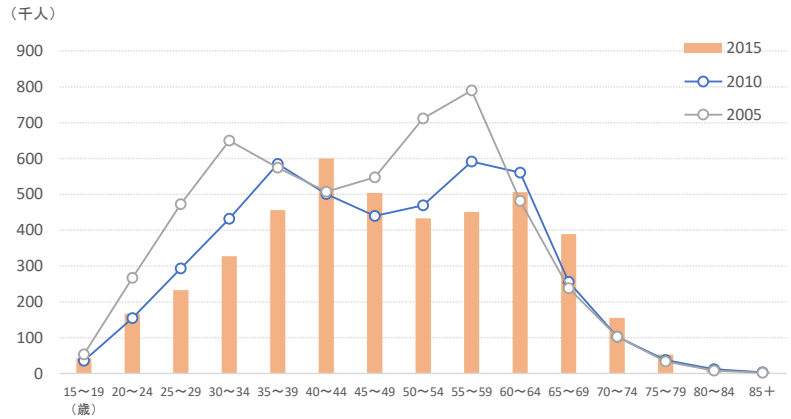

出典）総務省「国勢調査」

図表５　全国「建設・採掘の職業」の労働関係指標の推移

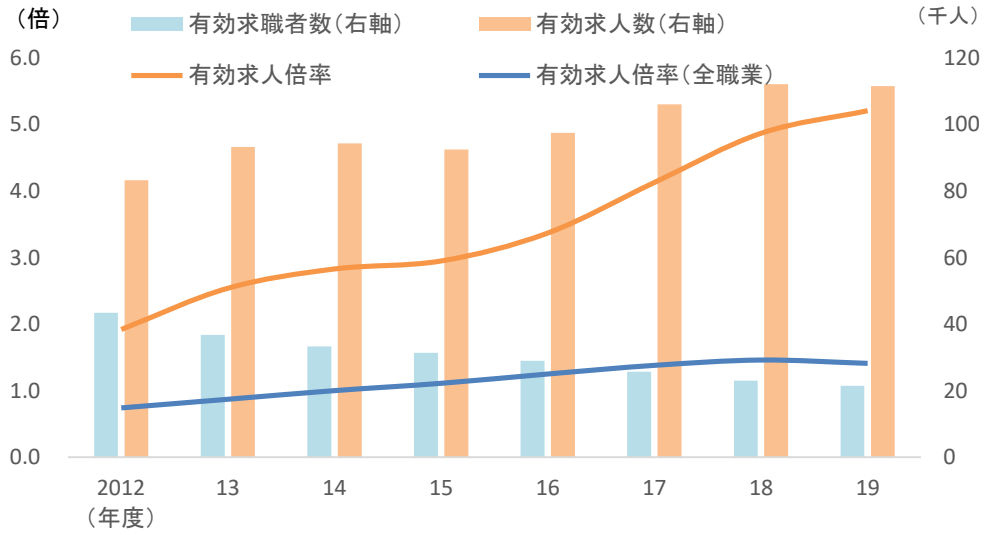

出典）厚生労働省「職業安定業務統計」

（3）　近年の建設業関連重要トピック

①　新・担い手３法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）

建設業における「働き方改革の促進」「生産性の向上」「持続可能な事業環境の確保」「災害時の緊急対応強化」を目的に、2019 年 6 月 5 日に公共工事品質確保促進法と建設業法・入札契約適正化法を一体改正した新・担い手 3 法が制定され、各種の規定が以下の通り具体的に施行されており、多くの課題を抱える地域建設業の再生に向けた取組が進んでいる。

図表 6　新・担い手 3 法に関する動向

項目	時期	内容
工期の適正化	2020 年 10 月より	・ 著しく短い工期での請負契約の禁止（適正な工期の判断基準となる「工期に関する基準」を 2020 年 7 月に中央建設業審議会が作成・勧告）
施工時期の平準化	2019 年 9 月より	・ 公共工事の集中を防ぐために、適切な工期設定をはじめ施工時期の平準化を図るための方策が規定
現場の処遇改善	2020 年 10 月より	・ 建設業許可取得にあたり、社会保険加入が要件化（請負契約時の発注者は下請代金のうちの労務費相当分を現金払いとするよう建設業法に明文化）
技術者に関する規制の合理化	2020 年 10 月より	①　監理技術者の専任性の緩和 ・ 元請の監理技術者に関して、補佐する者（技士補）を現場に配置していれば、複数（2 か所）現場での監理技術者の兼任が可能に。技士補は、監理技術者の職務に係る基礎的な知識・能力を有する必要がある（これに合わせ 2021 年度に新たな技術検定試験制度を施行） ②　下請を対象にした主任技術者配置義務見直し ・ 特定専門工事（3,500 万円未満の鉄筋・型枠工事）については、下請の主任技術者が行う必要がある施工管理を元請（一次下請等）の主任技術者が併せて行うことが可能に
ICT の活用	2019 年 6 月より	・ 公共工事の発注者・受注者の責務として「情報通信技術の活用」を規定
災害時の緊急対応	2019 年 9 月より	・ 災害時に迅速な復旧ができるよう、建設業者や地方公共団体との連携を努力義務化
事業承継・経営管理責任者に関する規定	2020 年 10 月より	・ 建設業許可の継承ができるよう規定変更 ・ 許可要件として、5 年以上の建設業の役員等の経験者（経営管理責任者）を常時配置することとされていたが、役員等の経験範囲の拡大、役員等経験の対象業種の拡大などの要件緩和

図表 7 新・担い手 3 法の概要



出典）国土交通省ウェブサイト

② 改正労働基準法への対応

2019 年 4 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が施行され、長時間労働の是正や違法残業の抑止、労働生産性の向上等が進められている。建設業に対しても、2024 年度からは、労働基準法に基づく時間外労働の罰則付き上限規制が適用されるようになる。

また、労働安全衛生法の改正も、企業に「従業員の労働時間を適切に把握すること」を義務付ける方向で進んでおり、建設業でも厳格な労務管理が求められることになる。

図表 8 改正労働基準法のポイントと建設業との関連

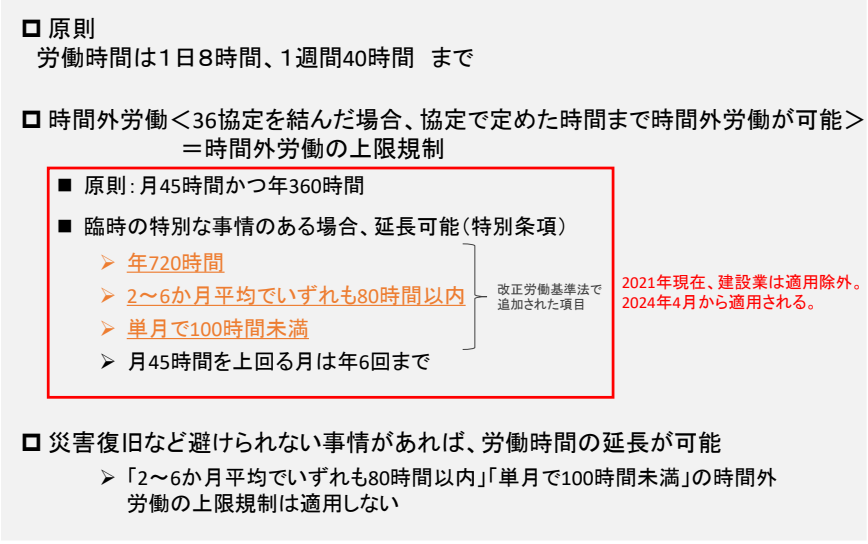

出典）厚生労働省資料により作成

③　建設キャリアアップシステム

建設技能労働者の就業履歴、保有資格、社会保険の加入状況等の情報を業界統一ルールに基づいて蓄積するデータベースである「建設キャリアアップシステム」が、2019 年 4 月から本格的に運用が始まっている。

このシステムは、蓄積された個々の技能者のデータに基づき、高い技能や豊かな現場経験を持つ技能労働者が、高い評価と良い処遇を受けられるようにするものであり、担い手の処遇改善から、担い手の確保・育成につなげることを目的としている。

2020 年 4 月からは建設キャリアアップシステムのレベル判定を活用して、すぐれた技能者を雇用する企業が評価されるよう経営事項審査が改正され、また、今後は建設業退職金共済制度が同システムに完全移行する予定であり、建設業の様々な場面で活用が進んでいる。

また、都道府県の一部では、同システムを企業評価の加点に活用する動きも出てきている。

図表 9 建設キャリアアップシステムの都道府県における企業評価での加点等の取組

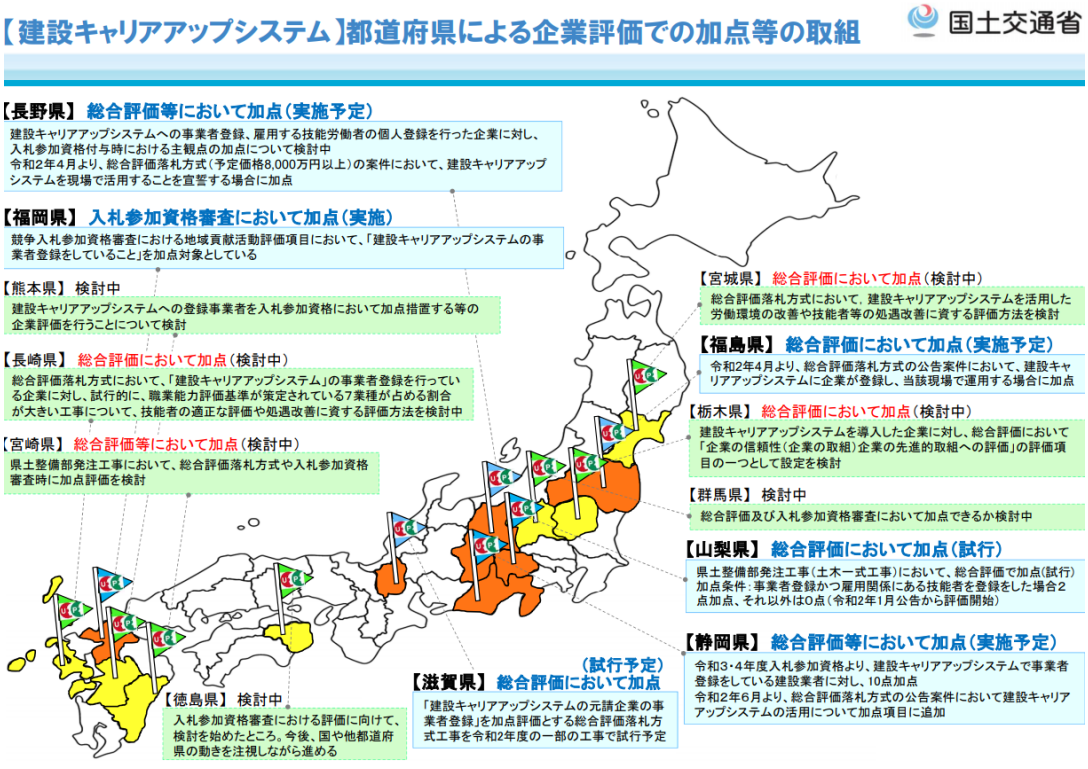

出典）国土交通省ウェブサイト

④　国土強靭化

近年は広島豪雨災害（2014 年）、関東・東北豪雨（2015 年）、熊本地震（2016 年）、大阪府北部地震（2018 年）、西日本豪雨（2018 年）、北海道胆振東部地震（2018 年）、令和 2 年 7 月豪雨（2020 年）等の自然災害による被害が頻発している。

政府ではこれらの自然災害の発生やインフラの老朽化の問題に対し、防災・減災や国土強靭化のための施策を展開しており、2018 年には 2018～2020 年度の 3 年間で 7 兆円の事業規模となる「防災・減災、国土強靭化のための 3 か年緊急対策」を決定し、全国で取組が進められてきた。

この間、都道府県・市町村においても国土強靭化地域計画が策定され、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方が地域単位で検討されている。

また、上記の緊急対策が 2020 年度で終了することを受け、政府では 2021 年度から 2025 年度までの「5 か年加速化対策」（事業規模約 15 兆円）を含む経済対策を閣議決定しており、今後も引き続き国土強靭化の取組が推進される見込みである。

図表 10 市区町村の国土強靭化地域計画の策定率

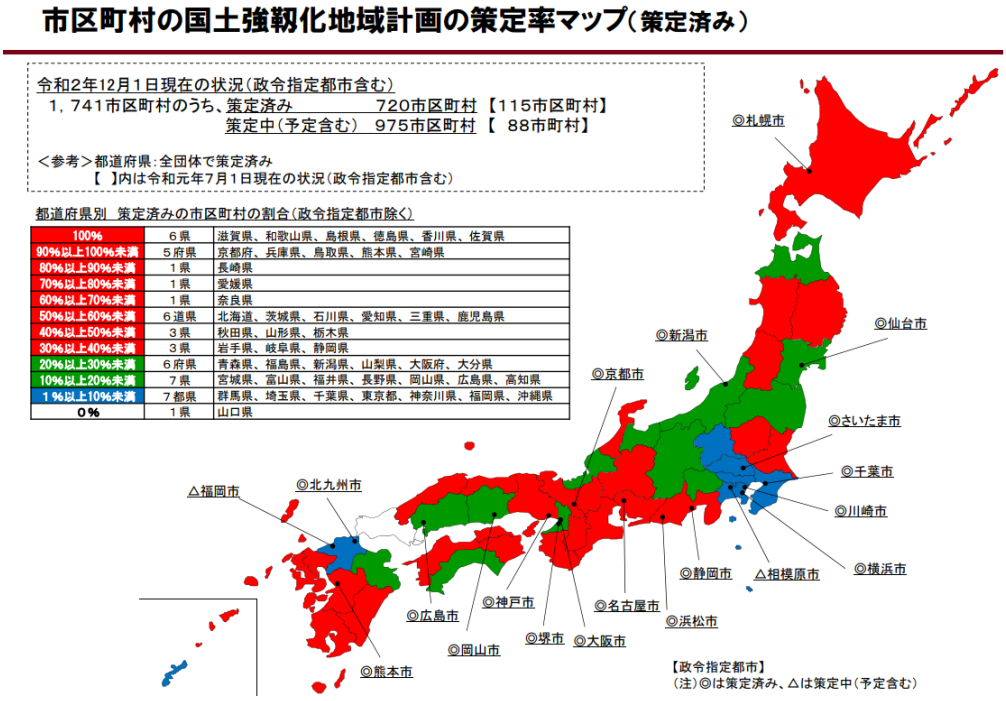

出典）内閣官房ウェブサイト

⑤　新型コロナウイルスの影響

2020 年は新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るい、世界経済に極めて大きな影響を与えている。

国内の建設業においては、現時点での経済的な影響は正確に把握されてはいないが、民間建設においては、新設住宅着工戸数は前年比で低い水準で推移しており、企業の設備投資も冷え込んでいるものと推測される。

また、公共投資については、来年度以降、税収の落ち込みと新型コロナウイルス対策の支出によって自治体財政が圧迫されることが想定され、投資的な予算が減少することが危惧されている。

現場レベルでも建設事業者の新型コロナウイルス感染予防の取組が必要となっており、マスク・シールドヘルメット・消毒液等の資材購入や遠隔臨場・テレビ会議実施のための機材・通信費等、予防関連のコスト負担も発生している。建設現場では、密閉・密集・密接を避けながら作業を行う必要があり、従来のような作業工程が組めない等の問題も出てきている。

これらに対し国土交通省では「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」を策定し、事業者に対し対策を呼び掛けているところである。

図表 11　新設住宅着工戸数の推移

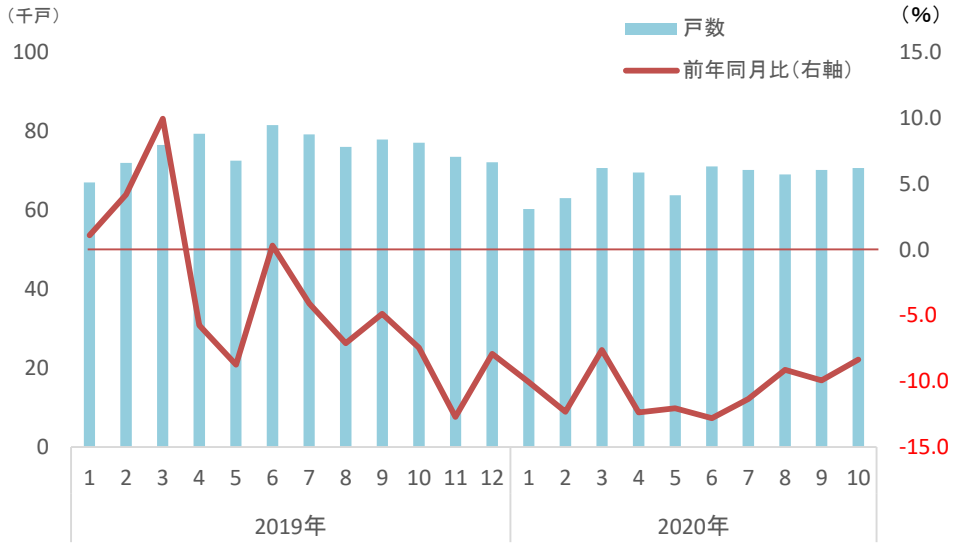

出典）国土交通省「住宅着工統計」

⑥　2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

2020 年 10 月に我が国は、2050 年までに人間の社会・経済活動により排出される二酸化炭素と自然界で吸収される二酸化炭素が同量となる「カーボンニュートラル」を目指すことを決定するとともに、さらにこのカーボンニュートラル社会への挑戦を、新たな経済成長につなげるための産業政策である「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（以下、グリーン成長戦略。）を策定・公表した。

このグリーン成長戦略では、14 の重要分野ごとに目標が設定され、政策資源が投入されることとされている。これら 14 分野における取組については、その実現について建設工事の実施という点で建設業の役割が不可欠なものが多く、例えば、高層建築物の木造化のように建設業にとって新たな事業機会が発生する可能性が高い。

一方、「物流・人流・土木インフラ産業」では、「建設施工におけるカーボンニュートラルの実現」が挙げられ「地方自治体の工事を施工している中小建設業へ ICT 施工の普及を行い 2030 年において年間の二酸化炭素排出量を 32,000 トン削減する」という取組項目が挙げられ、さらに 2050 年には建設施工におけるカーボンニュートラル実現に向け「ディーゼルエンジンに替わる革新的建設機械（電動、水素、バイオ等）の普及を促進」するとされている。このように建設業自体にもカーボンニュートラルに向けた取組が期待されている。

図表 12　グリーン成長戦略に示される 14 の重要分野

産業分野		主な項目
エネルギー関連産業	洋上風力産業	風車本体・部品・浮体式風力
	燃料アンモニア産業	発電バーナー
	水素産業	発電タービン・水素還元製鉄・運搬船・水電解装置
	原子力産業	AMR・水素製造原子力
輸送・製造関連産業	自動車・蓄電池産業	EV・FCV・次世代電池
	半導体産業	データセンター・省エネ半導体
	船舶産業	燃料電池船・EV 船・ガス燃料船等
	物流・人流・土木インフラ産業	スマート交通・物流用ドローン・FC 建機
	食料・農林水産業	スマート農業・高層建築物木造化・ブルーカーボン
	航空機産業	ハイブリット化・水素航空機
	カーボンリサイクル産業	コンクリート・バイオ燃料・プラスチック原料
家庭・オフィス関連産業	住宅・建築物産業	エネルギーマネジメントシステム・高性能住宅建築物・建材/設備等
	次世代太陽光産業	
	資源循環関連産業	バイオ素材・再生材・廃棄物発電
	ライフスタイル関連産業	地域の脱炭素ビジネス

出所：経済産業省「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」により作成

図表 13　物流・土木インフラ産業における取組内容

⑧物流・人流・土木インフラ産業

◆ カーボンニュートラルポートの形成、スマート交通の導入、自転車移動の導入促進、グリーン物流の推進、交通ネットワーク・拠点・輸送の効率化・低炭素化の推進、インフラ・都市空間等でのゼロエミッション化、建設施工におけるカーボンニュートラルの実現に総合的に取り組むことで、物流・人流・土木インフラ産業での2050年のカーボンニュートラル実現を目指す。

	現状と課題	今後の取組
①カーボンニュートラルポートの形成	**我が国のCO2排出量の約６割が港湾・臨海部から** • 我が国のCO2排出量の約６割を占める火力発電・製油等は主に港湾・臨海部に立地。 • 我が国の輸出入の99.6%を取り扱う港湾は、コンテナ貨物トレーラーや横持トラックの輸送拠点。 • 港湾は、水素・アンモニア等次世代エネルギーの輸入拠点。 **水素等次世代エネルギー輸送手段や受入体制が確立されていない。** **各事業者が個々に技術開発等に取り組んでおり、スケールメリットの創出が困難。** **水素等次世代エネルギー調達のため、海外での積出港の確保が必要。**	**港湾におけるカーボンニュートラルポートの形成** 次世代エネルギーの輸送キャリアに応じたモデル港を対象として、社会実装を推進。カーボンニュートラルポート（CNP）形成のためのマニュアルを策定し、CNPの形成を全国に展開。 **次世代エネルギー資源獲得に資する海外における港湾投資の検討** 海外からの次世代エネルギー資源の安価な大量輸入のため、積出港の環境整備等、企業による取組を支援。
②スマート交通の導入、自転車移動の導入促進	・複数の交通機関の乗換の複雑さなど、利便性の面で更に改善を進めるべき課題が存在 ・自家用自動車へ過度に依存することのない移動手段の確保 ・電動化・自動化によるCO2排出の少ない輸送システムが導入された社会の実現：日常生活における車の使い方をはじめとした国民の行動変容を促すとともに、自家用自動車の過度な依存を見直し、地方部における公共交通機関の確保・維持や、利用促進を図ることが重要。 ・自転車活用：自転車通行空間の整備延長は約2,930km（R元年度末）	日常生活における車の使い方をはじめとした国民の行動変容を促す。 ⇒地域公共交通活性化再生法を活用した地域公共交通の充実やMaaSの利便性向上の取組を官民一体で推進し、自家用自動車へ過度に依存することのない移動手段を確保。 ・まちづくりと連携し、LRT・BRT、電動化・自動化された公共交通等、新たな技術を活用したCO2排出の少ない輸送システムの導入促進。 ・自転車活用：自転車通行空間の整備や自転車活用の促進
③グリーン物流の推進、交通ネットワーク・拠点・輸送の効率化・低炭素化の推進	・モーダルシフトの推進：低炭素型の物流体系構築のため、CO_2排出削減効果の高いモーダルシフトの推進が必要。 ・物流施設の低炭素化：庫内作業の省人化に伴う照明等エネルギー消費量の削減や、冷凍冷蔵倉庫における省エネ型自然冷媒機器の導入によるエネルギー消費量の削減及び脱フロンが不可欠。 ・ドローン物流の実用化：過疎地域では、輸配送の効率化や物流の持続可能性の確保が課題。 ・燃料電池鉄道車両の開発・導入：現行の関連基準・規制が燃料電池（FC）鉄道車両の走行を想定していない。 ・エコエアポート：コスト面に課題があり、各空港において導入を見送られているシステムが存在。 ・航空交通システムの高度化：従来の航法よりも飛行距離を短縮し、より多くの航空機を効率よく飛行させることが可能となる RNAV経路の導入促進が必要。 ・道路における主要渋滞箇所は約9,000箇所（R元年11月時点）、国内貨物輸送の約8割がトラック輸送。	・自動車輸送からCO2排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進。 ・物流施設における省人化機器及び再生可能エネルギー設備の導入や、冷凍冷蔵倉庫における省エネ型自然冷媒機器への転換に係る取組を推進。 ・持続可能な事業形態の整理、機体導入への支援。 ・FC鉄道車両の社会実装に向け、**関連基準・規制等、必要な環境整備**を検討。 ・エコエアポートガイドラインの改正を含めた検討、GPUの導入促進、空港施設のLED化等省エネルギーシステムの導入推進、空港車両のFC化・電動化によるクリーンエネルギー車両の導入を促進。 ・革新的運航改善に向けた**国際協調**、研究開発に取り組む。 ・道路ネットワークの整備や道路を賢く使う取組等の道路交通流対策を推進。 ・ダブル連結トラックによる物流の効率化を推進。
④インフラ・都市空間等でのゼロエミッション化	・直轄国道のLED道路照明灯の整備が必要。 ・走行中の給電システムを埋め込む道路構造とそれに係る技術基準の開発・検討が必要。 ・EV充電器の公道設置について、社会実験による道路交通への影響の評価などが必要。 ・下水の有する熱量が他のシステムと比べると少なく、他の熱供給システムとの複合利用が必要。 ・グリーンインフラの社会実装により、CO_2吸収源ともなる都市空間の緑化や雨水貯留・浸透等の防災・減災等の多様な地域課題の同時解決を図る必要。	・道路照明灯のLED化推進、更なる省エネ化・高度化技術の開発推進。 ・走行中給電技術の研究を支援。EV充電器の公道設置も含め、進捗に応じた制度や技術基準等の検討。 ・導入事例の横展開や導入コスト低減により、下水熱活用のための環境を整備。 ・グリーンインフラの計画・整備・維持管理に関する技術開発、地域モデル実証を通じた地域への導入支援。
⑤建設施工におけるカーボンニュートラルの実現	・（短期的）直轄の建設現場におけるICT施工（土工）の実施率は約８割に達しているが、地方自治体における実施率は約３割にとどまっており、地方自治体の工事におけるICT施工の更なる普及が必要。 ・（中・長期的）建設機械としては、ディーゼルエンジンを基本として、その燃費向上を目指し、燃費基準の策定、機器認定を行い、融資で導入を促進。国際的にも、建設施工における更なるCO_2削減の取り組みがなされており、我が国においても革新的な技術の導入推進が必要。	・（短期的）地方自治体の工事を施工している中小建設業へICT施工の普及を行い**2030年において32,000【t-co2/年】の削減**を目指す。 ・（中・長期的）2050年目標である建設施工におけるカーボンニュートラルの実現に向け、ディーゼルエンジンに替わる**革新的建設機械（電動、水素、バイオ等）の普及を促進**。この際、これまでの建設機械に係る各種関連基準を踏まえつつ、国際情勢も鑑み、**新たな基準策定**に取り組む。

出所：経済産業省「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

2. 愛媛県の建設業の概況と今後の方向性

(1)　愛媛県の地域特性と建設業

①　愛媛県の地域特性

愛媛県は四国の北西側に位置し、東西に広い県土を有している。県北側は瀬戸内海に面して平野が広がり、南西部は宇和海に面したリアス式海岸が続いている。また、高知県と接する背後には、西日本最高峰の石鎚山や日本三大カルストの四国カルスト高原があり、森林が県土の 71%を占めるなど、多様な自然環境を有している。

愛媛県内は大きく「東予地域」「中予地域」「南予地域」に分かれ、それぞれ異なる人口・産業構造を有しており、建設業と地域の関わりも違っている。

東予地域は、瀬戸内海沿岸部に製紙・化学・造船・繊維などの製造業集積を有しており、建設業もこれら製造業の工場・設備に係る事業者が多い。中予地域は、県都松山市に各種サービス業が集積している他、製造業の立地も進んでいる。また、松山市を中心に人口集積も見られ、民間の住宅・オフィス・ホテルを始めとした投資が行われていることから、建設業も民間建設投資に対応する事業者が多い状況にある。一方、南予地域は果樹栽培や水産養殖業をはじめとする第一次産業を基幹産業としているが、人口規模は比較的小さく、民間建設投資が少ない。この南予地域は、2018 年の西日本豪雨では県内でもっとも被害の大きかった地域であり、近年は災害復旧・復興に係る公共投資が行われるなど、公共工事への依存度が高い地域となっている。

図表 14　愛媛県の地域分類

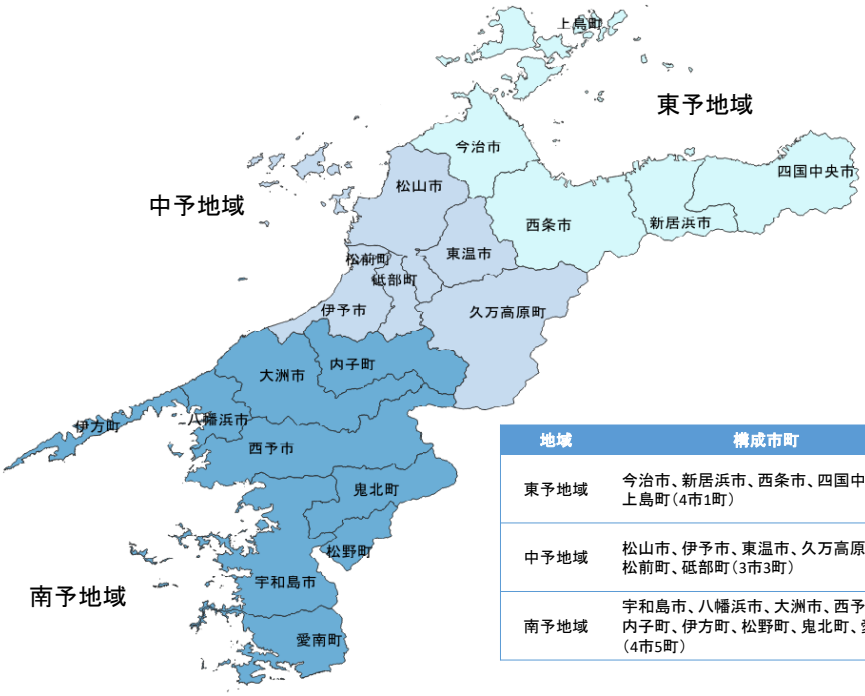

地域	構成市町
東予地域	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町（4市1町）
中予地域	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町（3市3町）
南予地域	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町（4市5町）

出典）国土交通省「国土数値情報」

②　地域建設業の役割

地域の建設業は、社会インフラの整備、住宅・オフィス・商業施設等の建築等により、まちづくり、地域づくりに貢献（国土形成産業）しており、経済構造の中で重要な役割を占め、多くの雇用を生んでいる（地域基幹産業かつ人材育成産業）。

また、2018 年 7 月に発生した西日本豪雨のような自然災害に対する防災・減災面でも不可欠な役割（地域危機管理産業）を果たしており、地域社会にとっても建設企業を残していくことは重要である。

さらに、人口減少・多発する災害・老朽化するインフラ等、多くの課題を抱える地域社会において、課題に対するソリューションを提供する産業としても期待は高い（事業提案・創造産業）。

このように、地域建設業は多様な役割を期待される重要な産業であり、建設業がなくなってしまえば、地域での経済活動・日常生活の維持は困難になる。にもかかわらず、建設業は担い手不足をはじめ多くの課題を抱えており、その見通しは楽観できるものではない。

特に愛媛県の中山間地域では、建設業は、地域のインフラの維持、災害対応といった安全面の確保と同時に雇用面でも不可欠な役割を果たしており、都市部とは異なった建設業振興が求められている。

図表 15　地域建設業に期待される役割

国土形成産業	➢ 各種の社会インフラや住宅、オフィスビル等の整備を通じて国民生活の向上や我が国経済の持続的な成長を支える役割を担っている ➢ 住まいをつくり、地域をつくり、まちをつくり、国をつくるという建設生産活動を通じて、人々の暮らしを守り、様々な経済産業活動を支える役割を担う
地域危機管理産業	➢ 地域社会にとって、「防災・減災」対策は重要であり、そのためにはまずもって災害を起こさないためのインフラ整備が必要 ➢ 地域建設業には、こうした「防災・減災」のためのインフラ整備とともに、地域に精通した建設のプロとして、地域の安全・安心の確保に関する公的・社会的役割を担う
事業提案・創造産業	➢ インフラ整備・老朽化への対応など、地域特性を知る地域建設業のノウハウを活かして事業を計画・提案していく ➢ 地域活性化・地方創生の重要なプレイヤーとして、地域づくり・まちづくりに貢献していくことが期待される
人財育成産業	➢ 若者が入職し、そこで技術者・技能者・事務職員として立派に育ち、また後輩を指導し育てる、やりがいを実感できる職場を提供する役割と責任を有している
地域基幹産業	➢ 経済活動の継続は、地域経済を支え他産業への波及効果、生産誘発効果を発揮しており、協力企業を含め、つながりのある周辺企業との取引継続は、大きな経済効果を生んでいる

出典）一般社団法人全国建設業協会「地域建設業将来展望」により作成

③　愛媛県建設業の将来に向けた課題と方向性

愛媛県の建設投資額は、2000 年度の 9,105 億円から 2012 年度は 4,019 億円まで減少したが、その後、国土強靭化や西日本豪雨災害の復旧・復興等の公共土木、民間建築投資の増加により 2019 年度は 5,287 億円まで回復している。

この建設投資の増加により、建設業の経営環境はおおむね好転してきており、建設業事業所数は、2000 年代に大きく減少したが、近年は下げ止まりの兆候が見られる。

ただし、県全体の人口構造と同様に、建設業従事者の高齢化、若年層の減少は進んでおり、担い手不足の状況が続いている。特に南予地域は、東予及び中予地域に比べ担い手の不足感が強い状況にある。

しかし、今後については、現在進められている西日本豪雨災害の復旧・復興の終了や新型コロナウイルスの影響による財政制約の高まりが、公共発注を減少させる可能性も高い。国の経済対策の中で、来年度以降の国土強靭化施策について 5 年間で 15 兆円規模の予算が組まれることが示されているが、地域強靭化計画を策定している市町でも投資的な経費を準備できない可能性もある。このように先行きは不透明感を増している状況である。

また、民間建設投資も、東予地域での企業の設備投資、中予地域での住宅関連投資等については、新型コロナウイルスの影響が不可避であり、新規住宅建設需要の減少、企業の設備投資マインドの冷え込み等により、短期的には減少する恐れがある。

このように近年、増加傾向にあった建設投資が、今後急速に減少に転じた場合、建設企業の経営状況が悪化し、過度な競争によるダンピングが発生するなど、建設業界全体が疲弊していくことが懸念される。

また、現時点でも建設業では人手不足が問題となっているが、中長期的には人口減少・少子高齢化により、担い手不足や後継者不足が今以上に深刻化することが予想される。仮に担い手・後継者不足により、建設業が維持できない地域では、インフラの維持管理も困難になる恐れがあり、安全・安心が確保できなくなった地域では、さらに人口減少が進む可能性も否定できない。

近時では全国的に自然災害が多発・大規模化しており、西日本豪雨のような自然災害が再度襲ってくる可能性も否定できず、南海トラフ地震のように将来的な発生が予想される災害も存在する。そのときに地域の建設業が衰退していれば、地域の持続可能性そのものを危うくしてしまう。

全国的にも、今後の地域建設業を取り巻く環境は、労働力不足、働き方改革、建設 DX（建設業におけるデジタル・トランスフォーメーション。i-Construction をはじめ建設業の生産プロセスの中に ICT 等の新技術を活用し、効率化・生産性の向上を実現すること）、自然災害の発生等、さらに多様かつ深刻に変化することは確実である。このような変化を受け、建設業は、新・担い手 3 法に示されているように、将来に向けて受注者サイドの建設企業と発注者サイドの行政・民間事業者が連携して、建設業のあり方を大きく変えていく時期が来ている。

その変化の方向性としては、大きく「担い手確保と働き方改革」「生産性の向上」「地域課題への対応力向上」の 3 つがあげられる。つまり、建設業の担い手が他産業と同等若しくはそれ以上の働きがい、待遇が得られ（担い手確保と働き方改革）、その働き方を実現するために、先端技術の活用等により付加価値の高い産業になること（生産性の向上）、そして、各地域が抱える様々な課題に対して解決を提供できる産業としてステイタスを高めていくこと（地域課題への対応力向上）が重要となる。

図表 16　愛媛県建設業を取り巻く課題と今後の方向性

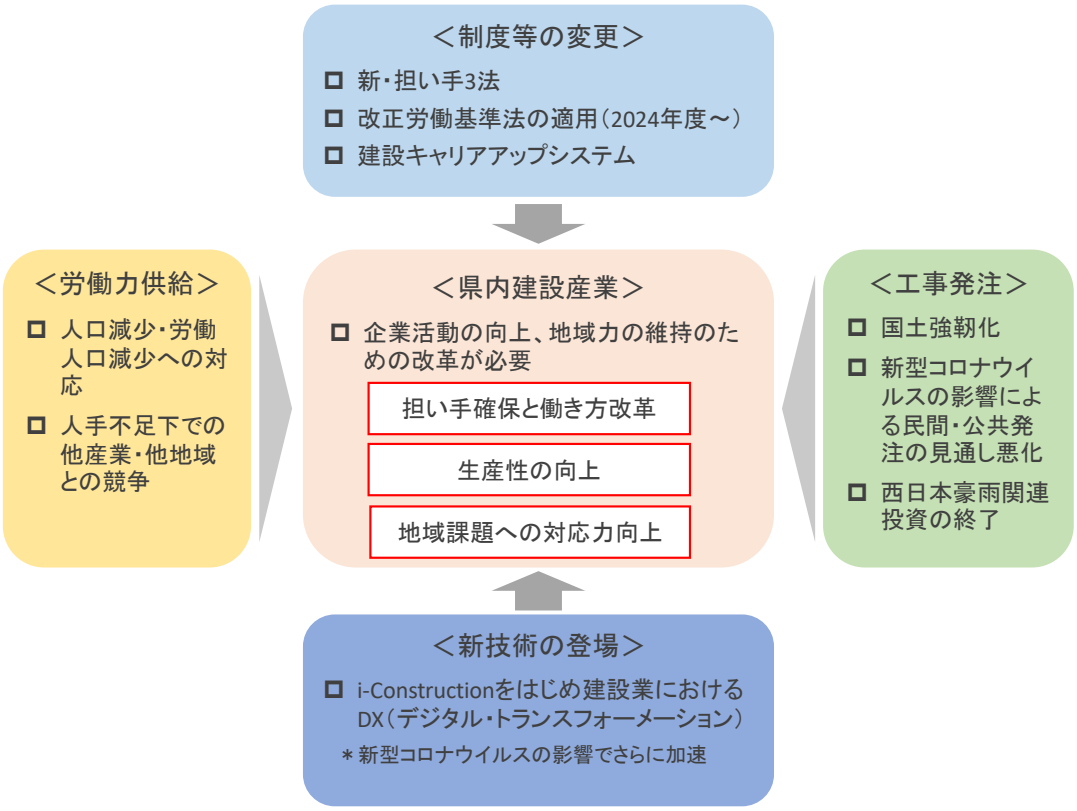

3. 愛媛県建設業の将来に向けた提言

先に愛媛県の地域建設業の今後の方向性として「担い手確保と働き方改革」「生産性の向上」「地域課題への対応力向上」を挙げたが、具体的には以下のような内容と取組項目を提言する。

図表 17　愛媛県建設業の将来に向けた提言

	目指す内容	取組項目
担い手確保と働き方改革	新たな担い手の確保	若手・中堅世代の入職促進
		多様な担い手確保に向けた取組の充実
	処遇改善・雇用形態の安定化	月給制・実質週休 2 日制への移行
		長時間労働の是正
	キャリアプランの構築	建設キャリアアップシステムの活用
		技能・技術向上に向けた支援
生産性の向上	持続可能な事業環境の確保	公共工事発注見通しの公表
		適正な工期設定と施工時期の平準化
	業務体制・プロセスの適正化	書類の簡素化
		建設 DX の推進
地域課題への対応力向上	地域力向上へ向けた取組強化	地域特性・課題に対応した発注体制の構築
		災害対応の強化
	事業承継の円滑化	事業承継に関する総合的な支援
		廃業後の担い手支援

担い手確保と働き方改革

（1）　新たな担い手の確保

【現状と課題】

- 愛媛県の建設業就業者は、1995 年から 2015 年の 20 年間で 3 割以上が減少し、2015 年には約 5.0 万人となっている。県全体の就業者総数は同期間で約 1 割の減少にとどまっていることから、建設業の就業者数の減少傾向は非常に強いと言える。
- 建設業就業者の年齢構成は、40 代と 60 代をピークとしており、年々高齢化が進んでいる。この高齢化の背景には、若手・中堅世代の離職が進んでいることがあり、近年やや好転の兆しがあるものの、依然として多くの世代で離職者が入職者を上回っている。
- また、今回実施したアンケート調査によると県内建設企業の約 7 割が技術者・技能労働者を不足とし、建設業の有効求人倍率も、近年で最も高い水準にあるように、建設企業の人手不足感は高い。
- このように愛媛県の建設業は、若手・中堅層の入職が進んでおらず、企業の人手不足感が高まっている。そのため、まずは若手・中堅層の離職を止め、入職を促進することが必要である。また、人口減少・少子高齢化社会の中では、女性や外国人といった多様な担い手に建設業で働いてもらえるよう取組を進めることも必要である。

①　若手・中堅世代の入職促進

- 愛媛県建設企業の人手不足感が高まる中、技術者・技能労働者として採用活動を行う対象は、主に高校新規卒業者と社会人経験者である（アンケート調査による）。
- まず、前者の高校新規卒業者については、現在、愛媛県では高等専門学校・高等学校に向けた就職説明会、現場見学・インターンシップ等が行われているが、高校生の就職におけるニーズの変化（職場の雰囲気、仕事のやりがい等）をしっかりと踏まえ、建設業界全体の働き方改革に関する取組を SNS 等の多様なツールを活用して PR することが必要である。建設企業の経営者は比較的年齢層が高い傾向にあるが、若者が働きやすい環境づくりについて、自社の働き方・環境を再考する必要も出てくるだろう。
- また、高校生を対象とした取組に加え、キャリア教育が低年齢化する中で、中学生に向けた情報発信・インターンシップ等も、今後さらに重要となってくる。愛媛県では中学生を対象とした「建設業の魅力体験イベント」や「ひめ建新聞」による情報発信・PR を県内建設業団体と連携し実施しているが、このような PR は息の長い取組が重要であり、より魅力のあるものを模索しつつ、継続することが必要である。
- ICT に精通した人材の必要性が建設業で高まる中、今後は愛媛大学・松山大学・新居浜工業高等専門学校や短期大学・専門学校等で ICT について学んだ人材が建設業に就職するような流れも重要であることから、これら県内の高等教育機関に向けた建設業の PR を推進することが求められる。

- 社会人経験者については、これまで東京五輪開催に向けて実施されてきた首都圏での建設投資の減少、新型コロナウイルスの影響による大都市からの移住増加等の背景から、建設業にとっては地方への移住（U・I・J ターン）のニーズを獲得するチャンスでもある。そこで、東京など県外の大都市で官民が連携した求人説明会やフェアを開催することも考えられる。このような説明会・フェアについては、コロナ禍においてオンラインで開催することも検討すべきであろう。
- また、他業種からの転職者については、建設業の具体的な働き方や役割、他業種の経験が生かせる事項など、実際の転職者の事例等を踏まえた説明会・現場見学会等を開催することも求められる。

② 多様な担い手の確保に向けた取組の充実

- 国と業界団体等の共同により、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」が 2020 年 1 月に策定され、建設業における女性の入職・定着をさらに促進することとしており、全国と同様に愛媛県でも、建設業で働く女性の経験を PR する機会を増やすことや、実例を踏まえた説明会・現場見学会等の開催が求められる。建設現場で働く女性の入職者を増やし、定着させていくためには、トイレ・更衣室等に係る現場の労働環境だけでなく、男女を問わず育児・介護と仕事の両立ができるなど、働きやすい職場環境の整備に十分に配慮していくことが必要である。
- また、今後、技術者が減少・高齢化する中で、女性の活躍は必須となってくる。この点で、愛媛県で進めている女性技術者の PR 等は有益である。加えて、より直接的に建設業に興味を持つ県内高等学校及び高等専門学校等の生徒と建設業界で活躍する女性技術者が交流する機会を設けるなどの取組を実施していくことも考えられる。
- 外国人材については、すでに東予地域を中心に外国人技能実習制度を活用した受け入れが進んできているが、今回実施したヒアリング調査では、外国人技能実習生は「運転免許が取れず、現場の送り迎えが大変」「建機の資格を県内で取得することが難しい」等の問題も指摘されている。県内で広く外国人材を受け入れていくためには、このような外国人技能実習制度や新たな在留資格（特定技能）等について現場での課題を整理し、官民で今後の受け入れの可能性や方向性について、情報共有し、検討する機会を設けることが望ましい。
- 現在は新型コロナウイルスの影響で外国からの受け入れが難しい状況ではあるが、中長期的には、受け入れた外国人材に対する各種の研修機会、特定技能 1 号から特定技能 2 号（より高度な技能も持ち、在留期間の更新に上限がなく、家族の帯同も可能）への移行を希望する外国人への研修の必要性も高まることが予想されるが、個々の企業での取組には限界があるため、行政・業界団体が率先して研修機会を提供することが求められる。

（2）　処遇改善・雇用形態の安定化

【現状と課題】

- 愛媛県は、全国的にも製造業の集積が厚い地域であり、就業者は製造業のウェイトが高い。今後、人口減少とともに就業者数も減少することが不可避である中、各産業で人手不足感が高まっていることから、県内の産業間で人材獲得がより競争的になることが予想される。
- このような中、現時点において建設業は、製造業、卸売・小売業等に比べ給与水準は比較的良い水準にあるが、労働時間の長さは多くの他の産業を上回っている。アンケート調査では約半数の企業が「4 週 6 休」としているように、建設業は出勤日数が長い。つまり、休暇が少ない、週休 2 日が確保できないという課題がある。
- また、アンケート調査によると建設企業の約 7 割で技術者は月給制としているが、技能労働者については、月給制の導入は約 4 割に留まっており、約 6 割は日給制・日給月給制となっている。そのため技能労働者の立場からは、中長期的に賃金の見通しが利きにくいという状況がある。
- また、改正労働基準法の定める時間外労働の罰則付き上限規制が 2024 年度から建設業に対しても適用されるため、建設企業の努力と共に発注者の協力も重要となる。
- これら雇用条件・労働条件については、他産業との人材獲得競争という観点からも、発注者の理解・協力を得て対応していくべき課題となっている。

①　月給制・実質週休 2 日制への移行

- 週休 2 日制及び月給制への移行にあたっては、公共発注者（行政）側には「建設投資の見通しの公表」「発注及び施工の平準化」「週休 2 日・月給制を考慮した発注額」が求められ、受注者（建設企業）側には、週休 2 日制及び月給制への理解を深めるとともに、個々の企業は雇用体系や現場の運営のあり方を検討していくことが必要である。
- 愛媛県では「週休 2 日確保工事試行要領」を定め、土木部が発注する全ての工事（週休 2 日に取り組むことが適切でない工事を除く。）を対象として、受注者希望方式で週休 2 日確保工事を実施するとともに、補正係数の見直しを進める等、週休 2 日を促進する取組を行っている。このような県の取組を今後も進めていくと同時に、市町も含め積極的な取組を進めていくべきである。
- また、建設企業側は工事終了後のリフレッシュ休暇制度等の柔軟な休暇制度を導入することで実質的な週休 2 日制を進めていき、「建設業は休暇が取れる業種である」ということを業界内外に浸透させていくことが必要である。
- 加えて、民間工事の発注者に対しても、週休 2 日制への移行について、行政・業界団体が連携して理解を求めるよう働きかけていくことも求められる。

② 長時間労働の是正

- 2024 年度には、改正労働基準法の定める時間外労働の罰則付き上限規制が建設業に対しても適用される。原則として残業時間は、月 45 時間、年間 360 時間を上限として、繁忙期には年間 6 か月までさらなる残業が認められる。ただし、休日労働を含めて、月間で 100 時間未満、2～6 か月のいずれの期間の平均で 80 時間、年間では最大 720 時間の上限が設けられている。
- アンケート調査では、県内建設企業の大部分では、技術者・技能労働者ともに 1 か月当たりの平均残業時間は 45 時間未満となっており、改正労働基準法への対応という観点からは大きな問題はないように見える。
- しかし、他産業との労働時間を比較すると、建設業の労働時間は長い傾向にある。この点は人材獲得の観点からは弱みとなり得るため、改正労働基準法への対応も含め、建設企業は労働時間の正確な把握とコントロールに努める必要がある。
- 一方で、労働時間のコントロールは受注者である建設企業自身で行い得る部分以上に、工期や書類作成等の発注条件に左右される。この点については、発注者においても余裕のある工期設定や書類の簡素化等で労働時間の削減・平準化を後押ししていく必要がある。

(3)　キャリアプランの構築

【現状と課題】

- 全国的に見て建設業は製造業に比べ離職率が約 2 倍の水準と、離職率が高い業界である。また、アンケート調査によると県内建設企業の約 6 割で、この 5 年以内に採用した人材が離職している。年代別に見ても、愛媛県は若手・中堅世代（30～50 代）での離職者が入職者を上回っている状況にある。
- 県全体で就業者が減少し、建設業では人手不足が常態化・深刻化する中で、入職者を増やすことと同時に、離職を防ぎ、かつ、技能・技術を高めていくキャリアプランの構築は、業界全体が取り組むべき課題である。
- 技能労働者については、2019 年度に導入された建設キャリアアップシステムを活用しつつ、企業・業界・行政が連携して育成機会を設けることが必要である。ただし、アンケート調査では県内建設企業の約 7 割が未登録の状況となっている。
- また、技術者についても、県が実施している資格取得支援を始め、企業・業界全体で若手技術者の育成を進めることが必要である。

①　建設キャリアアップシステムの活用

- 今後、人手不足が深刻化する中で、建設業にかかわらず、どのような業種でも、人材育成は重要なテーマである。人材育成をおろそかにすると、すぐに若手人材は辞めてしまい、その産業の成長性が失われてしまうことになる。
- 建設業の現場においては、ICT の活用、機械の導入が進んだとしても、属人的な経験や技術が求められ、その技術の習得には一定の期間が必須である。特に今後担い手の減少に拍車がかかる状況となれば、一人一人により豊富な経験、高い技能・技術が要求されるようになる。このことから、長く建設産業に勤め技術力を高めることで、担い手がより評価を受けやすい環境を作り出すことが重要である。
- 2019 年度から運用が開始されている建設キャリアアップシステムは、技能労働者が持つ資格や就業履歴を業界統一ルールで蓄積し、活用していく仕組みであり、個々の担い手の経験・資格を高めていくインセンティブともなり得るものだが、アンケート調査によると、現在の県内建設企業の導入はなかなか進んでおらず、かつ、導入のメリット等の理解も浸透していない状況である。
- そのため、まず県・市町から建設企業に向けた情報発信・説明をより強化することが必要である。また、2020 年 4 月から建設キャリアアップシステムでのレベル判定が評価ポイントとなるよう経営事項審査が改正され、より優れた技能労働者を雇用する企業が評価される基盤ができつつある。愛媛県においても、建設キャリアアップシステムの活用についての検討が進められているようであるが、例えば、総合評価方式のなかで建設キャリアップシステムの事業者登録及び技能者登録を加点要素とするなど、優れた技能労働者を雇用するインセンティブを設計することが求められる。

- 加えて、建設キャリアアップシステムは、技能労働者が転職する際に自身のキャリアを証明する重要なツールとなり得るものである。今後、新型コロナウイルスの影響で都市部から地方部への移住が増える可能性や建設企業の廃業により人材移動が増えることも考えられる。このように人材が流動化すれば、雇用者である建設企業側も採用の基準として本システムを活用することができる。しかし、このような機能を十分発揮するには、一定数以上の技能労働者の登録が必要であり、業界団体・建設企業も導入に向け積極的な検討が望まれる。

② 技能・技術向上に向けた支援

- 人材育成については、独自に十分な計画を策定・実施できる企業は限られていることから、外部機関の活用や、業界団体若しくは複数企業が連携して育成プランを構築し、実施していくことが望まれる。
- 技能労働者については、全国的には、（一社）群馬県建設業協会や地元建設企業が中心となって設立・運営する（一社）利根沼田テクノアカデミー（2016 年設立、群馬県）のほか、職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会の富士教育訓練センター（1997 年設立、静岡県）、職業訓練法人近畿建設技能研修協会の三田建設技能研修センター（1982 年、兵庫県）、職業訓練法人広島建設アカデミー（1983 年設立、広島県）等の建設関連の人材育成機関の例があり、これらとの連携や活用を進めると同時に、愛媛県として独自の取組をすることも考えられる。
- 技術者については、これまで愛媛県では「担い手育成事業」で若手技術者の資格取得の支援等を実施している。これに加え、今後は既にキャリアを積んだベテラン技術者の退職、若手技術者の不足が予想される中、より直接的なサポートとして、建設業団体と連携したオンラインセミナーの開催等も検討できると思われる。
- また、企業の施工能力を評価し、企業が技能労働者の確保・育成を進めることを支援していくために、総合評価落札方式において、登録基幹技能者を当該現場に配置した場合、加点評価する等の発注方式の工夫も進めていくことが必要である。これについては建設キャリアアップシステムにおける技能評価と連動させることも検討できよう。

生産性の向上

（1）　持続可能な事業環境の確保

【現状と課題】

- 愛媛県の建設投資額は 2012 年度に約 4,000 億円に減少した後、近年は増加傾向にあり、2019 年度は、全国的な国土強靭化の流れや西日本豪雨への対応もあり、5,287 億円と過去 10 年で最も高い水準にある。このような建設投資の伸びを背景に、県内建設企業の完成工事高も高い水準で推移しており、企業経営についても、過去に比べ高い営業利益を生み出している。
- 現時点では企業経営は全体的に好調と言える状況にあるが、今後は西日本豪雨災害の復旧・復興が終了することに加え、新型コロナウイルスの影響により公共・民間建設投資が減少する可能性もある。政府では来年度以降の国土強靭化施策について 5 年間で 15 兆円規模の予算を組むとしているが、先行きは不透明感を増している。
- アンケート調査でも、建設企業の 7 割が、近年の業績を上向き、もしくは横ばいと回答したのに対し、今後の業績見通しについては 6 割の企業が、下降する、もしくは、分からない（見通しが立たない）、としている。
- このような中、建設企業が、安定的に生産性を向上させるためには、人材の獲得や建設機械・ICT 等への設備投資を始めとした経営判断が求められるが、そのためには、安定的な工事量が見込めること、そして、年間を通して安定的に施工できることという、持続可能な事業環境の確保が重要となっている。発注者（公共）は、このような事業環境を作り出すための施策の実施が求められる。

①　公共工事発注見通しの公表

- 近年多発している災害への対応という地域維持の観点からも、愛媛県及び市町の発注方式は、受注側である建設業のあり方に大きな影響を与えているが、建設企業にとっては、中期的な建設投資の見通しが利きにくく、積極的な投資や採用に踏み出しにくい現状がある。全国的にも、建設投資の中期的な見通しを示す必要性が指摘されているところであるが、愛媛県においても同様である。
- 当年度の発注見通しについては、既に四国地方整備局から国及び愛媛県、県内市町のものが示されているが、今後も、建設企業が中期的な見通しが利くよう、積極的な情報公開・発信を行うことが望ましい。
- 必要となる具体的な維持管理・更新工事の想定を踏まえた中長期的な発注量の見通しが公表されると、地域の建設企業が中長期的な経営戦略の立案、事業投資の実行、担い手の確保・育成計画の策定等をより実行しやすくなり、持続可能な経営基盤を構築することに寄与する。特に新型コロナウイルスの影響で税収が減少する一方、対策に係る費用が増加している中、短期的には投資的な経費が減少する恐れもあり、透明性の高い情報発出は、企業経営により重要となっている。

② 適正な工期設定と施工時期の平準化

- 建設企業が週休 2 日制及び月給制に移行していくためには、企業側が、年間を通して安定的に仕事が受注できる見通しが立てられる環境整備とともに、適切な工期設定のもと、年間を通した発注及び施工の平準化を進めることが必要である。
- 新・担い手 3 法でも強調されている「債務負担行為の活用」「柔軟な工期の設定」「積算の前倒し」等の平準化の取組は愛媛県及び県内市町でも取り組まれているところだが、より県内全域に広めていくためには、公共工事契約制度運用連絡協議会や公共工事品質確保推進協議会のような場で県・市町が情報交換を行い、県は県内市町を支援しながら、新・担い手 3 法に示される工期設定や施工時期の平準化の取組について浸透を図っていくことが望まれる。

（2）　業務体制・プロセスの適正化

【現状と課題】

- 2019 年の働き方改革関連法の成立に伴い、2024 年度から、従来適用対象外だった建設業に対しても、時間外労働の罰則付き上限規制が適用されるようになる。全国及び愛媛県でも建設業は、他産業と比べ、出勤日数が多く、労働時間も長い状況にあるが、今後、建設現場以外の打合せや書類作成等、幅広い業務について、合理化を進めていかなくてはならない（アンケートにおいても県内建設企業の 6 割が、発注者への提出書類の簡素化・削減を求めている）。
- 近年はあらゆる業界でデジタル技術・ICT 技術の導入（DX＝デジタル・トランスフォーメーション）が進んでいる。建設業界でも 2016 年より国土交通省の「生産性革命プロジェクト」により i-Construction の推進をはじめインフラの整備・管理・機能や産業の高度化が進められており、国の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても、中小建設業へ ICT 施工の普及を行うことが掲げられているように、測量や現場で ICT 機器・建機を導入する i-Construction から、生産プロセス全般でデジタル化を進める BIM（Building Information Modeling）/CIM（Construction Information Modeling）まで、建設 DX は不可逆的に進んでいくことが予想される。
- このような取組は、中長期的には、建設業従事者の働き方改革につながり、生産性の向上、離職率の低下が期待できることに加え、新たに建設業に入職する担い手の確保にもつながることから、積極的に進めていく必要がある。

①　書類の簡素化

- 国土交通省では、公共工事における品質確保・生産性の向上を目的として、これまで現場における業務効率化に取り組んできているが、なかでも早くから取り組まれてきているのが、工事書類の簡素化であり、2009 年度から、各地方整備局でも「土木工事書類作成マニュアル」が策定されるとともに「工事関係書類簡素化のポイント」が示されてきている。また、愛媛県においても、2019 年 3 月に「土木工事施工管理マニュアル」が策定されるとともに、2020 年 1 月には「愛媛県工事関係書類等の適正化ガイドライン」が示されている。
- しかし、依然として「現場（職員）ごとに作成書類の対応のバラツキがある」「照査範囲を超える設計業務が多い」「紙と電子の二重納品の発生」「当初設計の不備や設計変更が多く、協議資料が増加」という問題は残っており、愛媛県においてもさらなる書類の簡素化の取組を進めていく必要がある。
- 国土交通省は 2025 年度に全直轄事業で BIM/CIM を原則適用する方針を打ち出している。愛媛県においても、工事プロセス全体に ICT の導入が早急に進められていくことに共

通の認識を持ち、官民が連携して、これらの技術を効果的に活用していくための歩みを進めていく必要がある。

② 建設 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 愛媛県では、今年度「愛媛県デジタル総合戦略（仮称）」の策定を進めており、「行政」「暮らし」「産業」に含まれるあらゆる分野にデジタル技術を導入することを目指している。建設業（愛媛県土木部発注工事）についても「愛媛県 ICT 活用工事実施要領」が策定されており、ICT モデル工事も実施され、建設 DX への取組が進められているところである。
- 一方で、アンケート調査によると愛媛県建設企業では、ICT 施工等の情報通信技術の活用について約 4 割が導入（検討も含む）しているものの、約 6 割は導入を検討していない、と回答しているように、建設 DX に対しては、必要性や有効性が理解されていない、もしくは、具体的な導入のあり方がイメージされていない可能性が高い。
- 今後は、地域の建設企業にとっても BIM/CIM に代表されるような工事プロセス全体への ICT の導入は避けて通れないことから、愛媛県においても、他県で実施されている CIM モデル工事や導入支援に加え、例えば、BIM/CIM の導入方法や課題について、市町も含めた行政、業界団体・建設企業が連携し検討・研究を進めていくことが必要である。
- また、新型コロナウイルス対策として、愛媛県土木部発注工事において、打合せにおける WEB 会議システムの活用、ウェアラブルカメラを使用した遠隔臨場による監督業務の効率化等が実施されているが、今後はより建設企業の現状やニーズを把握し、市町も含めて対策を充実させていくことが求められる。

地域課題への対応力向上

（1）　地域力向上へ向けた取組強化

【現状と課題】

- 愛媛県は、東西に広い県土を有し、東予・中予・南予地域で地勢は大きく異なり、人口・産業構造も違った特徴を有している。
- 道路・橋梁等のインフラの老朽化が進む中、その維持・管理、又は災害対応について建設企業が果たす役割は大きいが、特に西日本豪雨の被害が大きかった南予地域や県内に広く存在する中山間地域では、人口減少・産業の停滞など、地域活力が低下しており、建設業の持続可能性にも懸念が生じている。建設業がなくなってしまえば、その地域のインフラの維持、災害対応も不可能となり、地域そのものが維持できなくなってしまう。
- 愛媛県では西日本豪雨で県内各地が大きく被災し、その復旧・復興において、地域に根差した建設業の重要性が改めて認識されたところであるが、今後、地域の持続性・安全性を維持・向上させていくために、各地域において官民が連携した地域維持体制を作っていく必要がある。

①　地域特性・課題に対応した発注体制の構築

- 愛媛県は、南予地域やそれ以外の中山間地域は産業基盤が比較的弱く、人口も減少していることから、民間発注工事は少なく、公共発注工事への対応を主としている建設企業が多い。しかし、西日本豪雨災害の復旧・復興の終了や新型コロナウイルスの影響による財政制約の高まりが、公共発注を減少させる可能性も高い。国の経済対策の中で、来年度以降の国土強靭化施策について 5 年間で 15 兆円規模の予算が組まれることが示されているが、地域強靭化計画を策定している市町でも投資的な経費を準備できない可能性もある。
- このような背景から、仮に今後急速に公共発注が減少すると、西日本豪雨のような災害時に対応する地元の建設企業が廃業に追い込まれ、地元から力のある建設企業が減る、若しくはなくなってしまう懸念が高まっている。
- そのため、愛媛県及び県内市町が連携し、「地域の守り手」として期待される力のある建設企業を残していくためにも、地域の特性や課題に合った発注体制を構築していくことが求められる。例えば、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）に基づく「適正化指針」等に示されるように、落札者の選定方式について、地元での災害対応への実績や施工能力（自社で建設機械、技能労働者を確保しているか否か）等を重視した発注方式（総合評価落札方式等）の工夫をしていく必要がある。
- また、すでに全国的にインフラの老朽化が進み、点検・維持・管理等において地域の建設企業の役割が増している中、建設企業の存在は地域の安心・安全を確保するカギとな

っており、今後は、市町間が連携し広域的にインフラの維持管理を複数年で発注するコンセッション方式等の新たな発注のあり方も検討することが求められる。

- 上記のような発注方式のあり方に加え、国の成長戦略である「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、建築物の高性能化（太陽光等の活用やエネルギーマネジメントシステムの導入等）や木造化を推進するとされている。愛媛県はもともと日照時間が比較的長いことや、森林資源が豊富で優れた木材を産出している等の適した条件を有している。すでに愛媛県では 2001 年に「公共施設等木材利用推進方針」を策定し、2018 年には「愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例」を制定しており、公共施設における県産木材の利活用を進めているが、今後も県・市町を含め可能な限り木材の利活用を進めるとともに、エネルギーマネジメントシステムをはじめとする高性能化を検討することが望ましい。

② 災害対応の強化

- 我が国は、その自然地理的な条件から、台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などの自然災害が、他国に比べ発生しやすい国土であるが、近年は異常気象とも捉えられる大規模な台風、豪雨が頻発しており、愛媛県でも 2018 年 7 月の西日本豪雨で大きな被害を受けている。
- 今後も西日本豪雨のような大規模災害が発生する可能性があることから、県土全体で防災・減災の体制を常備しておく必要がある。その中で、防災・減災から復旧・復興という一連の流れにおいて、建設業の果たす役割は極めて大きい。
- 愛媛県では各建設業団体と締結した防災協定が、西日本豪雨災害の際に運用されたところであるが、現在の担い手不足の状況も踏まえ、将来にわたって維持可能な体制を今から検討しておく必要がある。「愛媛県デジタル総合戦略（仮称）」には、「防災・減災へのデジタル技術の積極的活用」が示されており、建設業政策と連携していくことが望ましい。

（2）　事業承継の円滑化

【現状と課題】

- 県内建設企業・団体へのヒアリング調査によると、県内建設業では担い手の高齢化と同時に経営者の高齢化も進んでおり、建設企業の事業承継が大きな問題となっている。アンケート調査では、円滑に事業承継が進む（後継者が決まっている）企業は4割程度であり、その他6割の企業は事業承継に何らかの問題を有している。
- 後継者がいない場合、選択肢としては、他社との合併・事業譲渡（M&A）、もしくは廃業が考えられる。これまで建設業では合併・事業譲渡について建設業許可の承継が困難である等の問題があったが、改正建設業法で制度的な対応が進んでいる。
- ただし、建設企業の合併・事業譲渡については、「企業規模を大きくしても、それに見合った工事を受注できない」「（合併される企業が持つ）地域要件を失ってしまい、入札に参加できない」等の原因から、進んでいないのが現状である。
- しかし、今後の経営者の高齢化により事業承継の問題が深刻化することは不可避であることから、県・業界団体で連携した取組が求められる。

①　事業承継に関する総合的な支援

- 中小企業・小規模事業者において経営者の高齢化が進む中、後継者不在などで、事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の方の相談に対応するため、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づき、全国各都道府県に事業引継ぎ支援機関が設置されている。愛媛県では、松山商工会議所に設定されている。また、えひめ産業振興財団や愛媛県経済労働部を中心に「愛媛県事業承継ネットワーク」が組織されており、事業承継に係るサポートを実施している。
- しかし、建設業は製造業・サービス業と異なり合併・事業譲渡により企業規模を大きくしても、工事の受注が必ずしも増えるわけでなく、コスト削減にも限界がある。また、地域要件の喪失や入札参加資格等級の変更等により公共工事への入札参加資格が制限される可能性もある、というように他業種にはない課題があることから、建設業界に知見があり、ネットワークも有する県・建設業団体が、上記の事業引継ぎ支援機関や愛媛県事業承継ネットワーク、地域金融機関等と連携してサポートしていくことが求められる。加えて、県・市町の発注者側も、地域の建設企業の本社が、合併や事業承継により支社・営業所となった場合も、一定の条件のもと地域要件を喪失しないような取り扱いを進めていくこと等で、合併・事業譲渡に至る障壁を下げていくことが望まれる。
- また、合併・事業譲渡のような他社による事業承継だけでなく、自社で後継者に引き継ぐ事業承継についても、建設業法の改正により経営能力の基準について、経営業務管理責任者は必ずしも建設業の経営経験のみでなくてもよい（建設業の経営経験 2 年とそれ以外の業種を含む5年以上の経営経験があればよいなど）となったが、このような場合でも事業承継後に円滑に経営ができるよう、建設業に関わる技術的な知見や財務的

な知識等を学ぶ機会を設けることが、事業承継の円滑化、ひいては建設企業の経営力強化につながるものと思われる。

② 廃業後の担い手支援

- 仮に事業承継が進まなかった場合、建設企業は廃業することになるが、この場合も、廃業する企業で働いていた技術者・技能労働者が、建設業以外の他業種に移動してしまうと、経験を有する貴重な担い手を失ってしまう。
- そのため、廃業する企業の担い手が、次の新たな職場となる建設企業を見つけられるよう、廃業予定の企業が相談でき、担い手と次の職場をつなぐような機能・場を設けることが必要であろう。この機能・場については、県が建設企業からの相談窓口として設置している「建設産業再生支援インフォメーションセンター」の活用や、県・建設業団体・金融機関が連携した廃業支援を実施することが望ましい。
- 今後、建設投資の先行きは不透明であり、再び新型コロナウイルスのような予期できない事象が発生することも考えると、あらゆる業種がそうであるように、どの建設企業も突然の廃業に追い込まれる可能性は否定できない。そのとき、技能労働者が自分のキャリアを証明し、円滑に他企業に移動できるよう、建設企業は、建設キャリアアップシステムについて事業者及び技能労働者の登録を進めることが求められる。

第２部　愛媛県の建設業の現状

＜愛媛県の地域区分＞

【愛媛県の地域区分（県の地方局設置区分に基づく）】

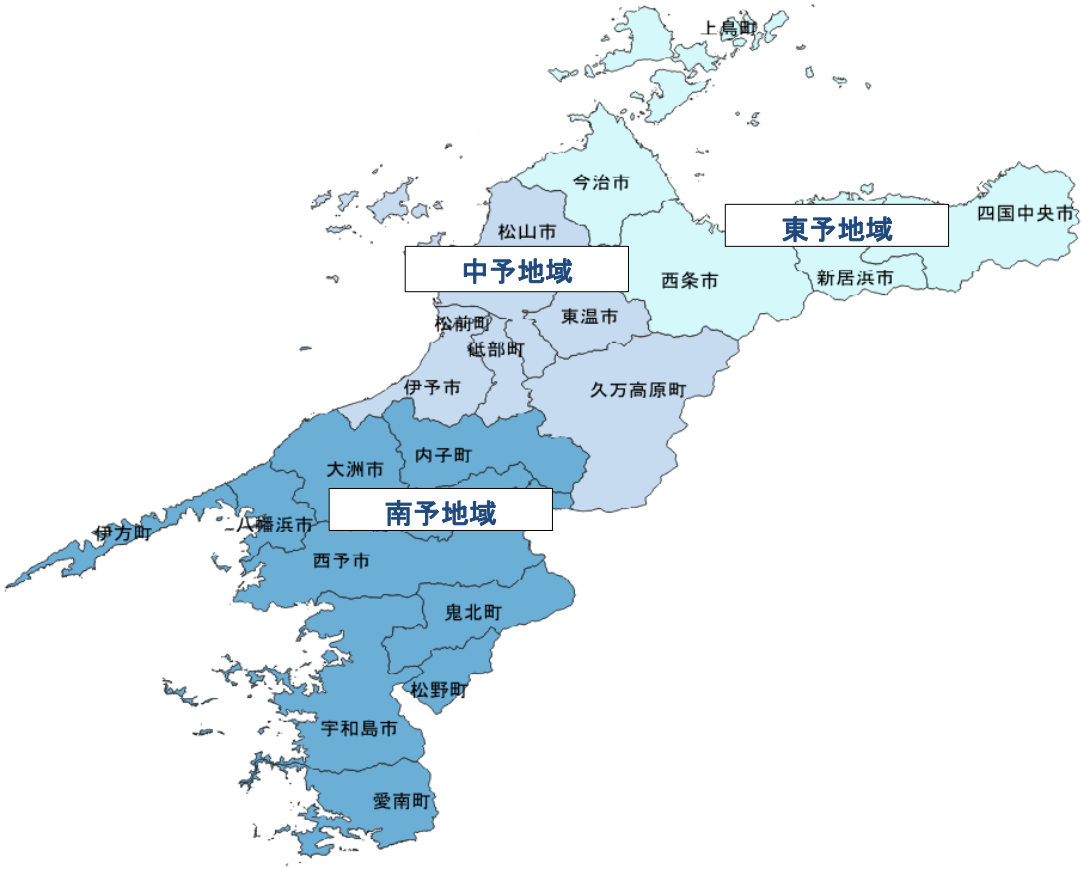

【地方局の所在地】

東予地域：西条市

中予地域：松山市

南予地域：宇和島市

出典）国土交通省「国土数値情報」

1.　愛媛県の基礎情報

(1)　愛媛県の人口動向

①　愛媛県の人口

愛媛県の人口は、1985 年の約 153.0 万人をピークに減少が続いており、2015 年には約 138.5 万人と、2010 年と比較して約 4.6 万人、3.2%の減少となった。同期間、年少人口は 8.1%、生産年齢人口は 8.0%の減少となっているが、一方で老年人口は 12.1%の増加となっている。その結果、高齢化率（老年人口/総人口）は 30.6%に上昇している。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018））年推計」によると、今後も人口減少が続くことが予想されており、2040 年には総人口が 110 万人を割り込み、2045 年には約 101.3 万人にまで減少すると見込まれている。また、高齢化率は 2015 年の 30.6%から 2045 年には 41.5%まで約 11 ポイント上昇すると予測されている。

図表 1-1-1　県内人口の推移

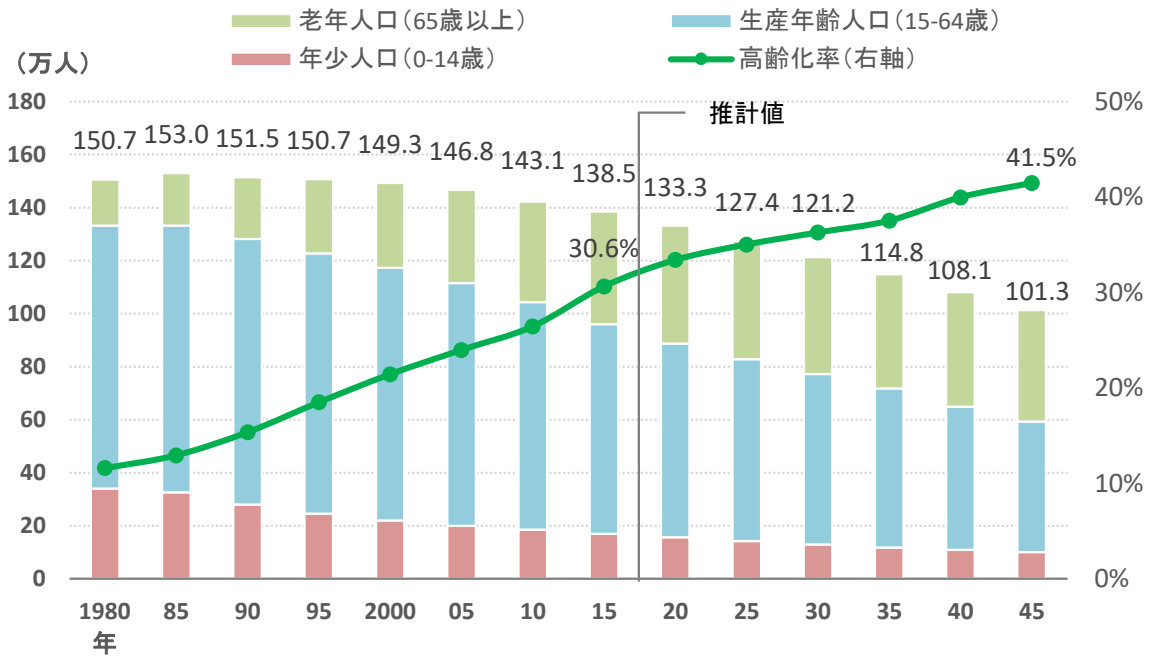

出典）総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018））年推計」

注）2015 年以降は年齢不詳人口を含む

②　県内地域別の人口

愛媛県の地域別人口を、地域の設置区分に基づいて見てみる。設置区分によれば、①香川県と徳島県と接する東予地域、②県庁所在地である松山市を中心とする中予地域、③県南部の高知県と接する南予地域の 3 つに分かれる。

全ての地域において少子高齢化・人口減少が進んでいるが、県内では特に南予地域の人口減少が急速に進むことが予想されている。

図表 1-1-2　愛媛県　地域別の人口の推移

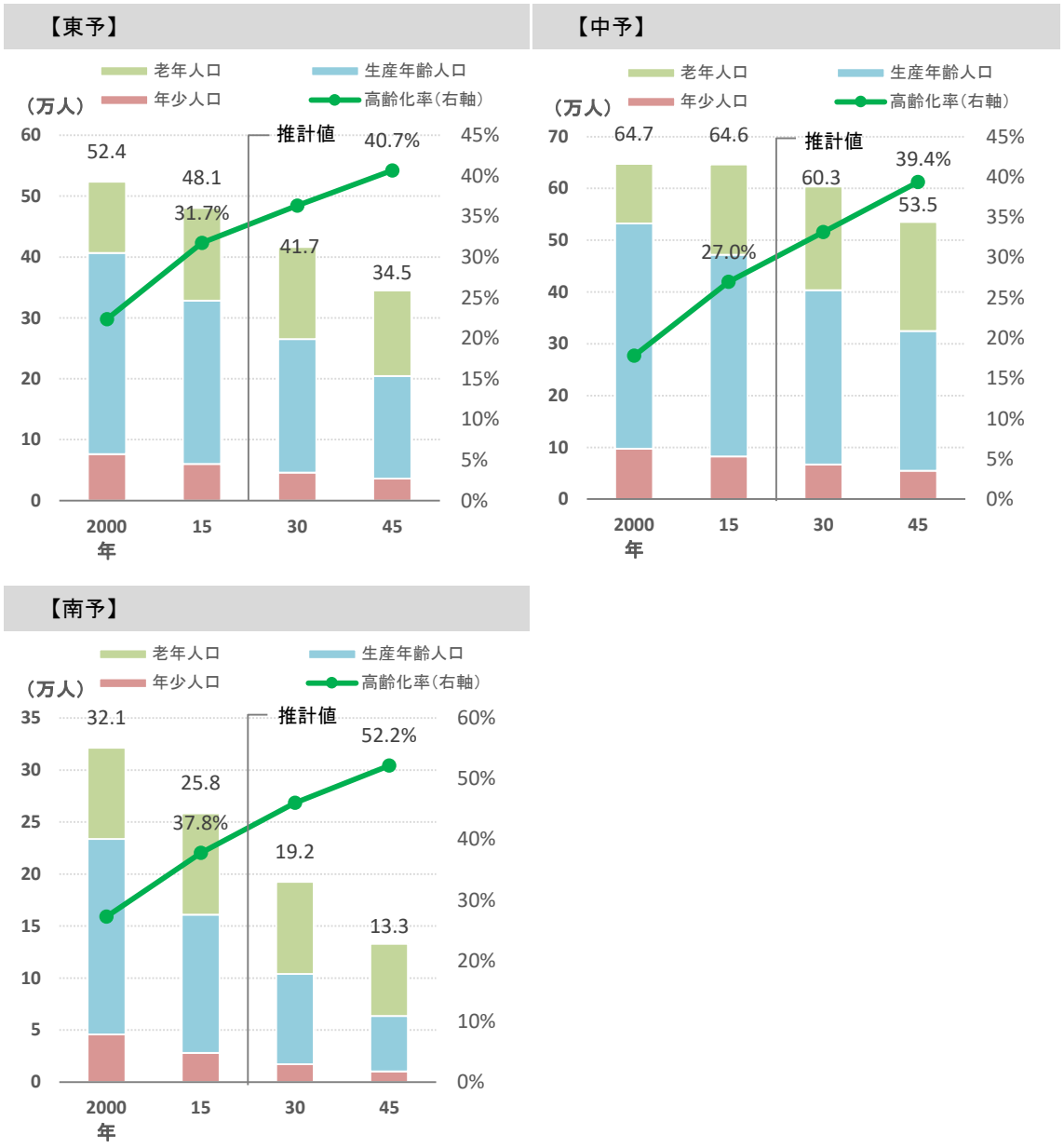

出典）総務省「国勢調査」・国立社会保障・人口問題研究所推計

（2）　愛媛県の経済動向

①　県内総生産の推移

全国の実質 GDP の成長率及び愛媛県の実質県内総生産（GRP）成長率は、2008 年度にリーマンショックを受けて、ともに大きく落ち込んだ。2010 年度には反動で上昇したものの、愛媛県の GRP は製造業を中心に震災の影響で再び落ち込んだ。直近では全国と同様の傾向に戻っている。

産業別では、とりわけ製造業が成長のけん引役となっており、建設業の寄与度は全期間を通して、あまり大きくないことが分かる。

図表 1-2-1　愛媛県 県内総生産と経済成長率（愛媛県・全国）の推移

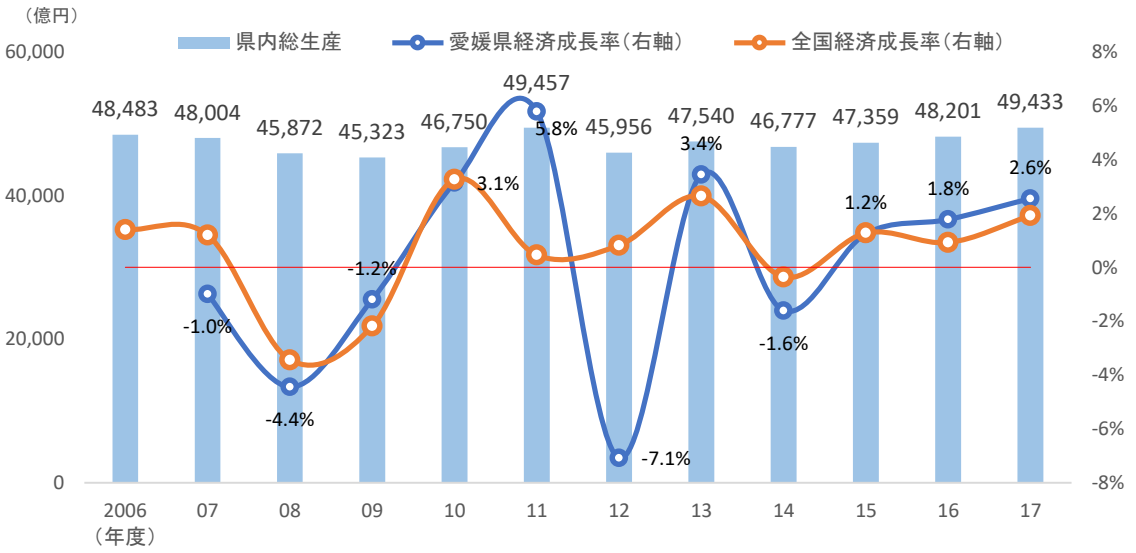

出典）内閣府「国民経済計算」、愛媛県「県民経済計算」

図表 1-2-2　愛媛県 経済成長率と産業別寄与度

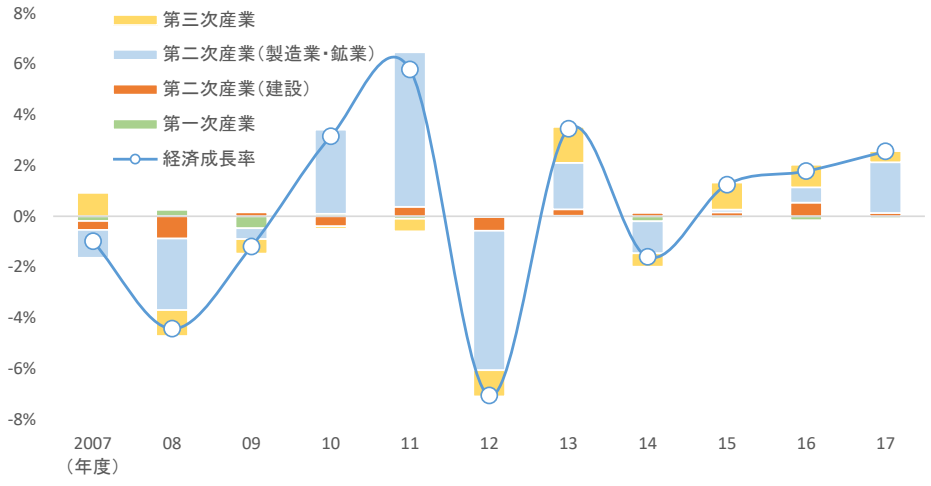

出典）愛媛県「県民経済計算」

②　県内地域別の経済成長率

愛媛県の地域別の産業構造は、各地域においても県単位で見た場合と同様に製造業が大きな役割を果たしている。以下では、県内地域別総生産の 2017 年度までの成長率と産業別寄与度を通じて、産業構造を分析する。

東予地域では、主に製造業が地域経済の成長をけん引しており、2017 年度の GRP 経済成長率はプラスとなった。

中予地域では、製造業と第三次産業が総生産の成長に寄与しており、建設業の寄与度は期間を通して大きくはないが、2017 年度の経済成長率の中では、建設業の寄与が大きくなっている。

図表 1-2-3　愛媛県 地域別の経済成長率と産業別寄与度

【東予】2017 年度総生産成長率＝5.4%

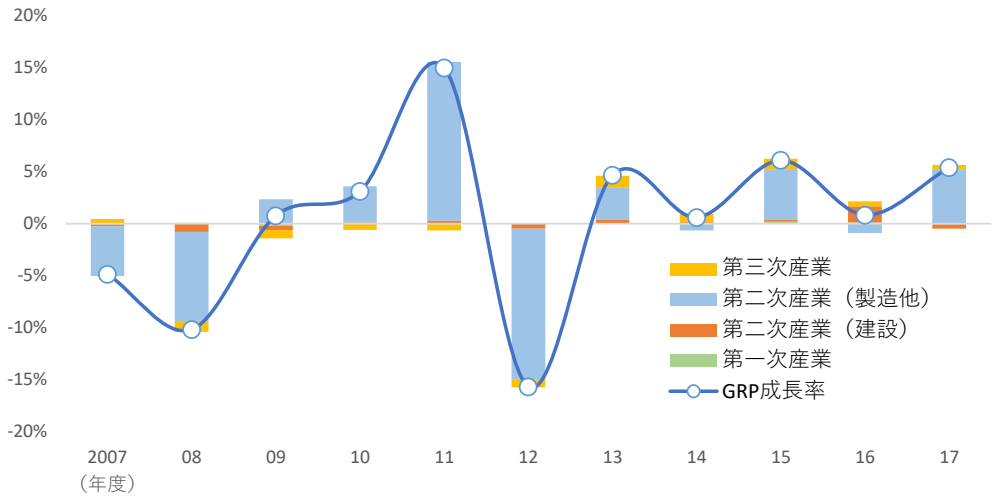

【中予】2015 年度総生産成長率＝1.3%

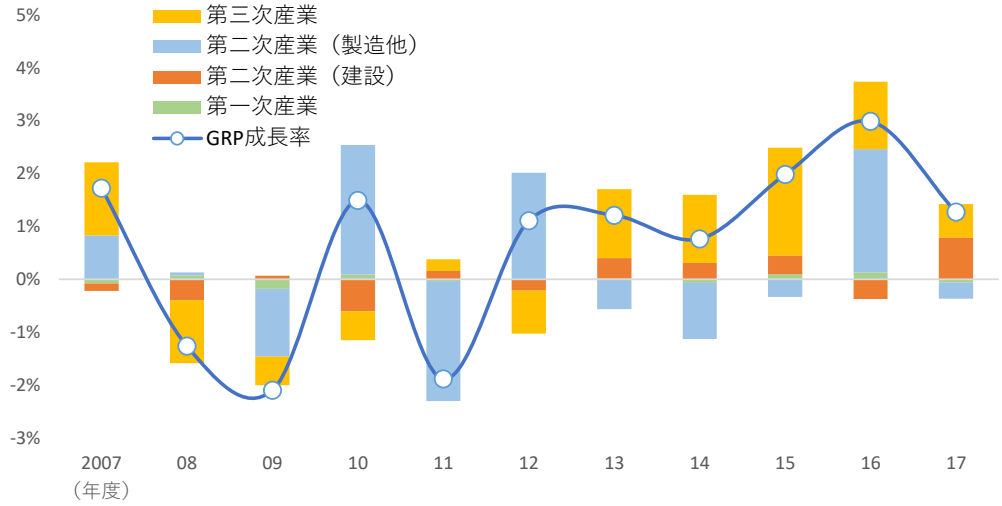

出典）愛媛県「市町民所得統計」

南予地域では、建設業も相対的には小さいものの一定の寄与度を維持しているが、第三次産業や製造業、第一次産業が総生産の成長に寄与しており、2017 年度は 2013 年度以来、4 年ぶりのマイナス成長となっている。

【南予】2015 年度総生産成長率＝-1.2%

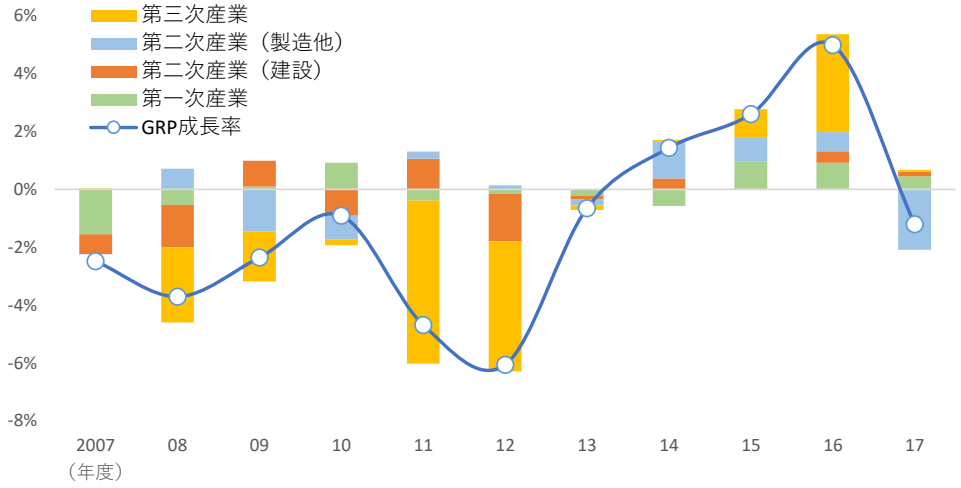

出典）愛媛県「市町民所得統計」

（3）　愛媛県の産業構造

①　愛媛県の産業構造

愛媛県の産業構造を県内総生産で見ると、製造業が最大の産業分野であり、総生産の約２割を占めている。就業者数では製造業と卸売・小売業が同程度の規模となっている。

建設業については、就業者数では県内産業の中で４番目の規模であり、雇用という観点からも重要な位置を占めていると言える。

図表 1-3-1　愛媛県 産業別生産額（主なもの）

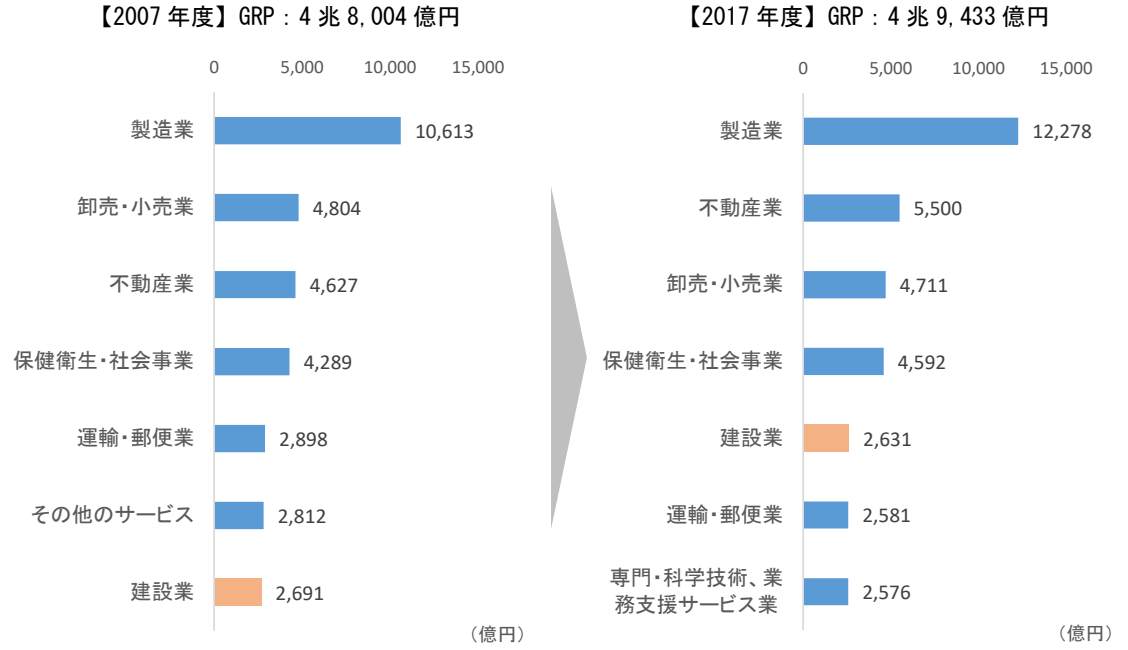

出典）愛媛県「県民経済計算」

図表 1-3-2　愛媛県 産業別就業者数（上位５業種）

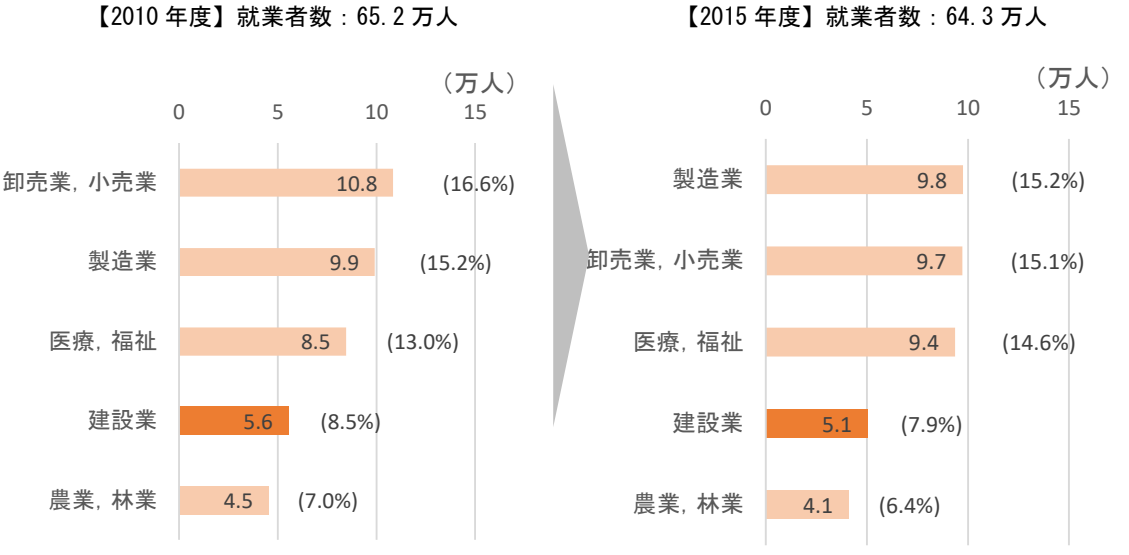

出典）総務省「国勢調査」

②　県内地域別の産業構造

東予地域は、製紙・造船・金属等の製造業が盛んな地域であり、総生産に占めるウェイトも非常に高い。また、中予地域は、化学・機械関連の製造業が集積すると共に、県都である松山市にサービス関連産業が集中していることが産業上の特徴となっている。その中、両地域ともに、建設業の就業者数は４位であり、雇用面でも重要な役割を果たしている。

図表 1-3-3　愛媛県 地域別の産業構造と就業構造（2015 年を基準とした上位 5 業種）

【東予】総生産（左図）：2 兆 1,034 億円→2 兆 2,565 億円
就業者数（右図）：22.6 万人→22.3 万人

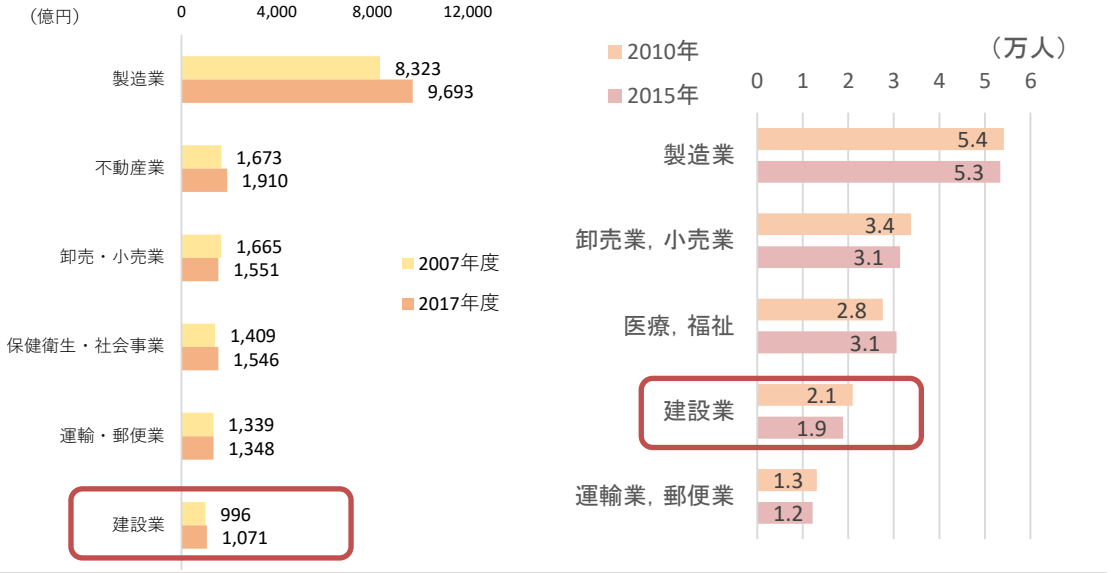

【中予】総生産（左図）：　2 兆 150 億円→2 兆 1,270 億円
就業者数（右図）：29.7 万人→29.7 万人

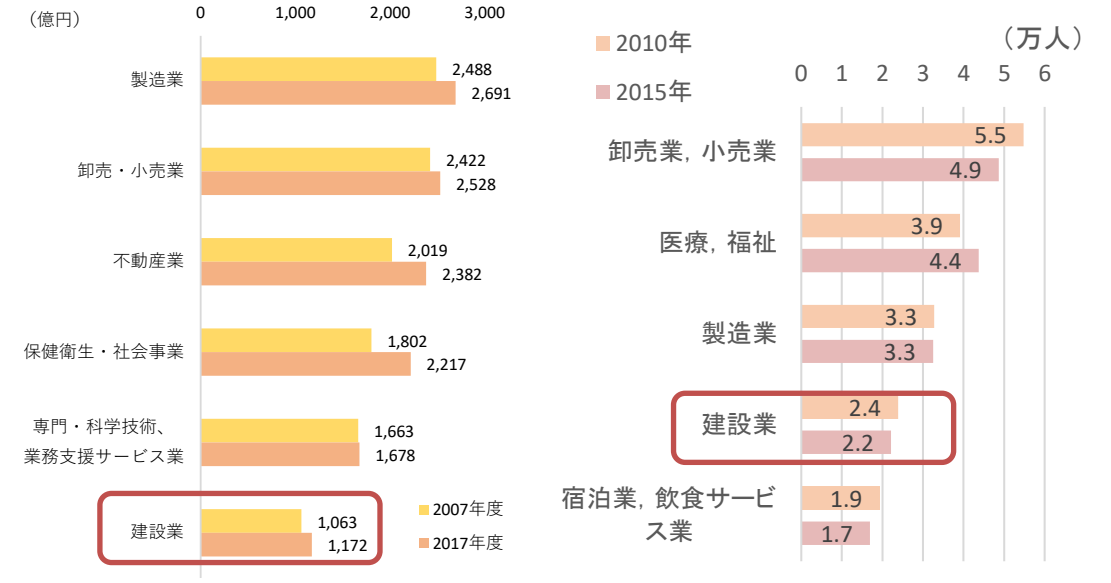

出典）愛媛県「市町村民経済計算」、総務省「国勢調査」

南予地域は、我が国を代表する水産養殖業が盛んな地域であるが、総生産という面では中予・東予の約 1/3 の規模である。建設業については総生産・就業者数ともに 5 番目の規模であり、地域の重要な産業となっている。

【南予】総生産（左図）：8,565 億円→7,663 億円
就業者数（右図）：12.8 万人→12.1 万人

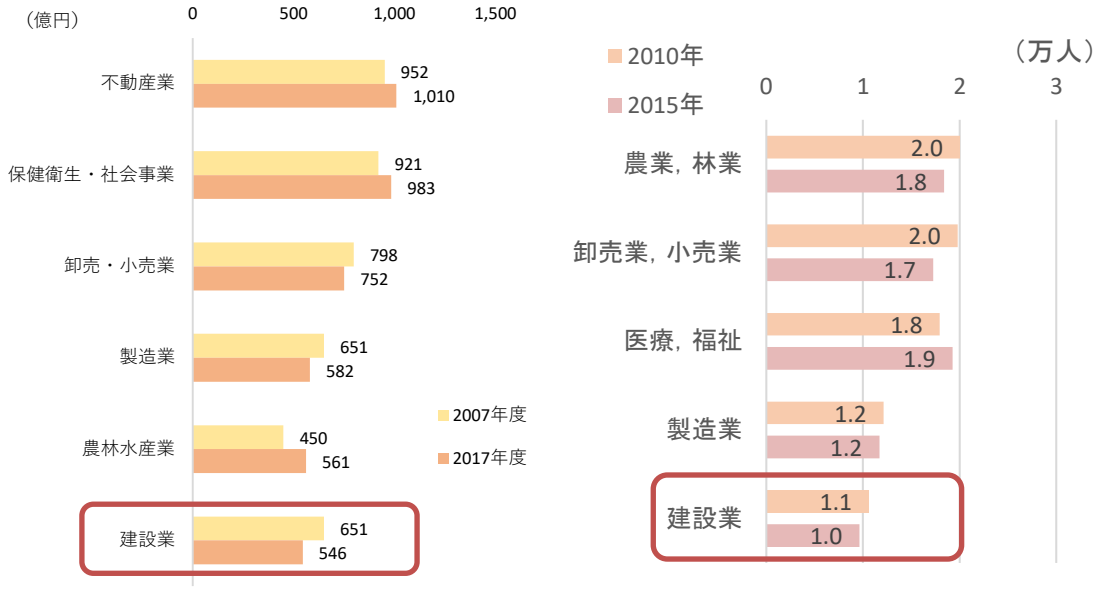

出典）愛媛県「市町村民経済計算」、総務省「国勢調査」

2.　愛媛県の建設業

（1）　建設投資の動向

①　建設投資額

＜全国の動向＞

全国の建設業の市場規模を、建設投資額を指標として見たところ、2000 年度に 66.4 兆円だった投資額は、2011 年度には 41.8 兆円に減少したが、その後増加に転じ、2019 年度には 53.1 兆円に達している。

全国建設投資額の長期的な趨勢を区分ごとに見ると、公共・土木が 2000 年度の約 26 兆円から減少が続いたが、東日本大震災の復旧・復興、国土強靭化施策の影響等から増加に転じ 2019 年度には 17.5 兆円となっている。一方、民間・建築投資は、2008 年度のリーマンショック時に大幅に減少したが、2009 年度以降は増加傾向にあり、2019 年度は 26.5 兆円となっている。

図表 2-1-1　全国 建設投資額の推移（総額）

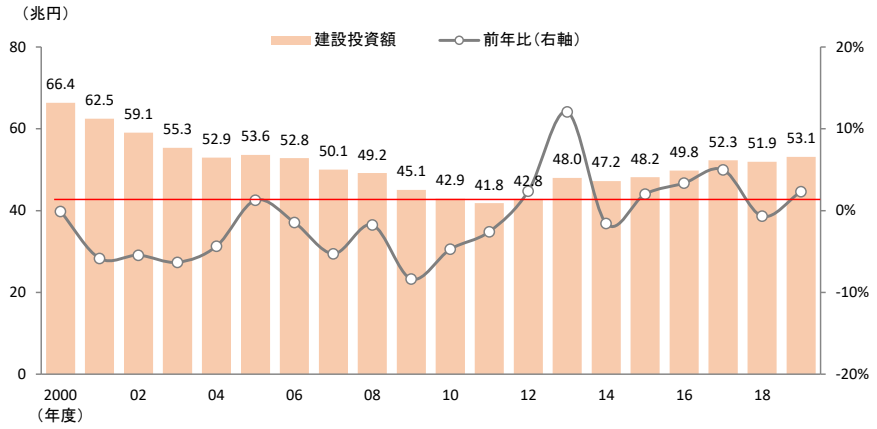

出典）国土交通省「建設総合統計」

図表 2-1-2　全国 建設投資額の推移（区分ごと）

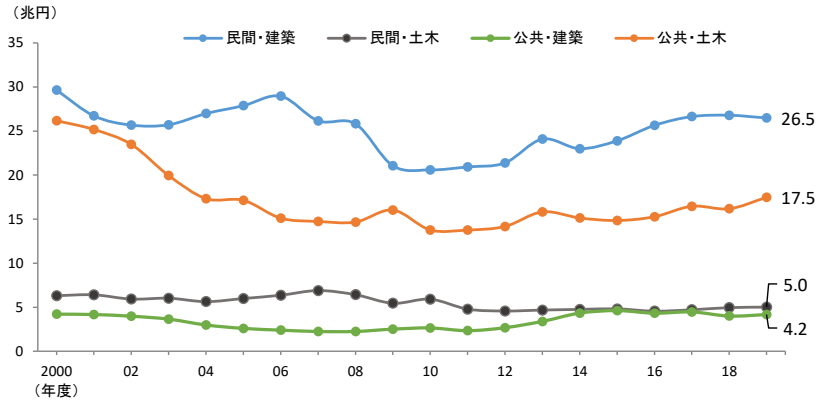

出典）国土交通省「建設総合統計」

＜愛媛県の動向＞

愛媛県の建設投資額は、2000 年度は 9,105 億円であったが、2019 年度には 5,287 億円と、この約 20 年の間に 4 割以上減少している。ただし、近年は 2012 年度の 4,019 億円を底として回復しており、2017 年度には、2007 年度以来 10 年ぶりに 5,000 億円超の水準となった。

県内建設投資額の長期的な趨勢を 4 つの区分ごとに見たところ、公共・土木の減少が顕著であり、2000 年度の約 5,500 億円から 2019 年度の約 2,189 億円まで約 1/3 に減少している。一方で、民間・建築は、2000 年度に比べると減少しているものの、底堅い動きを見せており、2019 年度は約 2,257 億円と公共・土木を上回る水準となっている。

図表 2-1-3　愛媛県 建設投資額の推移（総額）

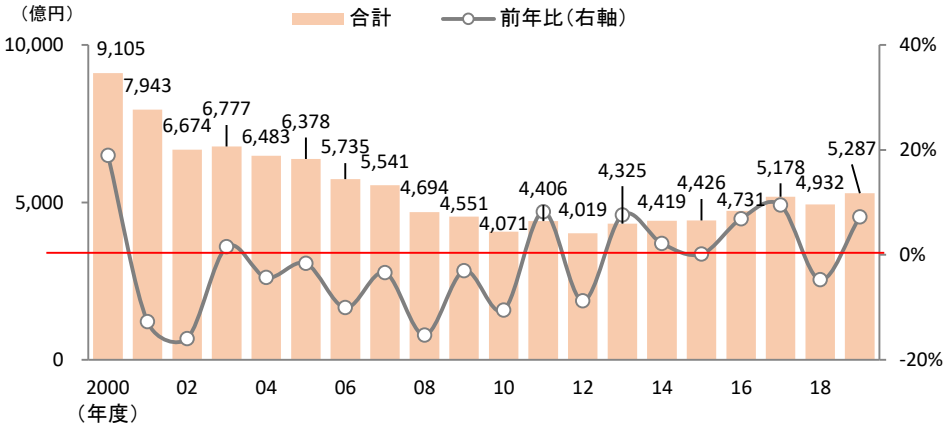

出典）国土交通省「建設総合統計」

図表 2-1-4　愛媛県 建設投資額の推移（区分ごと）

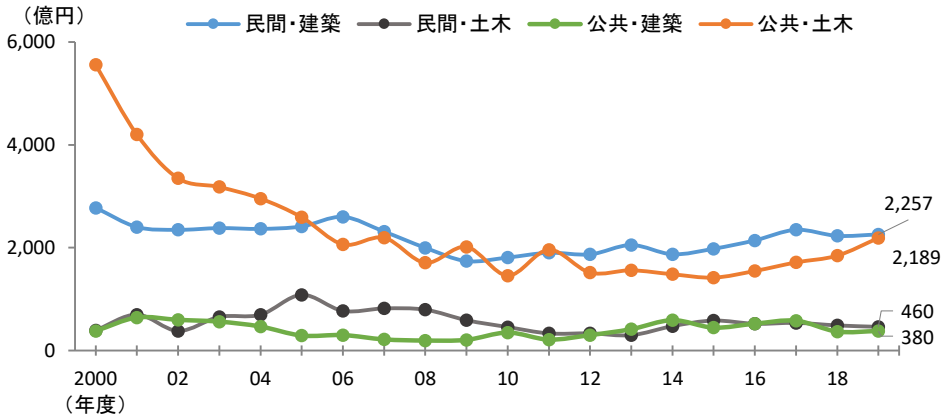

出典）国土交通省「建設総合統計」

②　公共工事の動向

＜発注者の状況＞

愛媛県における公共工事の発注者別建設投資額の推移を見ると、過去 10 年を通しておおむね愛媛県及び市町の発注が、それぞれ全体の 40%を占め、15%を国が占めるという構成となっている。このうち愛媛県及び市町の発注については、ゆるやかな増加傾向にあるのに対して、国の発注は減少傾向にあったが、西日本豪雨関連の災害復旧・復興の影響で、2019 年度は国及び県の投資額が大きく増加している。

図表 2-1-5　発注者別の建設投資額（公共）の推移

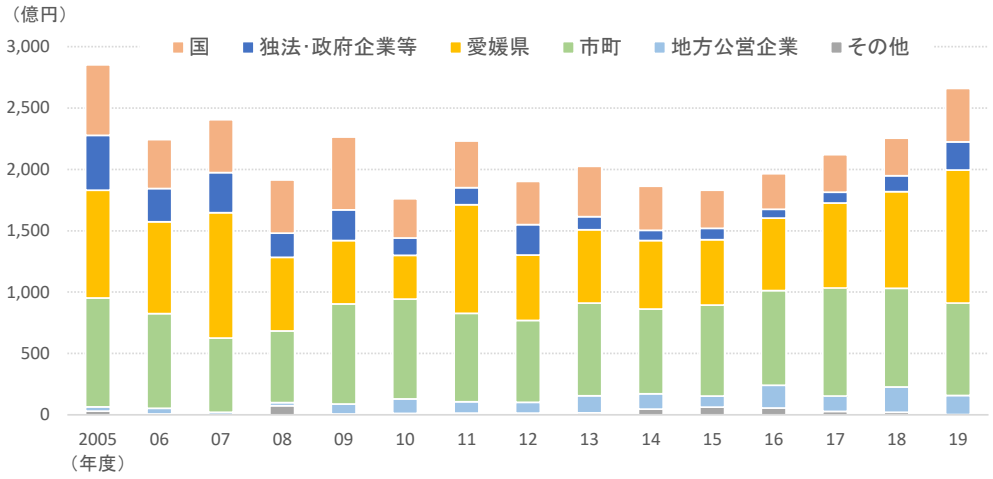

出典）国土交通省「建設総合統計」

図表 2-1-6　発注者別の建設投資額（公共）の推移（2005 年度＝100 として指数化）

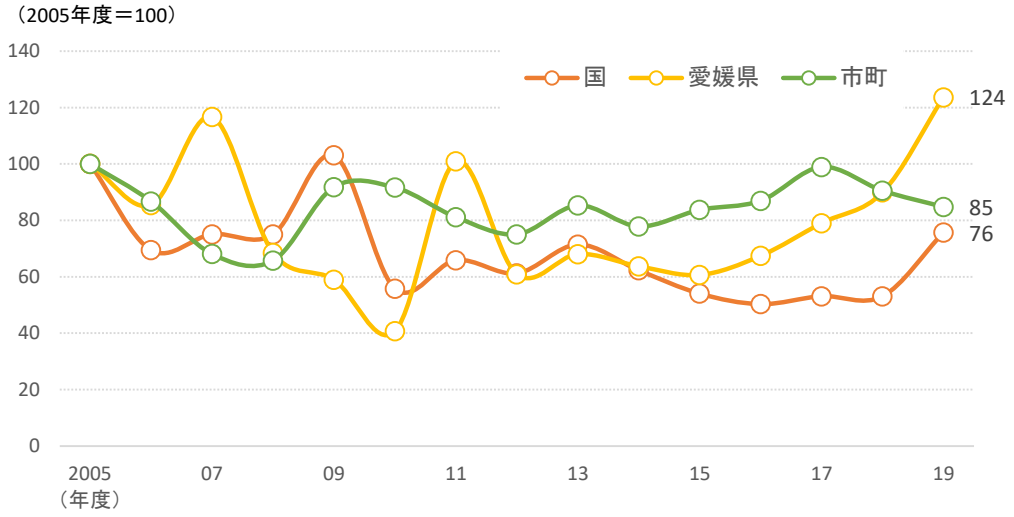

出典）国土交通省「建設総合統計」

＜公共・土木の動向＞

公共発注における土木の建設投資額は、維持補修・災害復旧以外の土木工事が大半を占めてきていたが、西日本豪雨の影響で、2018～2019 年度については「災害復旧」が増加し、2019 年度は全体の１割を占めている。

図表 2-1-7　公共・土木　工事種類別の建設投資額の推移

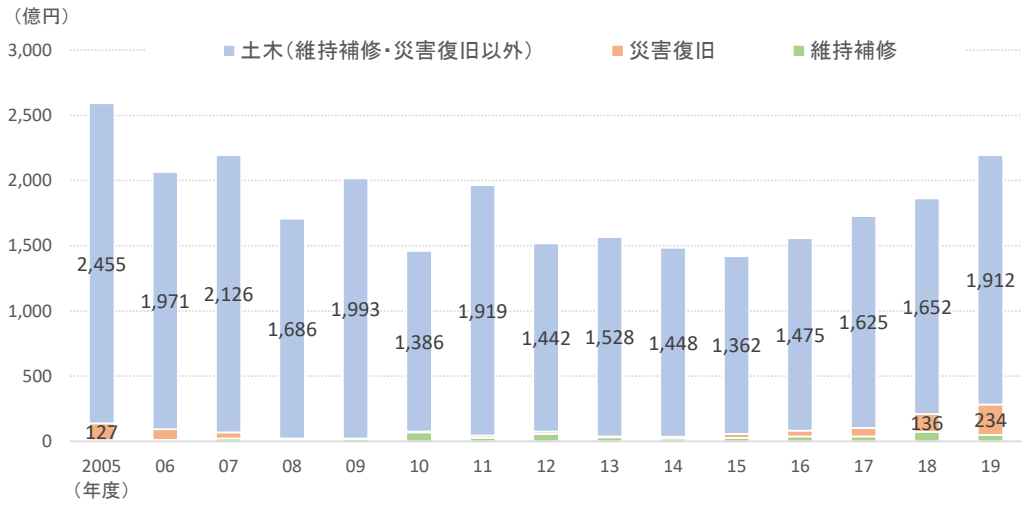

出典）国土交通省「建設総合統計」

図表 2-1-8　公共・土木　工事種類別の建設投資額構成比の推移

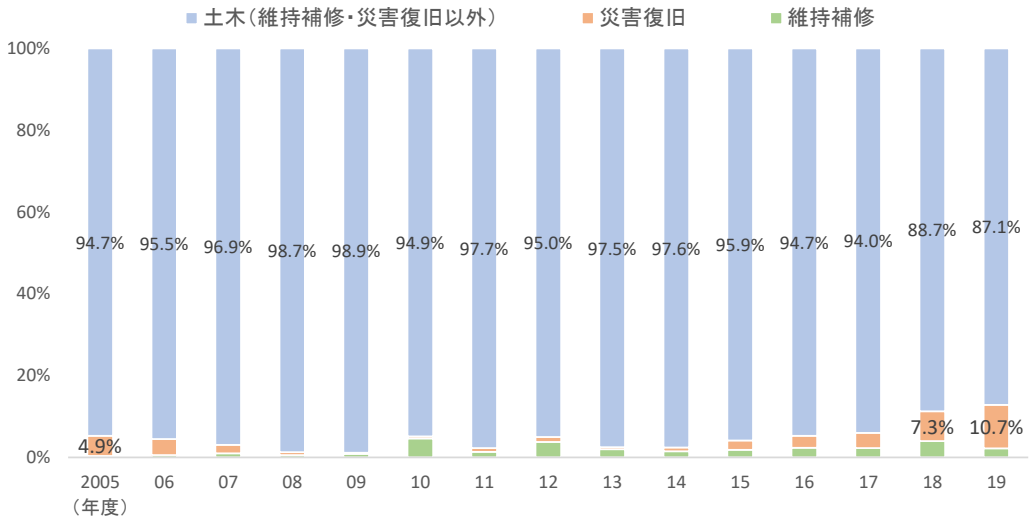

出典）国土交通省「建設総合統計」

公共発注の土木工事について災害復旧・維持補修を除く土木工事種類別の推移を見ると、「道路」が過半を占めており、「治山・治水」が続いている。これらへの投資も西日本豪雨の影響で、2018 年度以降、増加している。

図表 2-1-9　公共・土木　主な工事種類別（災害復旧・維持補修除く）の建設投資額の推移

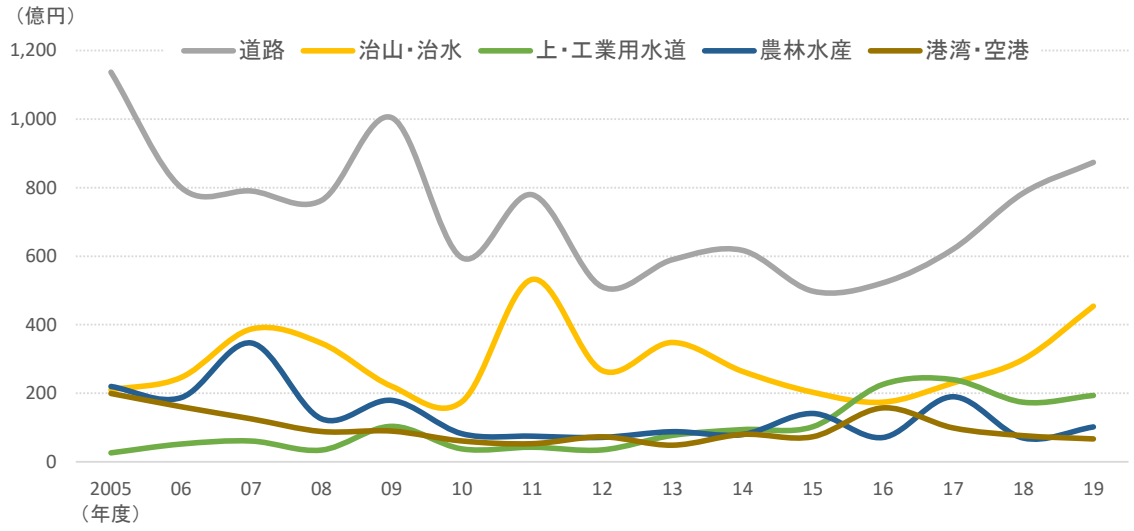

出典）国土交通省「建設総合統計」

＜公共・建築の動向＞

公共発注の建築工事について使途別の推移を見ると、2014 年度に「学校」「事務所」への投資が増加しているが、これらは 2010 年の東日本大震災を受け、公共施設の耐震化等が進んだことが背景にある。

図表 2-1-10　公共・建築　使途別の建設投資額の推移

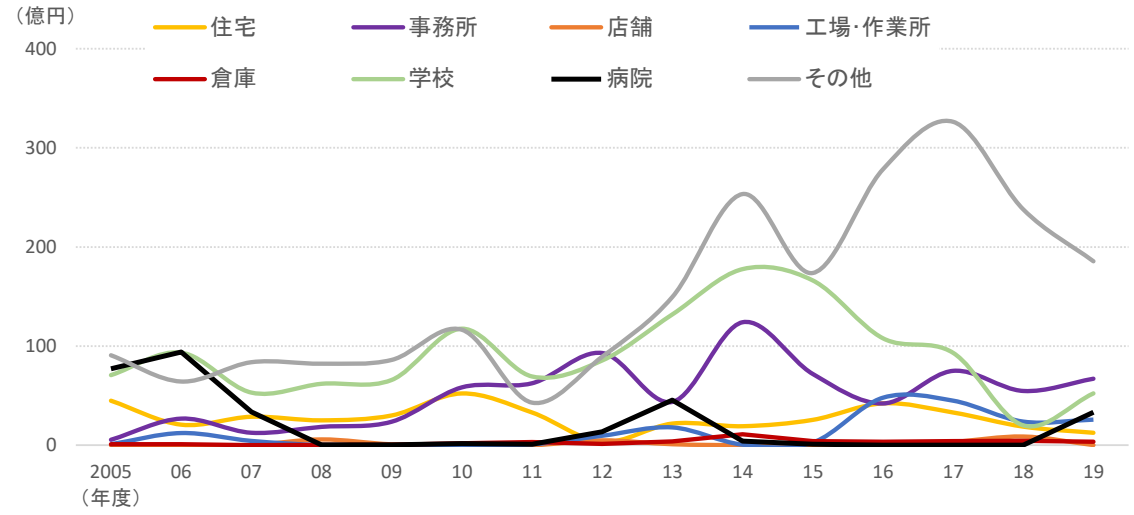

出典）国土交通省「建設総合統計」

③　民間工事の動向

＜民間・土木の動向＞

愛媛県の民間発注の建設投資額は、土木については「発電用土木」「電気・通信等の電線路」「鉄道」「その他の土木」のウェイトが高い状況にある。

図表 2-1-11　民間・土木　主な工事種類別の建設投資額の推移

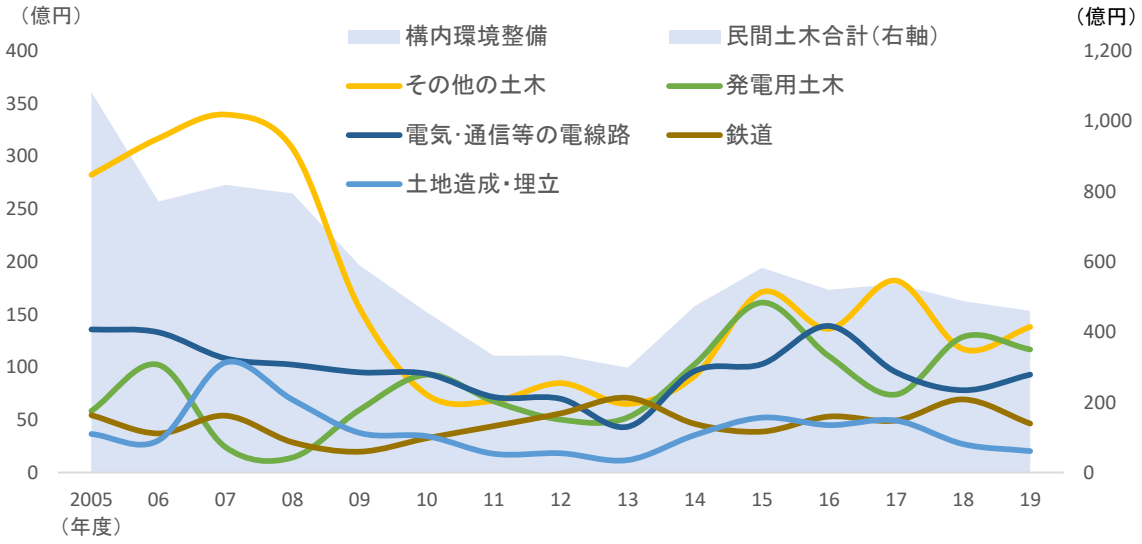

出典）国土交通省「建設総合統計」

＜民間・建築の動向＞

建築については、住宅が投資の大部分を占めている。2008 年のリーマンショックを境に投資は大きく減少したが、それ以降は安定的に増加傾向で推移している。

図表 2-1-12　民間・建築　使途別の建設投資額の推移

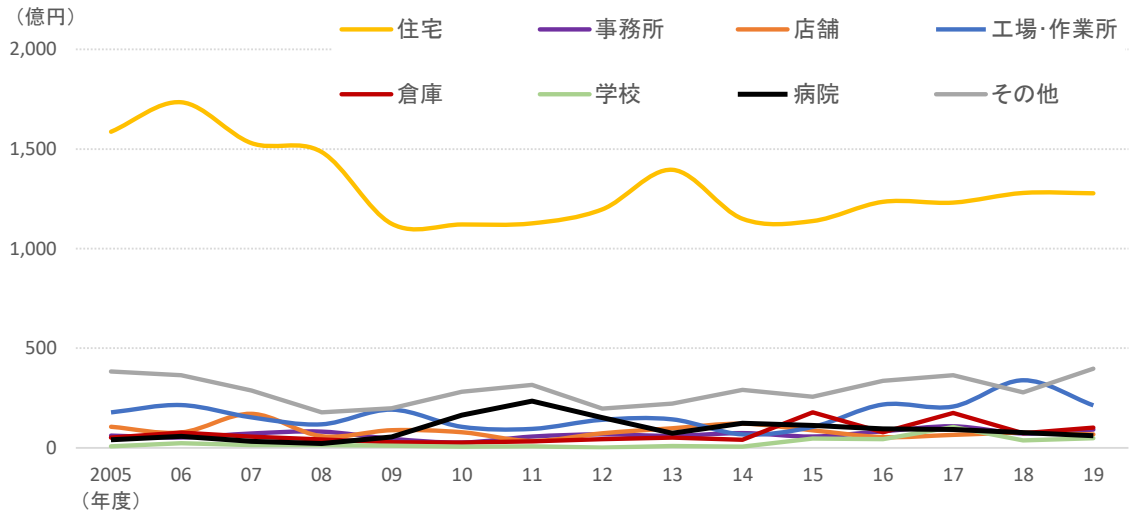

出典）国土交通省「建設総合統計」

＜住宅着工＞

愛媛県における新設住宅着工戸数は、2008 年度までは年間約 1 万戸の新設住宅が供給されていたが、2009 年以降は 1 万戸を大きく割り込み、近年は 7,000 戸前後で推移している。

図表 2-1-13　全国及び愛媛県 新設住宅着工戸数の推移

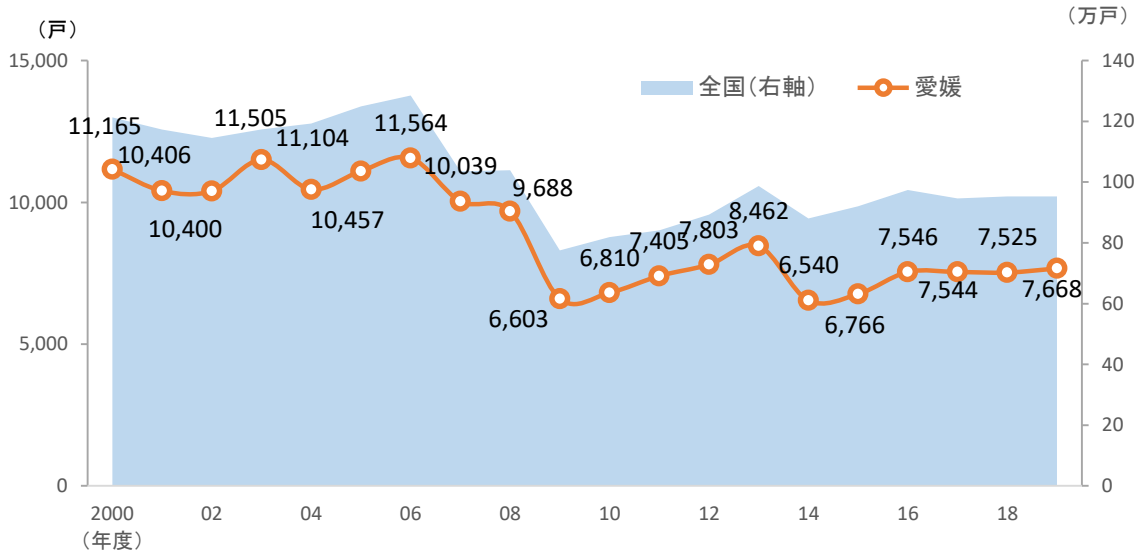

出典）国土交通省「住宅着工統計」

（2）　事業所数・従業者数の状況

①　事業所数・従業者数

＜県全体の動向＞

愛媛県における建設業事業所数は、2001 年の 8,162 事業所から長期的に減少しており、2016 年は 6,094 事業所となった。従業者数も 2001 年の 6.5 万人から 2016 年には 4.2 万人まで減少している。

愛媛県の全産業平均でも事業所数及び従業者数は減少し続けているが、従業者数については、建設業の減少幅は比較的大きい状況にある。

図表 2-2-1　愛媛県 建設業事業所数・従業者数の推移

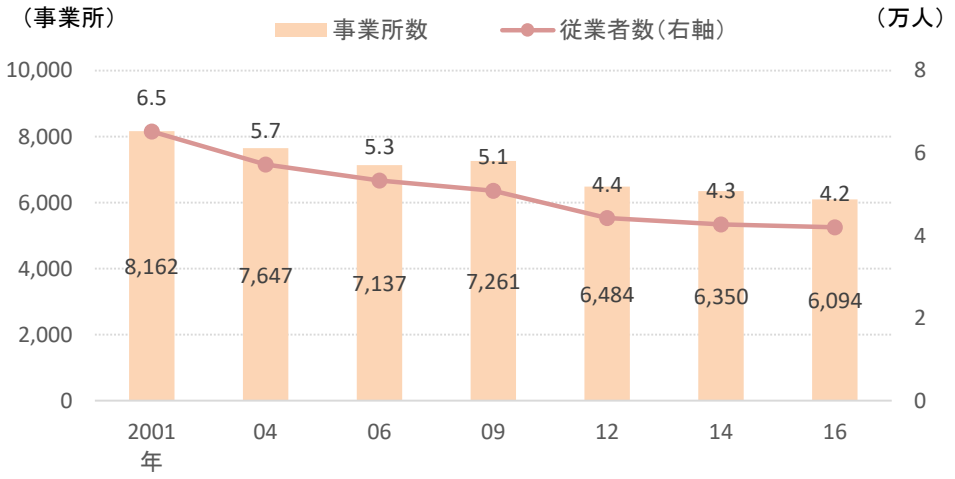

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」・「経済センサス」

図表 2-2-2　愛媛県 全産業及び建設業 事業所数・従業者数の推移（2001 年＝100）

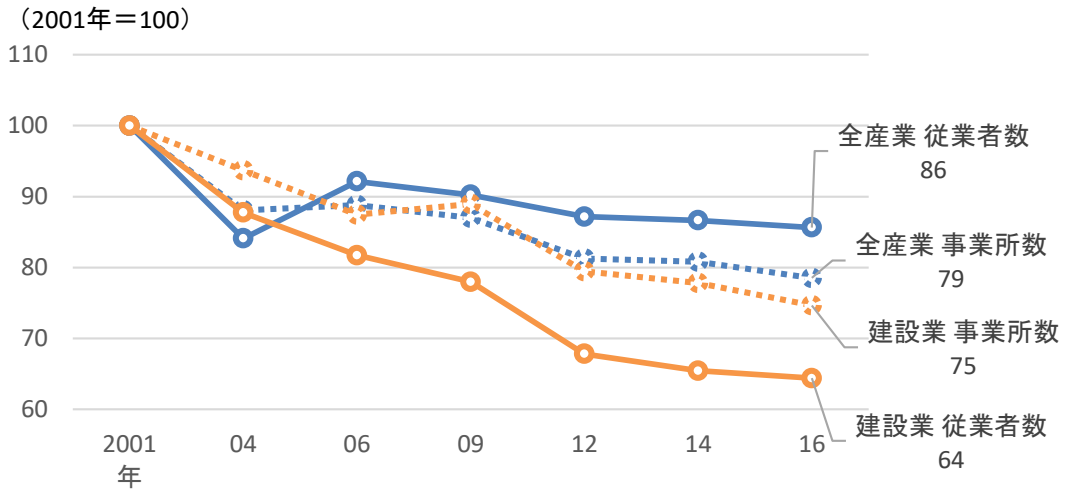

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」「経済センサス」

＜地域の動向＞

地域別では、事業所数・従業者数ともに東予が最も多く、2016 年には 3,667 事業所（60.2%）・26,481 人（63.0%）と県全体のおよそ 6 割を占めている。

東予に次いで中予が 1,737 事業所（28.5%）、10,904 人（25.9%）と、およそ 3 割を占め、南予が事業所数・従業者数ともに 1 割を占めるという構造となっている。

これら地域ごとの事業所数・従業者数の推移はいずれも減少傾向を示しているが、特に東予では減少幅が大きくなっている。

図表 2-2-3　愛媛県及び地域の建設業事業所及び事業所数（2016 年）

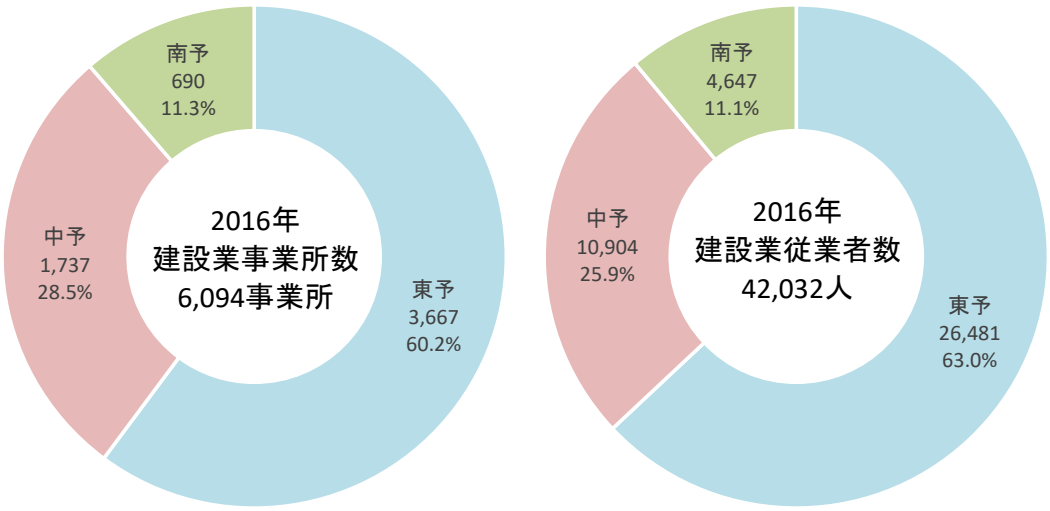

出典）総務省・経済産業省「経済センサス」

図表 2-2-4　愛媛県及び地域の建設業事業所数の推移

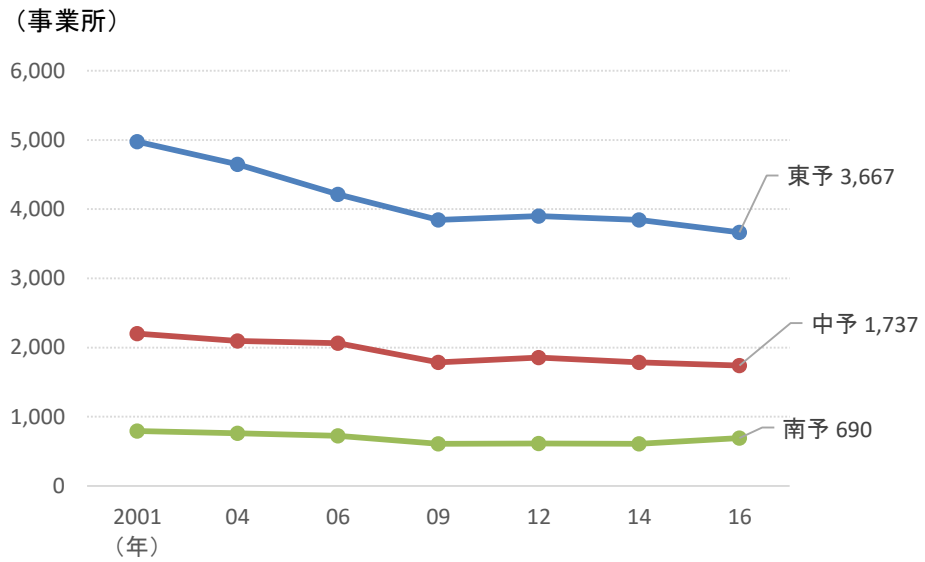

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」「経済センサス」

図表 2-2-5　愛媛県及び地域の建設業従業者数の推移

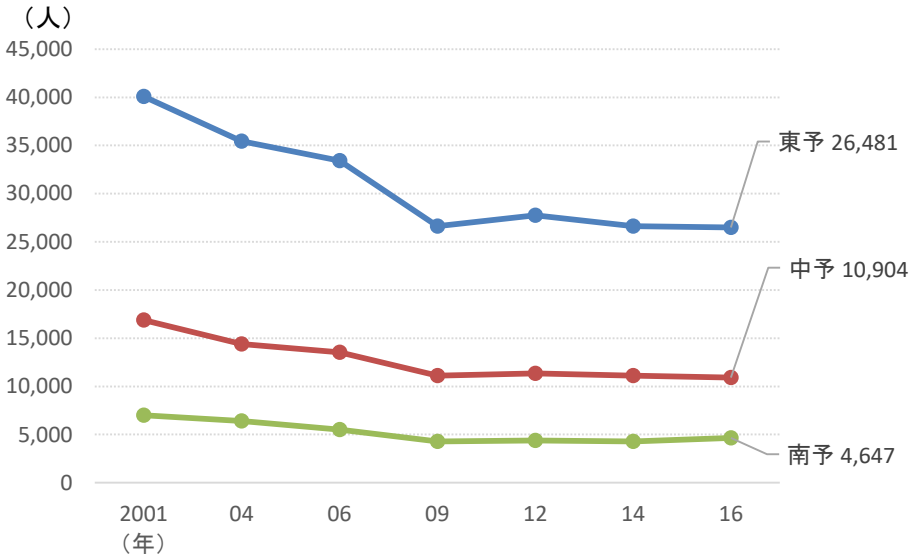

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」「経済センサス」

②　業種ごとの推移

建設業は日本標準産業分類（中分類）では、①主に土木施設・建築物の完成を発注者から直接請け負い、自己建設又は下請企業を管理して施工する「総合工事業」、②主に下請として工事現場で建築物又は土木施設などの工事・目的物の一部を構成するための建設工事を行う「職別工事業」、③電気工事や空調工事、上下水道の給排水工事など、建築物に付随する設備部分全般の工事を担う「設備工事業」の 3 つに分類されている。

2016 年の愛媛県では、総合工事業は 2,728 事業所（44.8%）・19,757 人（47.0%）、職別工事業は 1,704 事業所（28.0%）・9,295 人（22.1%）、設備工事業は 1,660 事業所（27.2%）・12,973 人（30.9%）となっている。

建設業全体では事業所数・従業者数ともに減少しているが、総合工事業では 2014～2016 年にかけて増加が見られている。

図表 2-2-6　愛媛県建設業の中分類別事業所数の推移

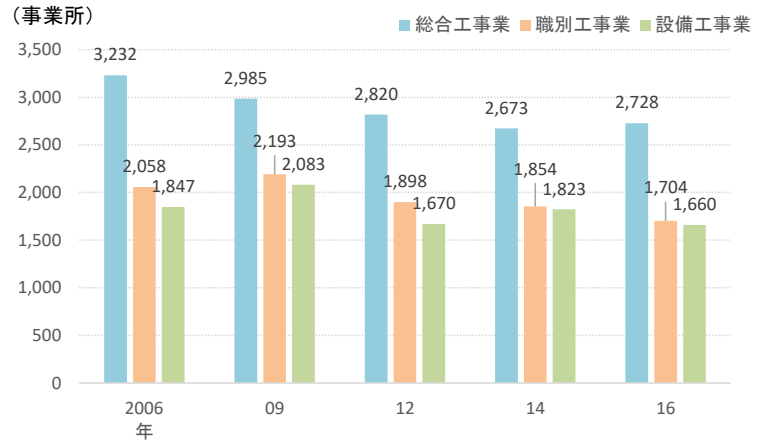

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」「経済センサス」

図表 2-2-7　愛媛県建設業の中分類別従業者数の推移

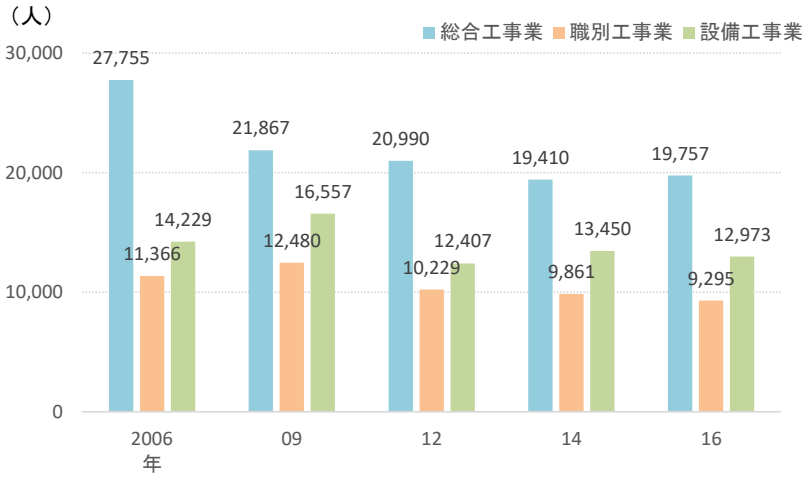

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」「経済センサス」

③　開業・廃業の動向

建設業事業所の開業・廃業の動向を見ると、建設業全体では、2009 年から 2016 年にかけて年平均で 4～5%の事業所が廃業している。一方で、2012 年以降開業率は 3%強と高まっている。

中分類別に見ると、2014～2016 年にかけて総合工事業は全体的に増加したが、これは開業率がわずかに上昇したこともあるが、廃業率が前期（2012～2014 年）の 5.2%から 2.3%に下がったことが大きく影響している。

また、設備工事業でも 2012～2014 年にかけて廃業率が大きく低下したことが、事業所数の増加の要因となっている。

図表 2-2-8　愛媛県建設業の開廃業率の推移（期中年平均）

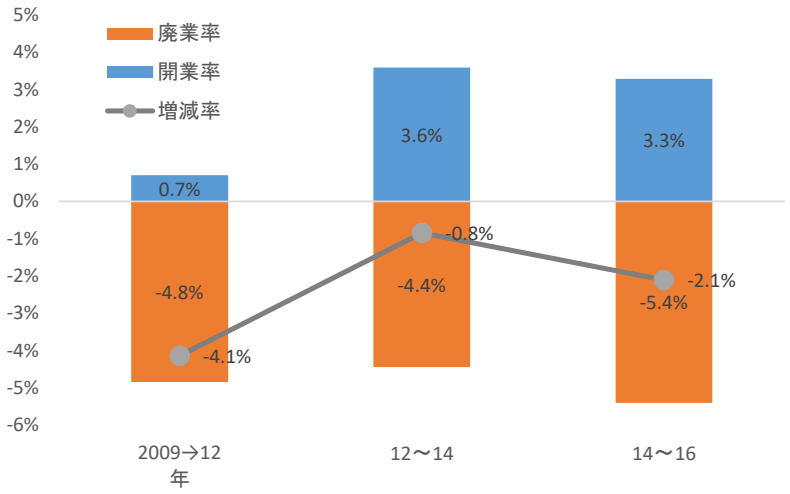

出典）総務省・経済産業省「経済センサス」

図表 2-2-9　愛媛県建設業（総合工事業）の開廃業率の推移（期中年平均）

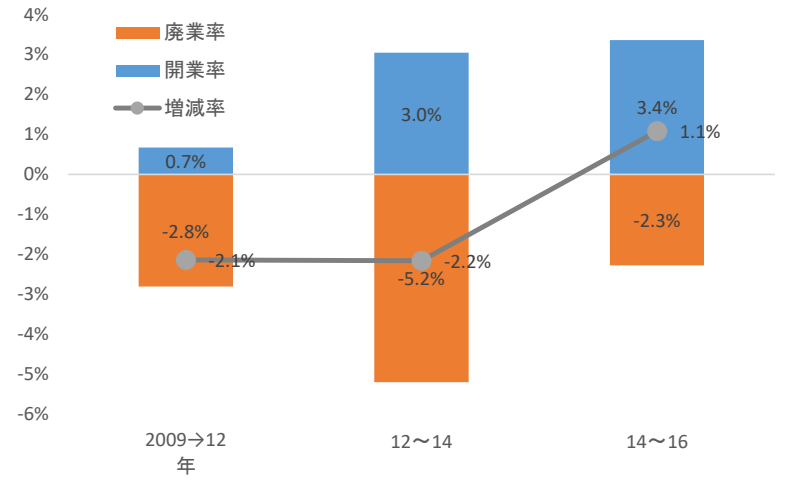

出典）総務省・経済産業省「経済センサス」

図表 2-2-10　愛媛県建設業（職別工事業）の開廃業率の推移（期中年平均）

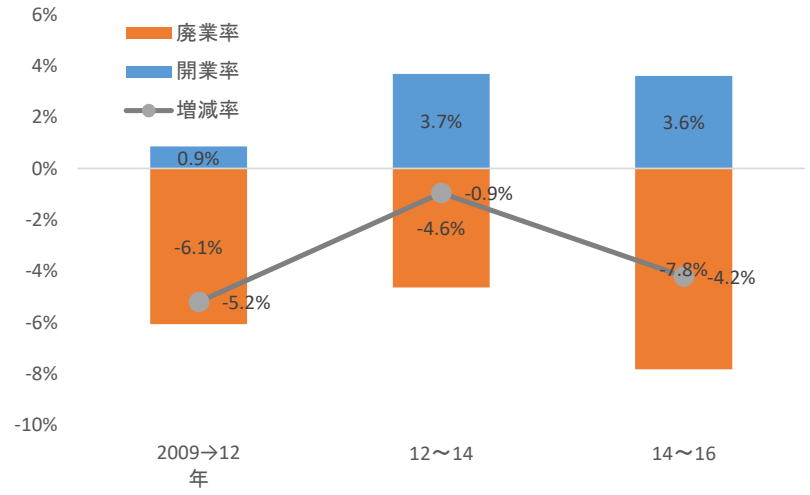

出典）総務省・経済産業省「経済センサス」

図表 2-2-11　愛媛県建設業（設備工事業）の開廃業率の推移（期中年平均）

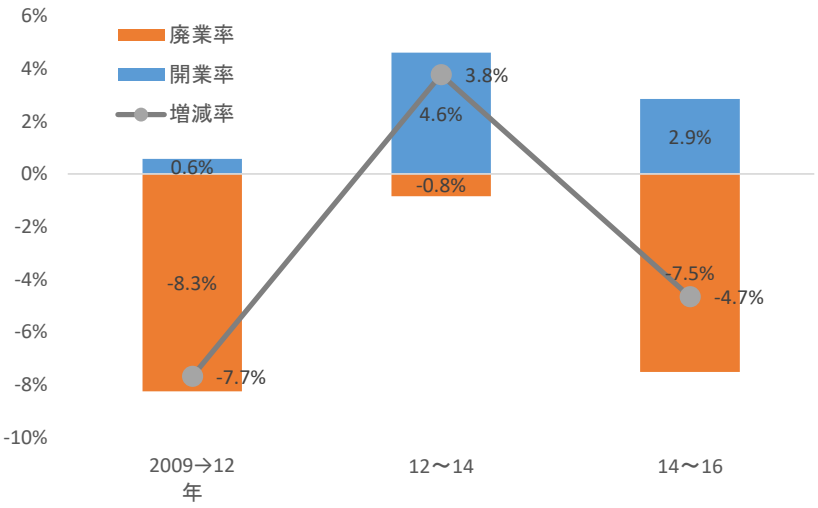

出典）総務省・経済産業省「経済センサス」

④　従業者規模別の推移

2016 年の従業者規模別の事業所数は、「1～4 人」が 3,359 事業所（55.1%）、「5～29 人」が 2,566 事業所（42.1%）であり、従業者数 29 人以下の事業所が全体の約 97%と大部分を占めている。「30 人以上」の事業所は 157 事業所（2.6%）である。

推移を見ると、「1～4 人」の事業所はピーク時の 2009 年 3,879 事業所から 2016 年まで 13.4%の減少であるのに対し、「5～29 人」は 2006 年から 20.8%、「30 人以上」は 22.3%と、従業員規模の大きい事業所の方が減少幅は大きい状況にある。

図表 2-2-12　愛媛県建設業の従業員規模別事業所数の推移

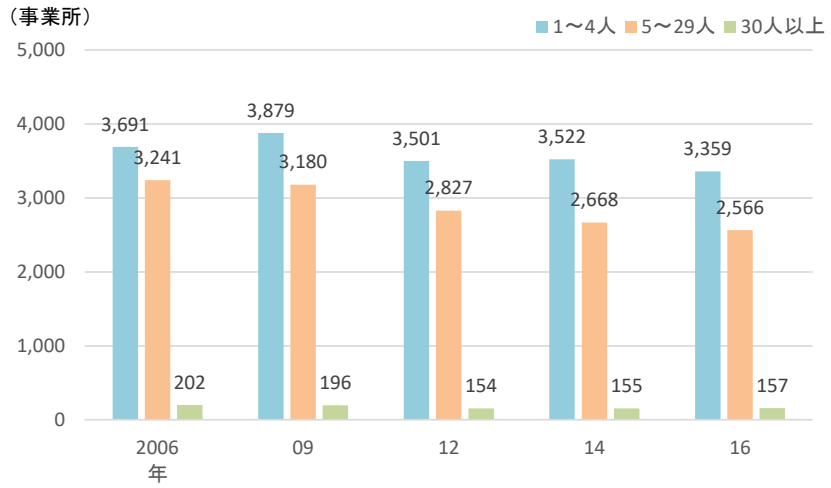

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」「経済センサス」

図表 2-2-13　全国及び四国各県 従業員規模別事業所の割合（2016 年）

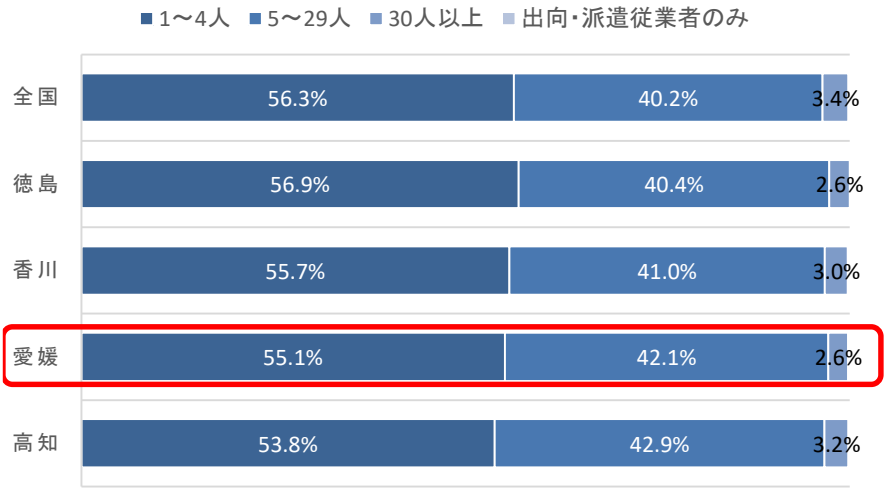

出典）総務省・経済産業省「経済センサス」

⑤　建設業許可業者数等

全国及び愛媛県の建設業許可業者数の推移を見ると、それぞれ中長期的に減少傾向にある。愛媛県では 2000 年代初頭には 7,000 を超える業者数であったが、足元では約 5,600 業者まで減少している。

図表 2-2-14　全国及び愛媛県の建設業許可業者数の推移

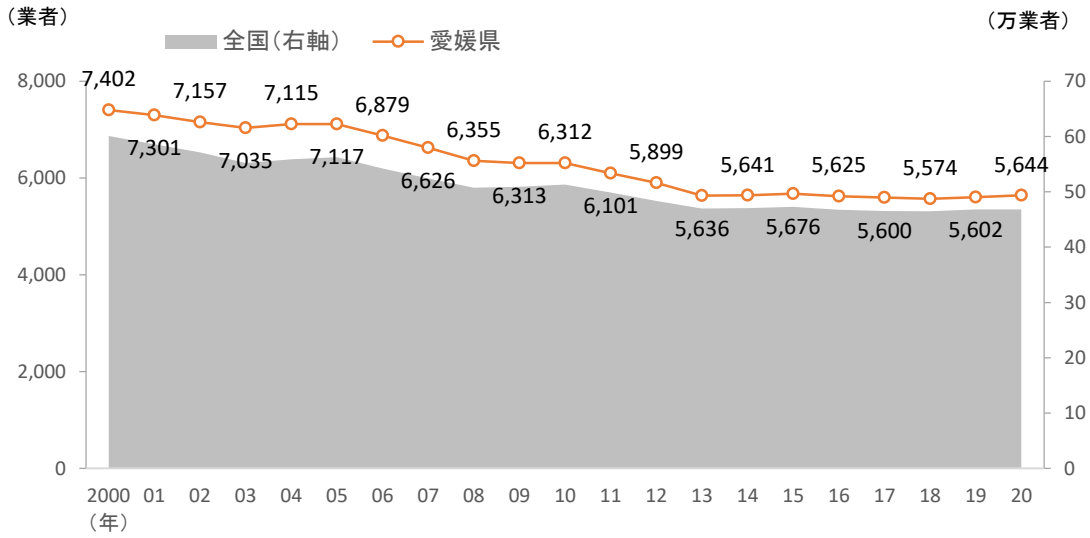

出典）国土交通省「建設業許可業者数調査」

資本金階層別に全国及び愛媛県の建設業許可業者を見たところ、全国・愛媛県ともに資本金額が 1,000 万円以上の事業者の割合は４割強である。一方で、個人事業者の割合は、全国が 12.2%に対し、愛媛県では 8.7%となっており、愛媛県では法人化をしている事業者が比較的多いことが見て取れる。

図表 2-2-15　全国及び愛媛県 資本金階層別事業者（建設業専業）の割合（2018 年度）

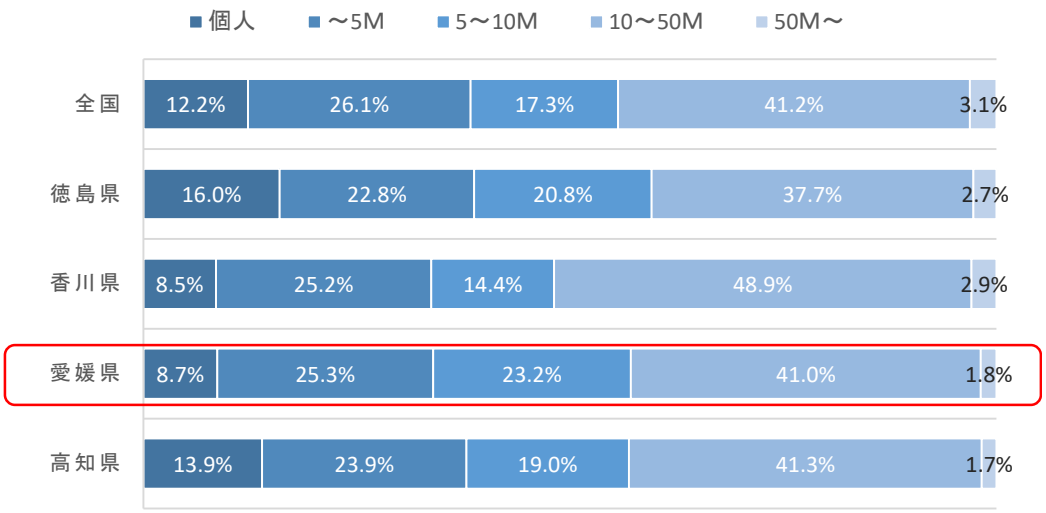

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」　＊単位の M は百万円

（3）　就業者の状況

①　県全体の動向

愛媛県の就業者総数は 1995 年の 72.8 万人をピークに減少し、2015 年には 64.1 万人と 20 年間で 12.0%の減少となっている。建設業就業者のピークは、2000 年の 7.8 万人と就業者全体よりもピークは遅れたが、その後の減少は急であり、2015 年までに 35.0%減少し 5.1 万人になっている。

他産業と比較すると、製造業が 2000 年前後に大幅に減少しているのに対し、建設業は 2000 年以降、減少が目立つようになっている。

図表 2-3-1　愛媛県の就業者数（総数及び建設業）の推移

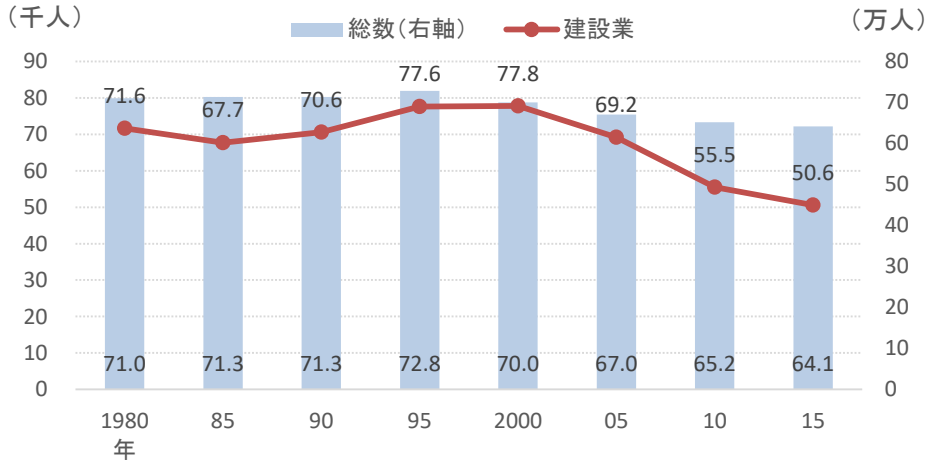

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-3-2　愛媛県の産業別就業者数増減数の推移

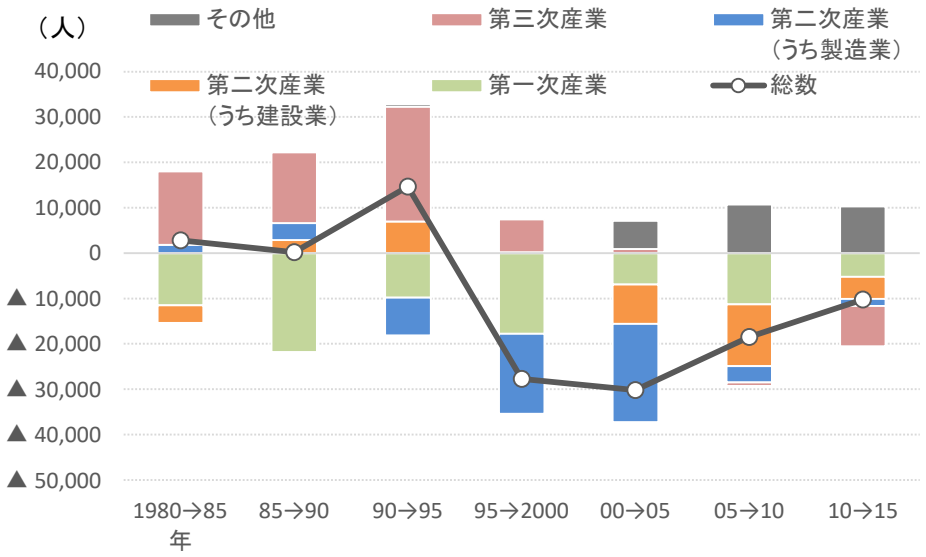

出典）総務省「国勢調査」

愛媛県全体の建設業就業者における 5 歳階級別の就業者数の推移を見ると、2005 年時点で最も就業者数の多い年齢階級である 55～59 歳（2015 年時点の 65～69 歳）が、退職・離職したことが、建設業就業者数の大幅な減少に強い影響を持ったことが分かる。

また、20 代については新規学卒者等の入職の影響から、5 歳階級ごとの変化率はプラスであるが、30 代以降の就業者数は減少が続いており、今後若手・中堅層が不足することが懸念される。

図表 2-3-3　愛媛県の建設業就業者数の年齢構成

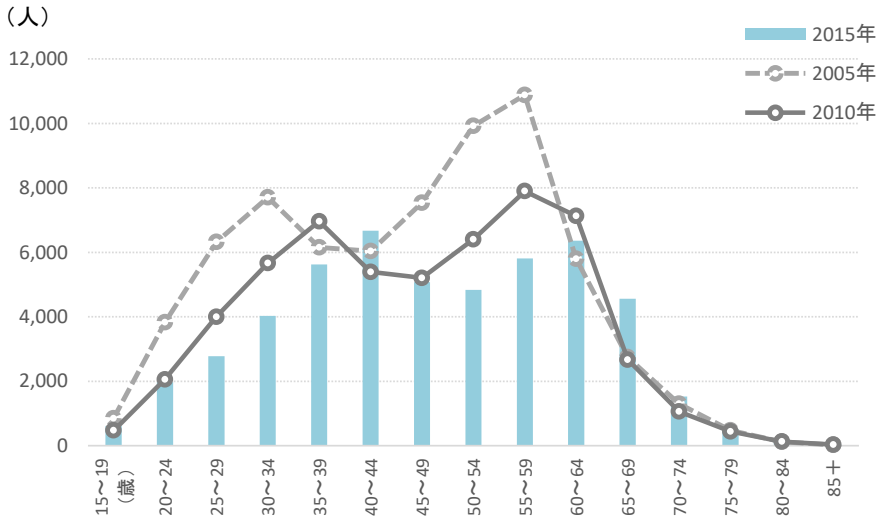

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-3-4　愛媛県の建設業就業者数の 5 歳階級別変化率

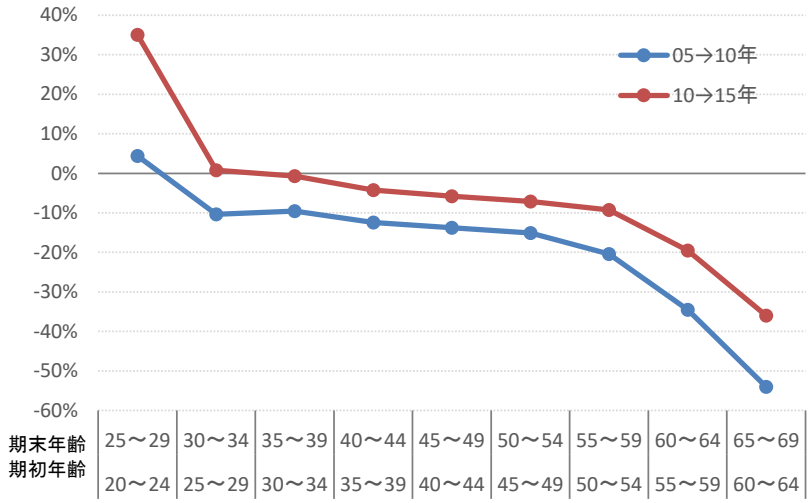

出典）総務省「国勢調査」

② 地域ごとの動向

＜東予地域＞

東予地域の就業者総数は 1995 年までは 26 万人前後をキープしてきたが、1995 年以降は減少傾向に入り、2015 年には 22.3 万人と 1995 年から 14.2%の減少となっている。建設業就業者数も 1995 年の 2.8 万人までは増加してきたが、これをピークに 2015 年の 1.9 万人まで 33.8%の減少となっている。

他産業と比較すると、製造業と並んで建設業の減少が目立つようになっている。

図表 2-3-5　愛媛県（東予）の就業者数（総数及び建設業）の推移

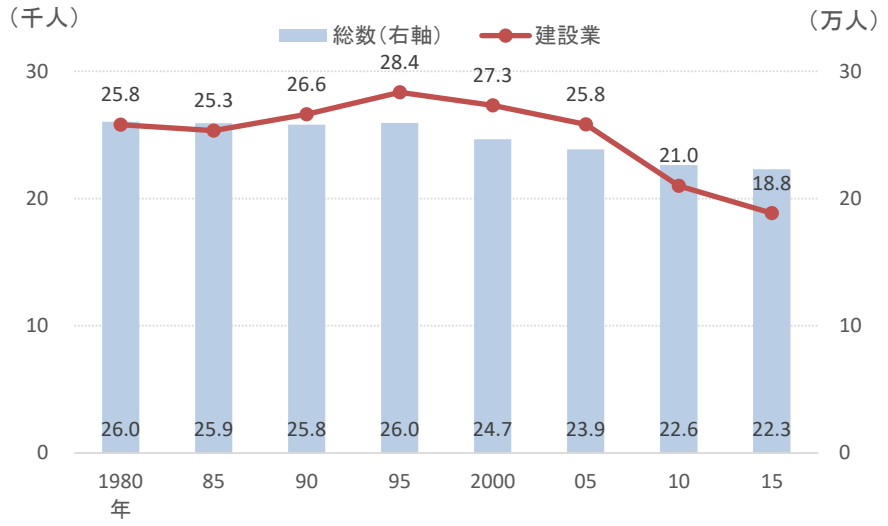

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-3-6　愛媛県（東予）の産業別就業者数増減数の推移

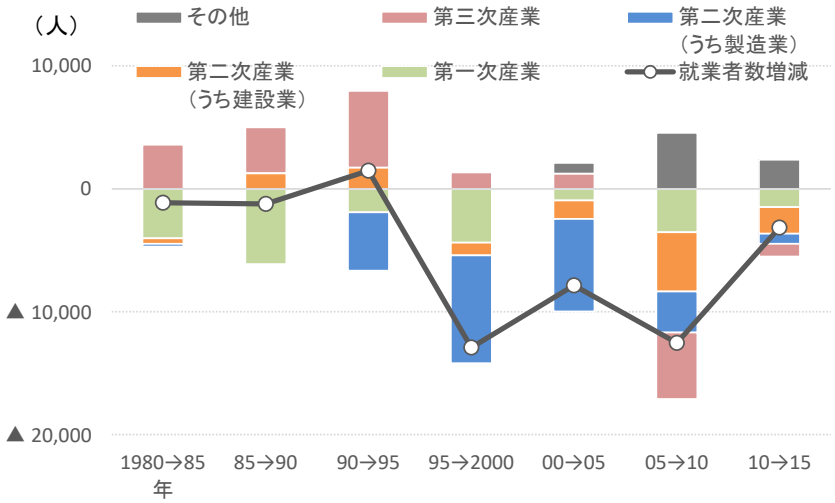

出典）総務省「国勢調査」

東予地域の建設業就業者における 5 歳階級別の就業者数の推移を見ると、県全体と同様に 2005 年時点で最も就業者数の多い年齢階級である 55～59 歳（2015 年時点の 65～69 歳）が、退職・離職したことが、建設業就業者数の大幅な減少に強い影響を持ったことが分かる。

また、20 代については新規学卒者等の入職の影響から、5 歳階級ごとの変化率はプラスであるが、30 代以降の就業者数は減少が続いているという点も、県全体の動向と同じである。

図表 2-3-7　愛媛県（東予）の建設業就業者数の年齢構成

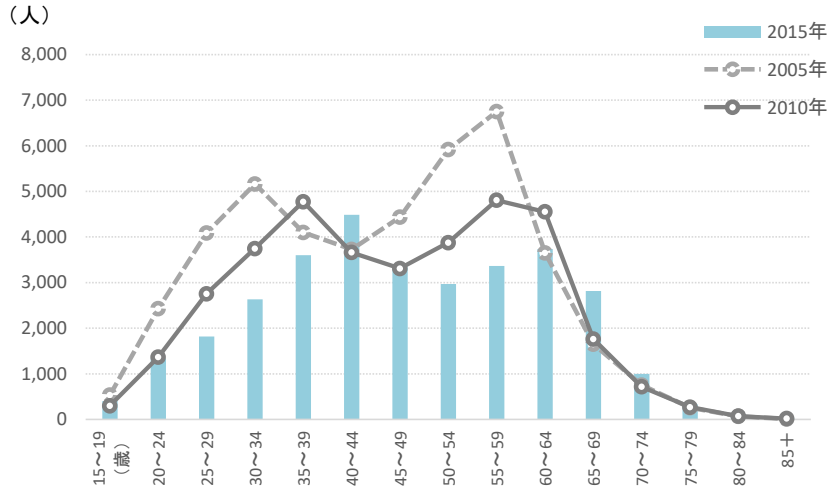

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-3-8　愛媛県（東予）の建設業就業者数の 5 歳階級別変化率

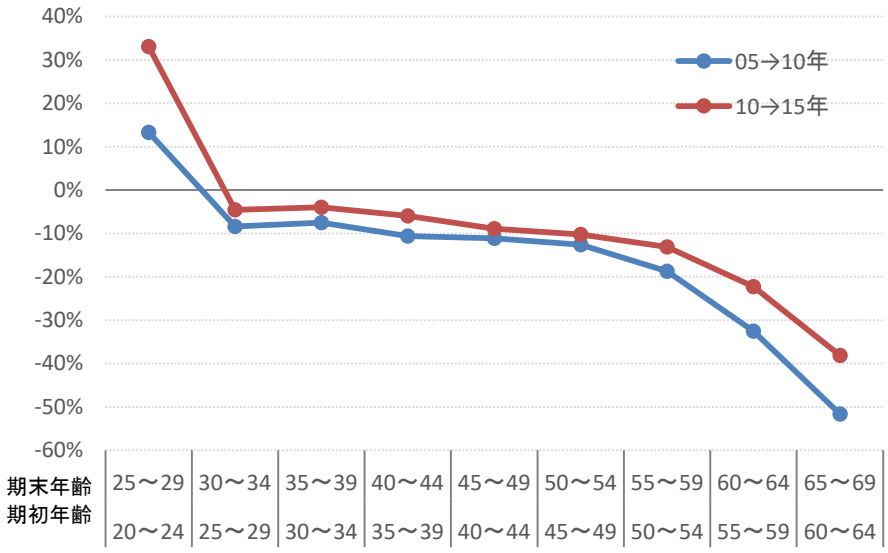

出典）総務省「国勢調査」

＜中予地域＞

中予地域の就業者総数は 2000 年の 29.9 万人をピークに徐々に減少してきているものの、2015 年も 29.7 万人と、おおむね 30 万人の水準を維持している。

対して、建設業の就業者数は、2000 年に 3.2 万人から 2015 年には 2.2 万人と 31.3%もの減少を見せている。

他産業と比較しても、2000 年以降、建設業の減少が目立つ状況になっている。

図表 2-3-9　愛媛県（中予）の就業者数（総数及び建設業）の推移

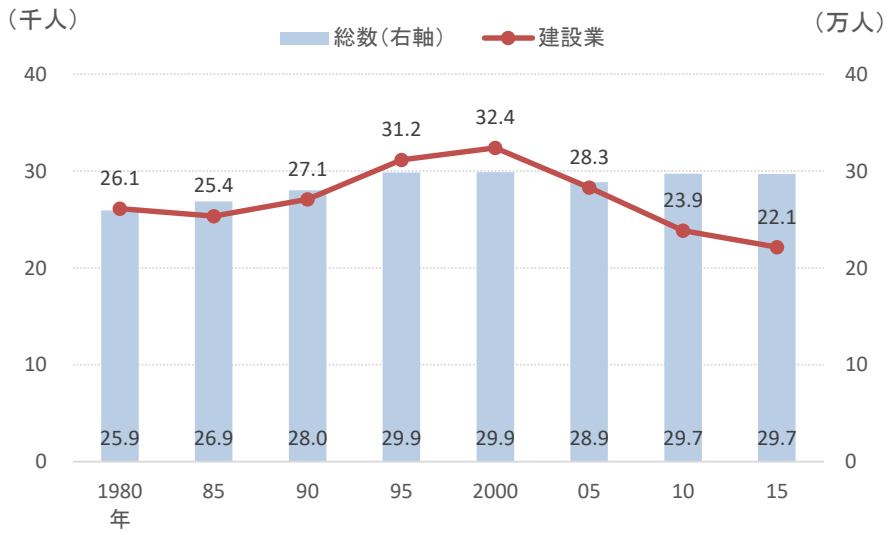

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-3-10　愛媛県（中予）の産業別就業者数増減数の推移

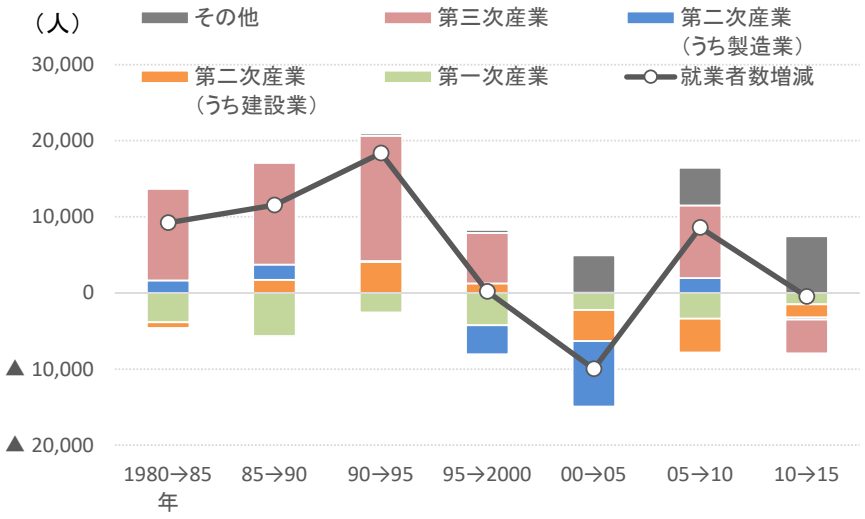

出典）総務省「国勢調査」

中予地域の建設業就業者における 5 歳階級別の就業者数の推移を見ると、県全体と同様に 2005 年時点で最も就業者数の多い年齢階級である 55～59 歳（2015 年時点の 65～69 歳）が、退職・離職したことが、建設業就業者数の大幅な減少に強い影響を持ったことが分かる。

一方で、2010 年から 2015 年については、20～30 代で就業者数が増加しており、2005 年から 2010 年の減少傾向から好転を見せている。

図表 2-3-11　愛媛県（中予）の建設業就業者数の年齢構成

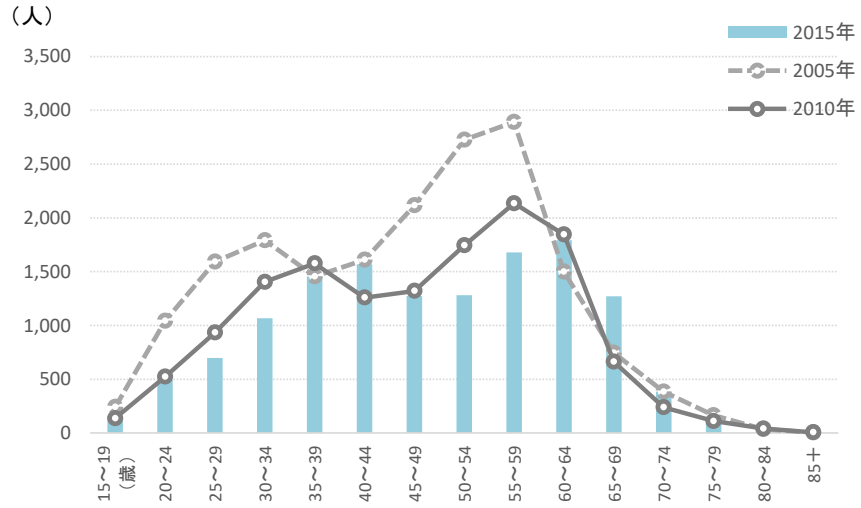

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-3-12　愛媛県（中予）の建設業就業者数の 5 歳階級別変化率

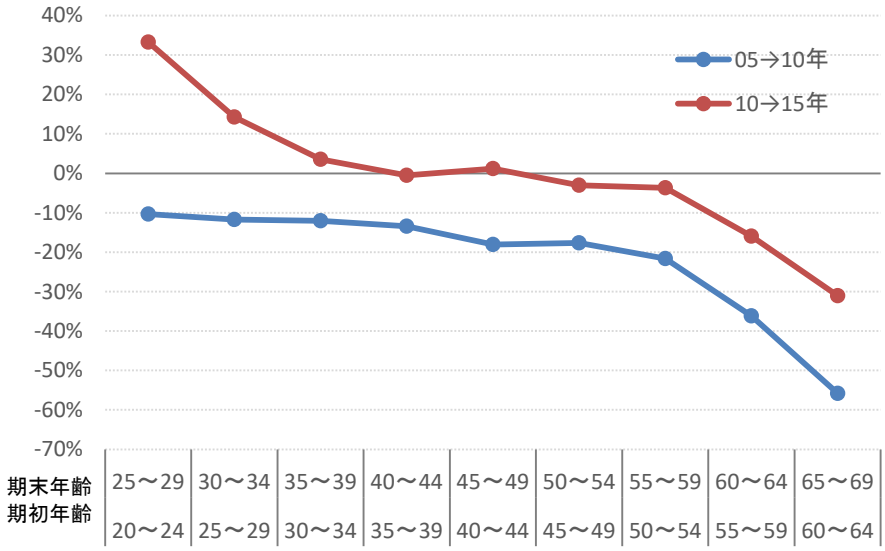

出典）総務省「国勢調査」

＜南予地域＞

南予地域の就業者総数は長期的に減少が続いており、1980 年の 19.1 万人から 2015 年は 12.1 万人と 36.7%の減少となっている。

建設業の就業者数についても、1980 年の 2.0 万人から 2015 年の 1.0 万人まで 50%以上の大幅な減少が見られる。

産業別に見ても 1995 年以降は、ほぼすべての産業分野で就業者が減少しており、2000 年からは建設業の減少が目立つ状況にある。

図表 2-3-13　愛媛県（南予）の就業者数（総数及び建設業）の推移

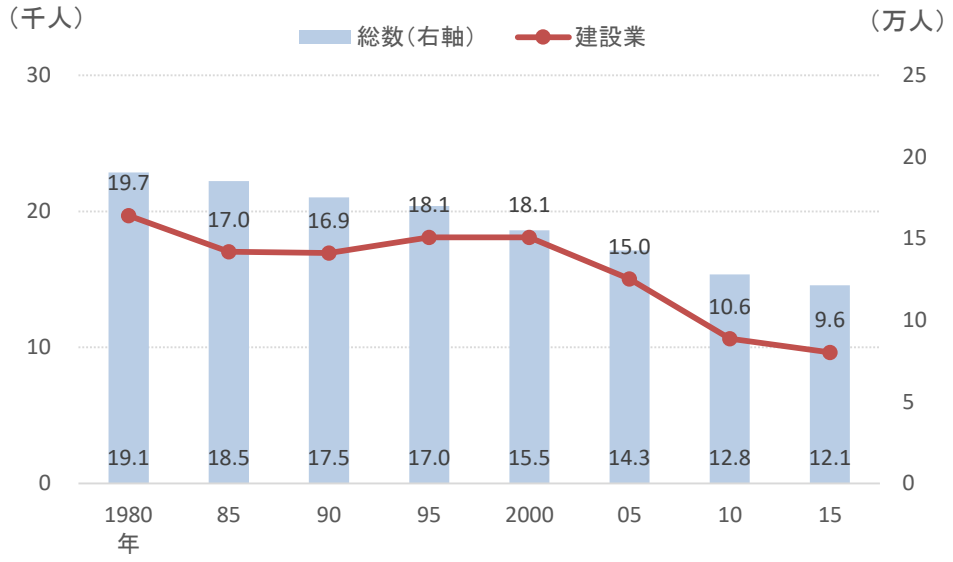

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-3-14　愛媛県（南予）の産業別就業者数増減数の推移

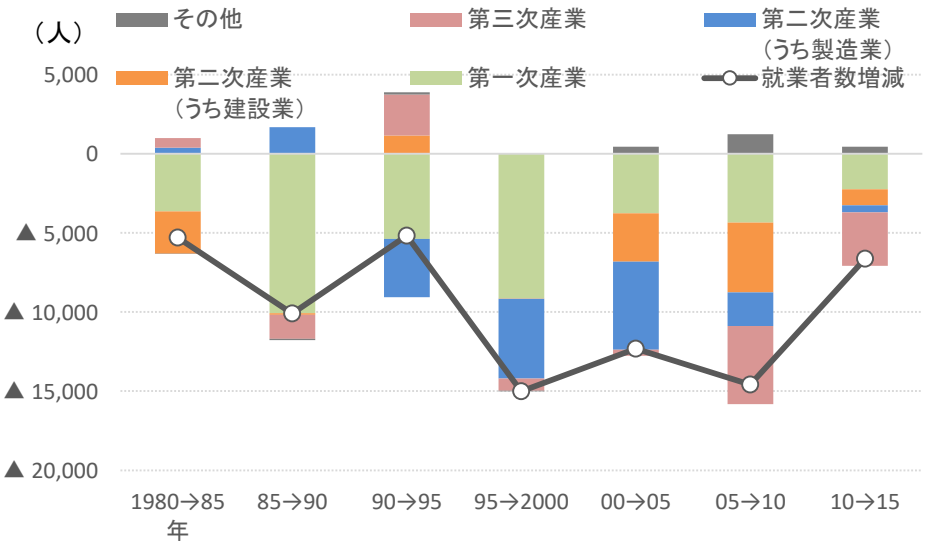

出典）総務省「国勢調査」

南予地域の建設業就業者における 5 歳階級別の就業者数の推移を見ると、県全体と同様に 2005 年時点で最も就業者数の多い年齢階級である 50 代（2015 年時点の 60 代）が、退職・離職したことが、建設業就業者の大幅な減少に強い影響を持ったことが分かる。

一方で、2010 年から 2015 年については、20～30 代で就業者数が増加しており、2005 年から 2010 年の減少傾向から好転を見せている。

図表 2-3-15　愛媛県（南予）の建設業就業者数の年齢構成

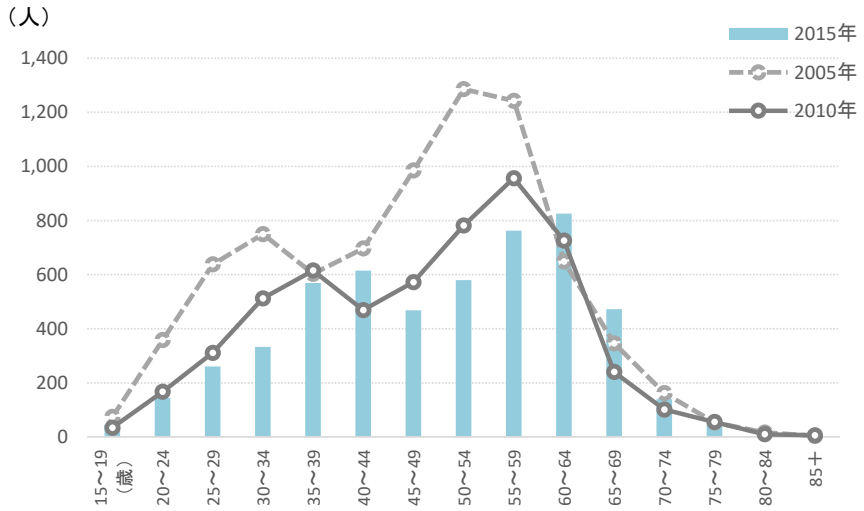

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-3-16　愛媛県（南予）の建設業就業者数の 5 歳階級別変化率

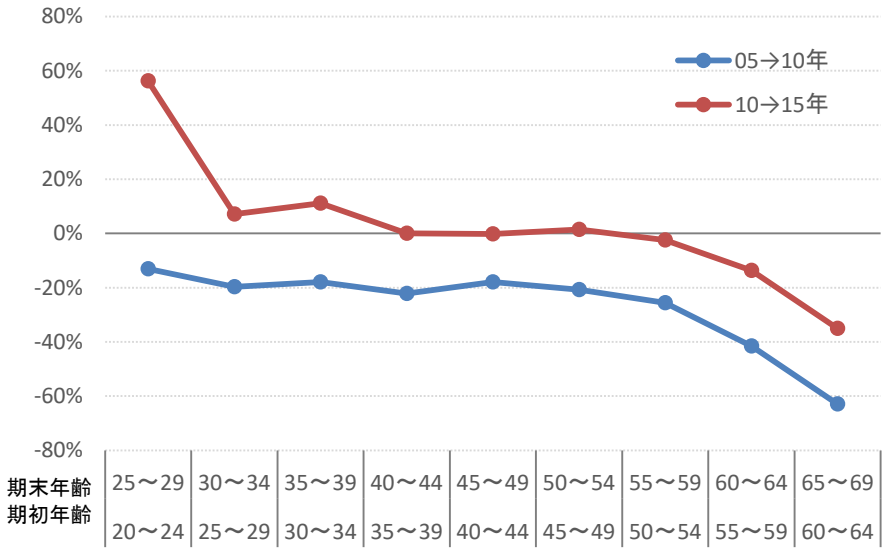

出典）総務省「国勢調査」

③　職業分類別の就業者数（建設技能労働者数）

国勢調査によると、愛媛県における建設技能労働者数（2005 年以降の国勢調査の職業小分類における建設・土木作業従事者、2000 年以前は建設作業者）は、2005 年に約 4.1 万人だったが、2015 年には約 3.1 万人に減少した。

建設技能労働者数（国勢調査の職業中分類の建設・採掘従事者）の 5 歳階級別年齢構成の推移をみると、2005 年時点の 50 歳代（2015 年時点の 60 歳代）が今後退職・離職していくことから、就業者数全体では減少が見込まれる。

図表 2-3-17　愛媛県の建設技能労働者数＊の推移

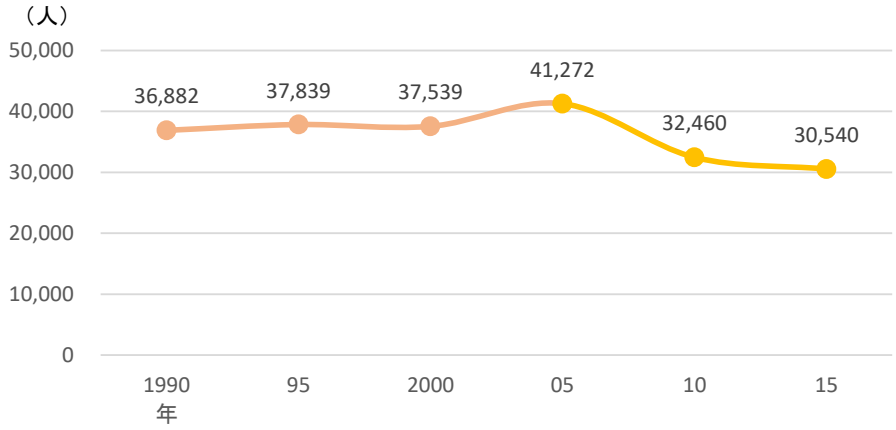

出典）総務省「国勢調査」

＊2000 年以前は「建設作業者」、2005 年以降は「建設土木作業従事者」と「電気工事従事者」の合計

図表 2-3-18　愛媛県の建設技能労働者数＊の年齢構成の推移

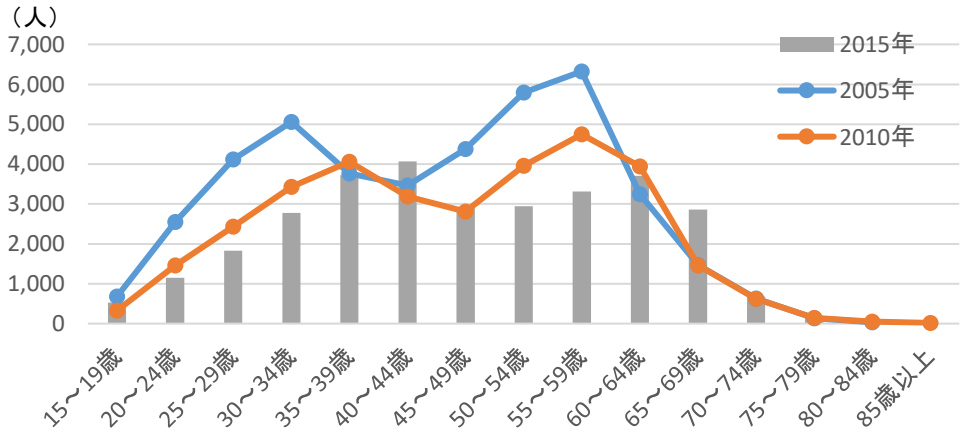

出典）総務省「国勢調査」における「建設・採掘従事者」

＊2005 年・2010 年国勢調査では都道府県別の職業小分類の 5 歳階級別就業者数が公表されていないため、中分類の「建設・採掘従事者」を採用している

④　職業分類別の就業者数（建設技術者数）

愛媛県の建設技術者（国勢調査の職業小分類における建築技術者及び土木・測量技術者）は、土木・測量技術者については、2000 年の 6,376 人から 2015 年の 2,860 人まで約 6 割減少している。建築技術者も 2000 年の 3,817 人をピークに、2015 年は 1,910 人と半減している。

愛媛県と全国の建設技術者の年齢構成を比較すると、愛媛県は 20 代～40 代の若手・中堅クラスの技術者の割合が全国に比べ少ない状況にある。

図表 2-3-19　愛媛県の建築及び土木・測量技術者数の推移

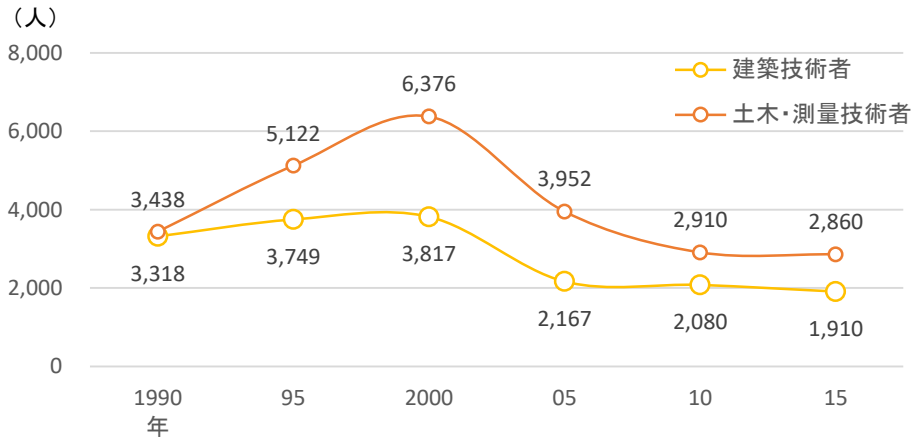

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-3-20　愛媛県と全国の建設技術者数の年齢構成（2015 年）

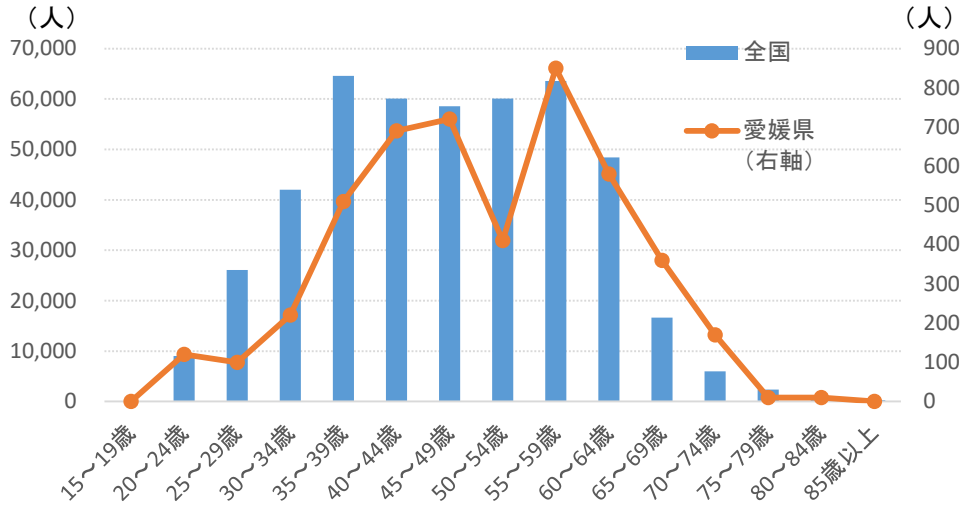

出典）総務省「国勢調査」

⑤　就業者の移動の状況

これまで見たとおり愛媛県の建設業就業者数は 2000 年以降減少が続いているが、建設業就業者の転出入状況を見ると、2005 年から 2010 年、及び 2010 年から 2015 年の 2 期間ともに 20 代から 40 代の若手・中堅世代では、転入超過（転入＞転出）であることが見て取れる（転出入状況は、国勢調査において県内建設業就業者の 5 年前の居住地から把握している）。

建設業就業者全体では 20～40 代は減少していることから、地域外から転入し入職する者がいるものの、これ以上に離職者が多いという状況が推測される。

図表 2-3-21　愛媛県の建設業就業者の転出入状況（2005 年→2010 年）

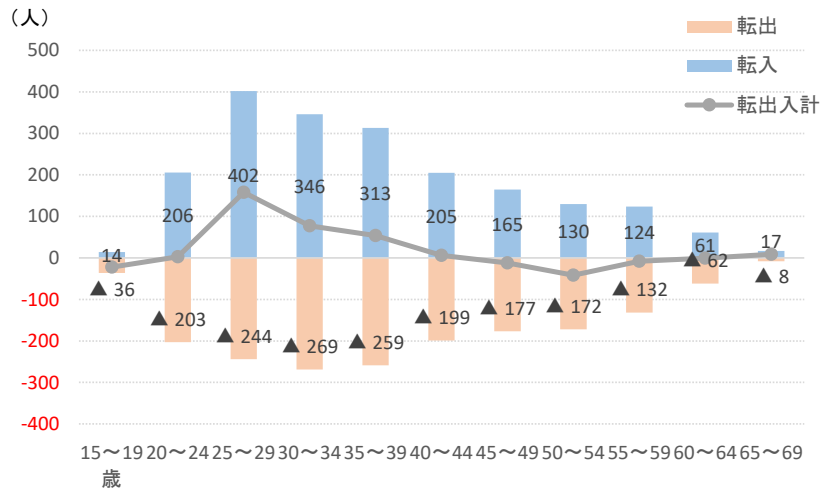

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-3-22　愛媛県の建設業就業者の転出入状況（2010 年→2015 年）

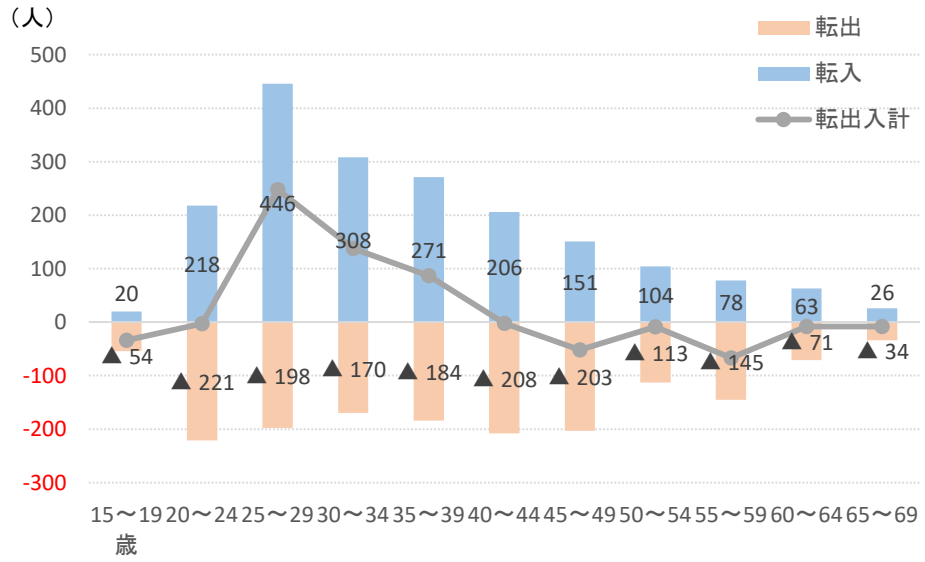

出典）総務省「国勢調査」

⑥　就業者の平均年齢

建設業就業者の平均年齢を全国及び愛媛県で比較したところ、2000 年は全国が 44.6 歳、愛媛県が 44.9 歳であった。その後全国、愛媛県ともに上昇したが、2015 年には全国の 48.8 歳に対して愛媛県は 48.3 歳と若干ではあるが、愛媛県の方が、平均年齢が低くなっている。

図表 2-3-23　全国及び愛媛県　建設業就業者の平均年齢の推移

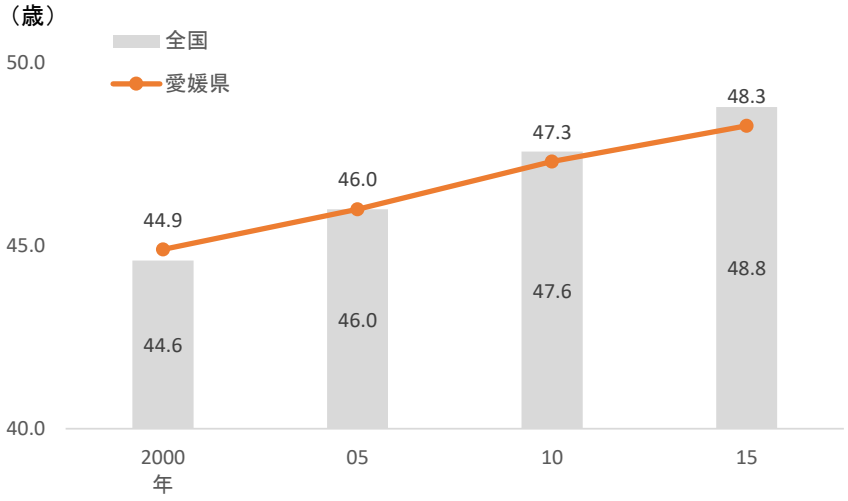

出典）総務省「国勢調査」

次の図表は建設業就業者の平均年齢を主な産業と比較したものである。全国、愛媛県ともに農業の平均年齢が突出して高いものの、建設業は運輸・郵便業に並び農業に次いで就業者平均年齢の高い産業となっている。

図表 2-3-24　全国及び愛媛県　主要産業の就業者平均年齢（2015 年）

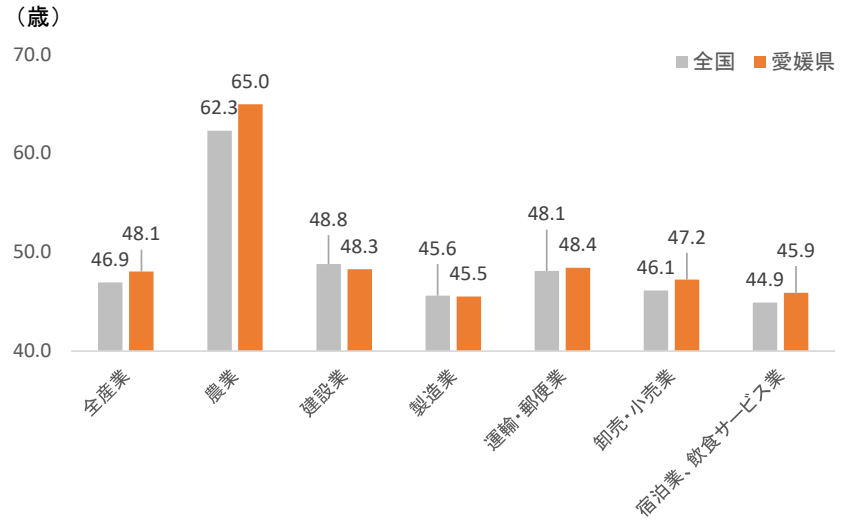

出典）総務省「国勢調査」

⑦　従業上の地位

建設業就業者の従業上の地位を全国及び愛媛県で比較すると、雇用者や雇人のない業主（いわゆる一人親方）の比率は、ほぼ同じレベルにある。

図表 2-3-25　全国及び愛媛県 建設業就業者の従業上の地位（2015 年）

＜全国＞

		人数（人）	構成比
雇用者		2,864,339	66%
	正規の職員・従業員	2,444,747	56%
	労働者派遣事業所の派遣社員	34,759	1%
	パート・アルバイト・その他	384,833	9%
役員		555,559	13%
雇人のある業主		177,827	4%
雇人のない業主		557,889	13%
家族従業者		157,870	4%
家庭内職者		0	0%
従業上の地位「不詳」		27,854	1%
合計		4,341,338	100%

＜愛媛県＞

		人数（人）	構成比
雇用者		33,272	66%
	正規の職員・従業員	28,771	57%
	労働者派遣事業所の派遣社員	258	1%
	パート・アルバイト・その他	4,243	8%
役員		6,680	13%
雇人のある業主		2,114	4%
雇人のない業主		6,383	13%
家族従業者		1,871	4%
家庭内職者		0	0%
従業上の地位「不詳」		280	1%
合計		50,600	100%

出典）総務省「国勢調査」

⑧　建設業における女性就業者

愛媛県内の主要産業就業者における男女比率を見たところ、建設業の男性就業者比率は85%となっており、全国よりも若干男性比率が高い状況である。ただし他産業である製造業や農業に比べると、男性比率は相当に高い。

また、建設業における女性就業者は、男性に比べ「パート・アルバイト」が多く、かつ、事務に従事する人が多いという特徴がある。

図表 2-3-26　全国及び愛媛県 主要産業の就業者男女比率（2015 年）

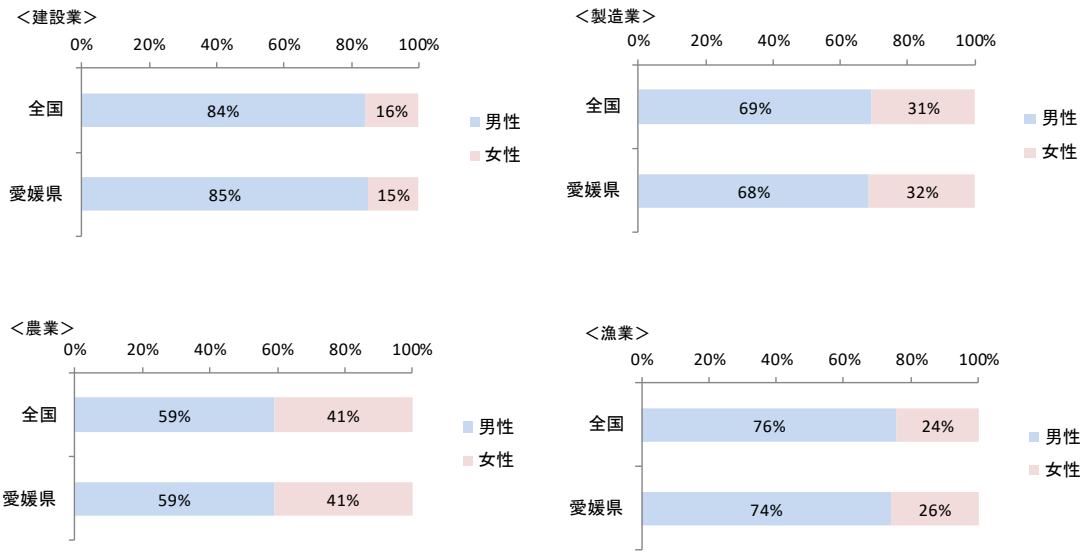

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-3-27　愛媛県 建設業の男女別就業上の地位（2015 年）

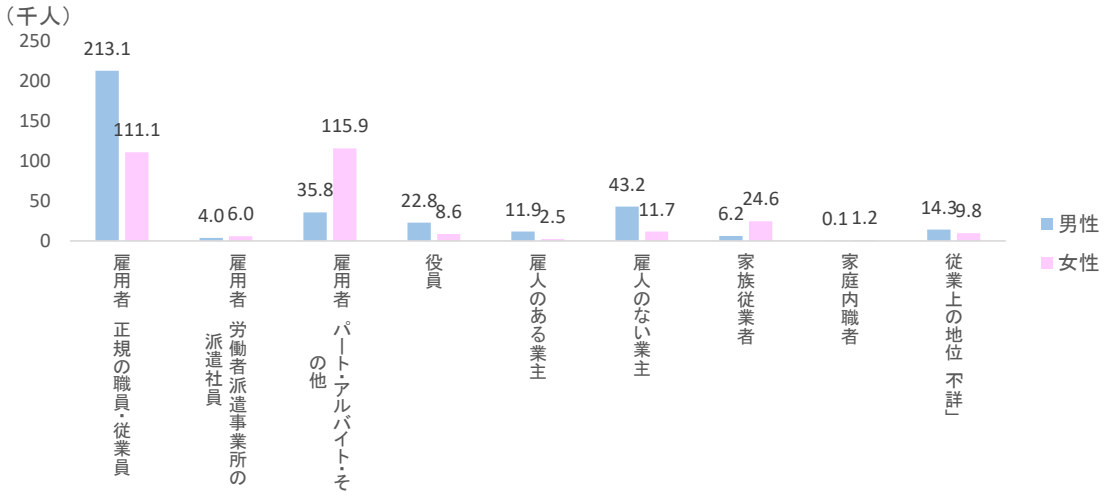

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-3-28　愛媛県 建設業の男女別職業構成（2015 年）

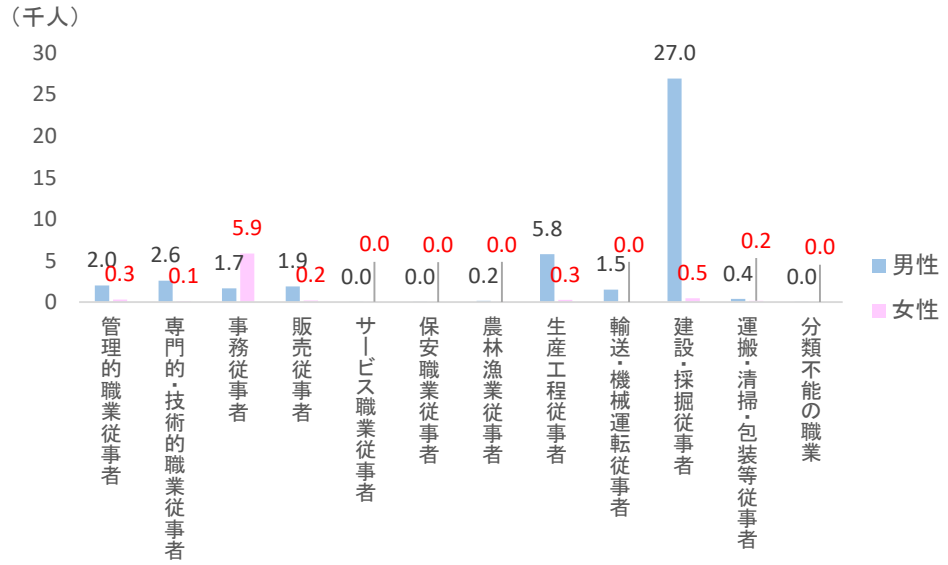

出典）総務省「国勢調査」

⑨　外国人の雇用状況

愛媛県における外国人の雇用状況を見ると、被雇用者数は 2015 年の 5,937 人から 2018 年は 8,376 人と、4 年間で 2,439 人、41.1%の増加となっている。

この 8,376 人のうち約 7 割(5,649 人)は製造業で雇用されており、建設業は 469 人(5.6%)と製造業、卸売業・小売業に次ぐ雇用の場となっている。

図表 2-3-29　愛媛県 外国人の雇用状況

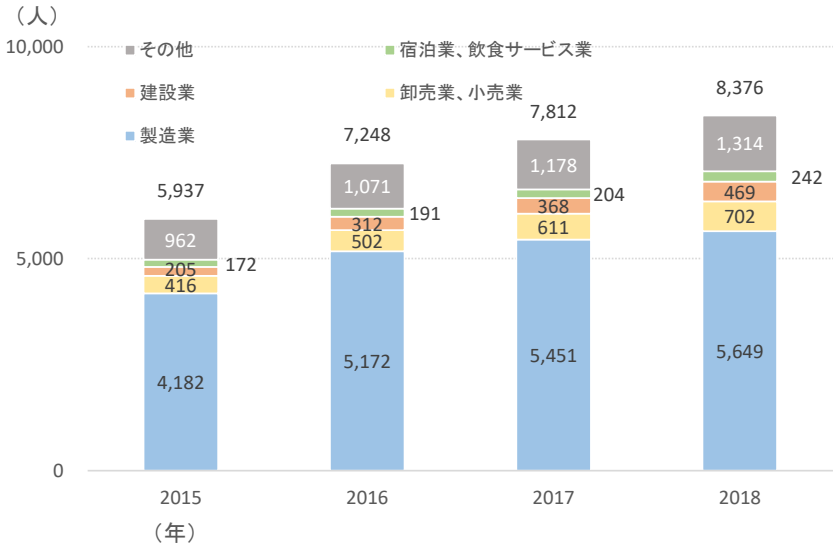

出典）厚生労働省「外国人雇用状況」

⑩　建設業の有効求人倍率

愛媛県の建設業の有効求人倍率をみると、建設業に関連するすべての職種で「１」を超える水準が続いており、人手不足が常態化していることが伺える。

建設関連の業種では、「建設躯体工事の職業」の求人倍率が他職種を引き離し高水準にあり、これ以外では「建設の職業」「土木の職業」の求人倍率が上昇傾向にあり、「建築・土木技術者等」を上回る水準となっている。

図表 2-3-30　愛媛県の建設業職種別有効求人倍率の推移

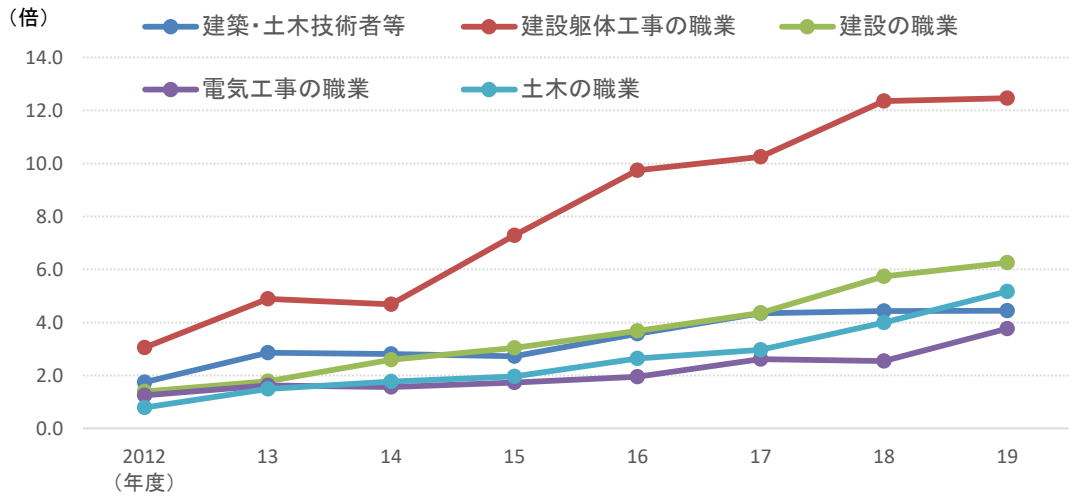

出典）厚生労働省「職業安定業務統計」

図表 2-3-31　愛媛県　「建築・土木技術者等」の有効求人倍率の推移

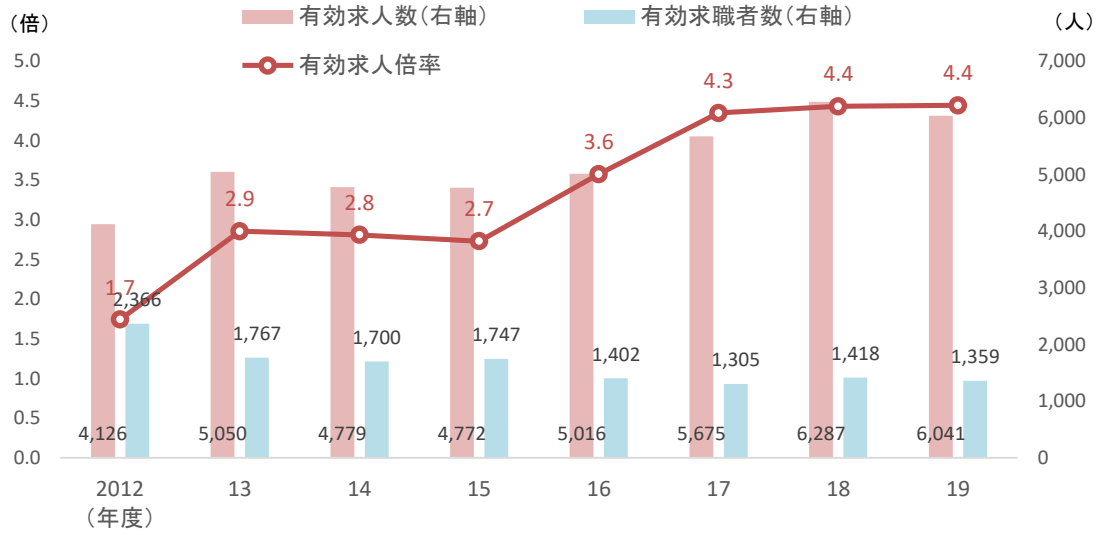

出典）厚生労働省「職業安定業務統計」

図表 2-3-32　愛媛県　「建設の職業」の有効求人倍率の推移

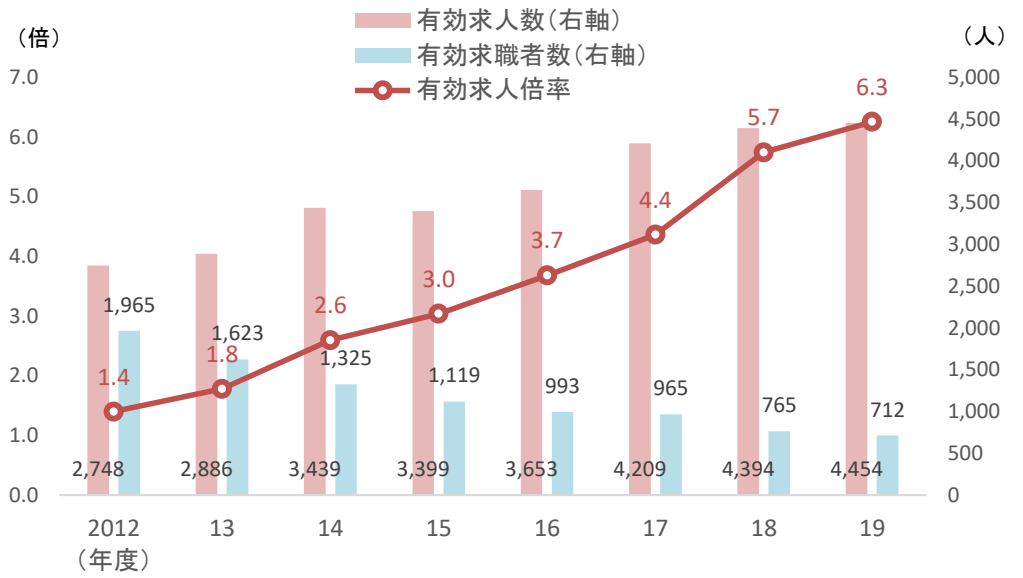

出典）厚生労働省「職業安定業務統計」

図表 2-3-33　愛媛県　「土木の職業」の有効求人倍率の推移

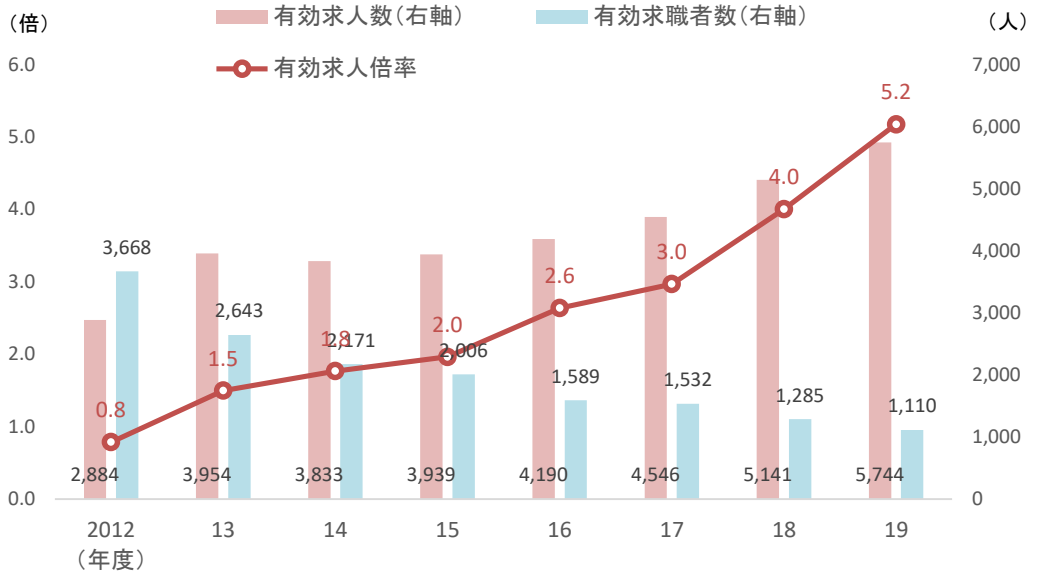

出典）厚生労働省「職業安定業務統計」

（4）　企業活動の状況

①　完成工事高

愛媛県の建設業者が手掛けた完成工事高は、2012 年の 4,992 億円から増加傾向で推移し、2017 年度は 5,984 億円となったが、2018 年度は 5,521 億円と、2011～2012 年度以降、6 年ぶりに減少に転じている。

業種別に見ると、全体の約 6 割を占める総合工事業における完成工事高は、2016 年度の 3,607 億円から 2017・2018 年度は連続で減少している。また、職別工事業及び設備工事業については、ゆるやかな増加傾向が続いていたが、2018 年度は両業種ともに減少している。

また、1 事業者当たりの完成工事高が 2012 年以降、すべての業種で上昇していたが、2018 年度は職別工事業及び設備工事業は減少に転じている。

施工地ベースの完成工事高では 2018 年度は 5,674 億円と、事業者ベースの完成工事高（2018 年度 5,521 億円）や業者所在地元請完成工事高（3,463 億円）を上回っており、県外の事業者が元請となって受注するケースも多いことが推測される。

図表 2-4-1　愛媛県の業種別完成工事高の推移

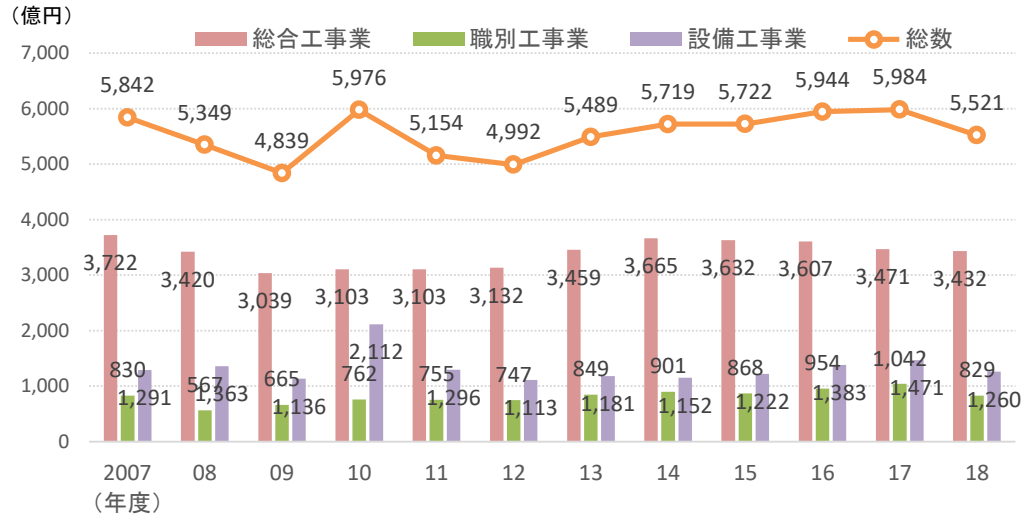

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-4-2　愛媛県の１事業者当たり業種別完成工事高の推移

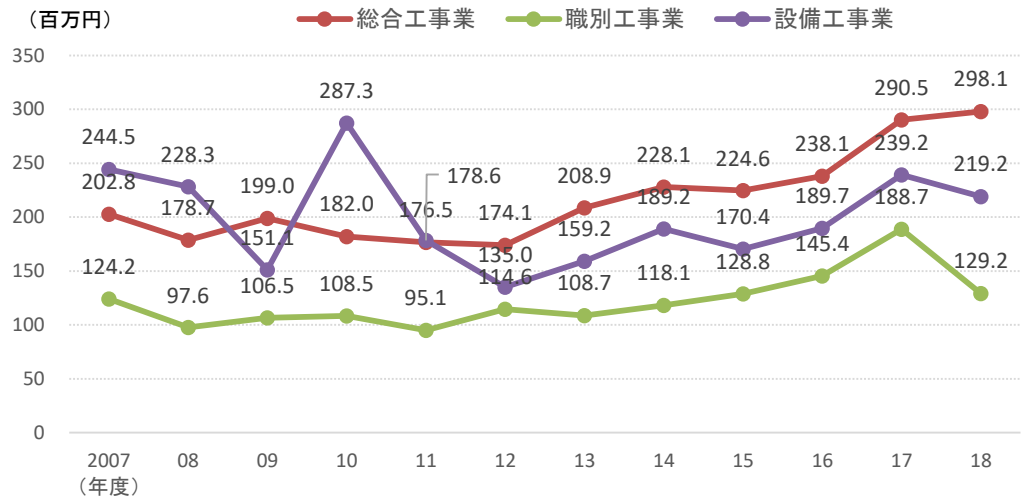

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-4-3　愛媛県における業者所在地別・施工地別元請完成工事高の推移

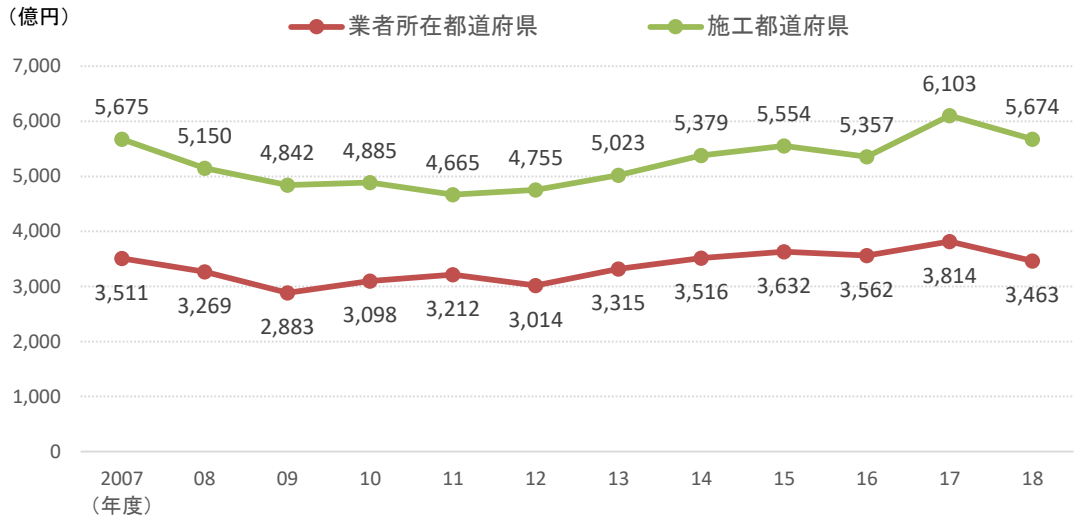

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

②　業種別の完成工事高及び元請・下請完成工事高

愛媛県の総合工事業の完成工事高は、3,000 億円から 4,000 億円の間で推移しており 2018 年度は 3,432 億円となっている。このうち、元請比率（完成工事高に占める元請完成工事高の割合）は約 80%で推移している。

職別工事業の完成工事高は 2018 年度に 829 億円と、2017 年度の 1,042 億円から大幅に減少した。設備工事業についても、2018 年度の完成工事高は 1,260 億円と前年度より落ち込んでいる。

図表 2-4-4　愛媛県における総合工事業の元請・下請完成工事高と元請比率の推移

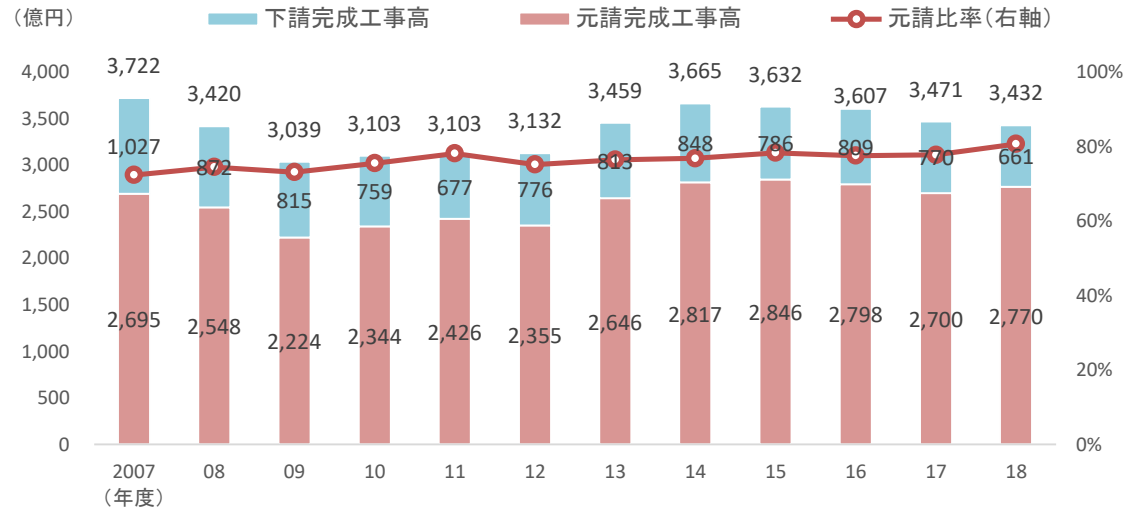

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-4-5　愛媛県における職別工事業の元請・下請完成工事高と元請比率の推移

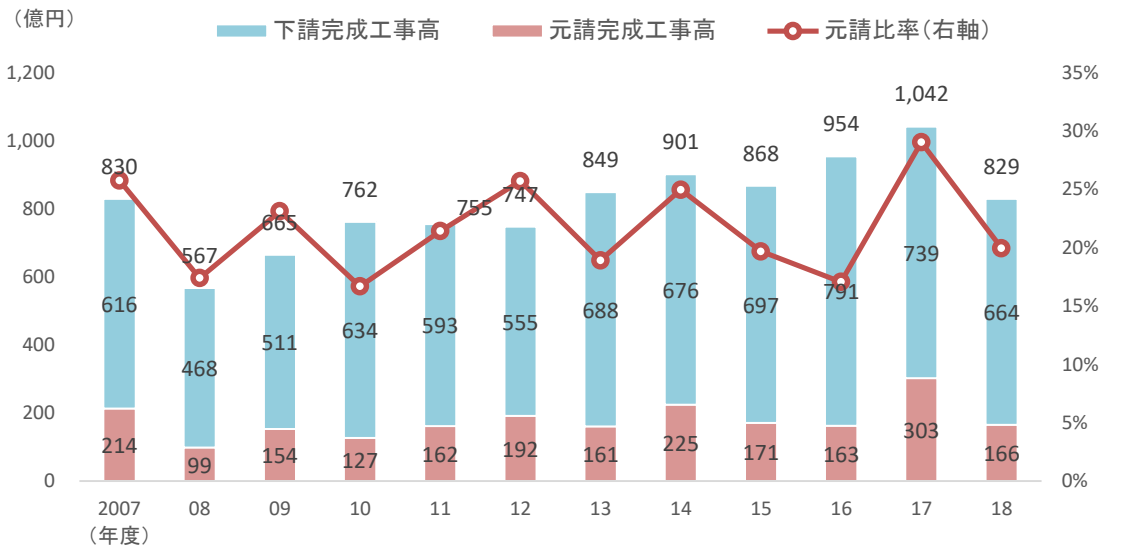

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-4-6　愛媛県における設備工事業の元請・下請完成工事高と元請比率の推移

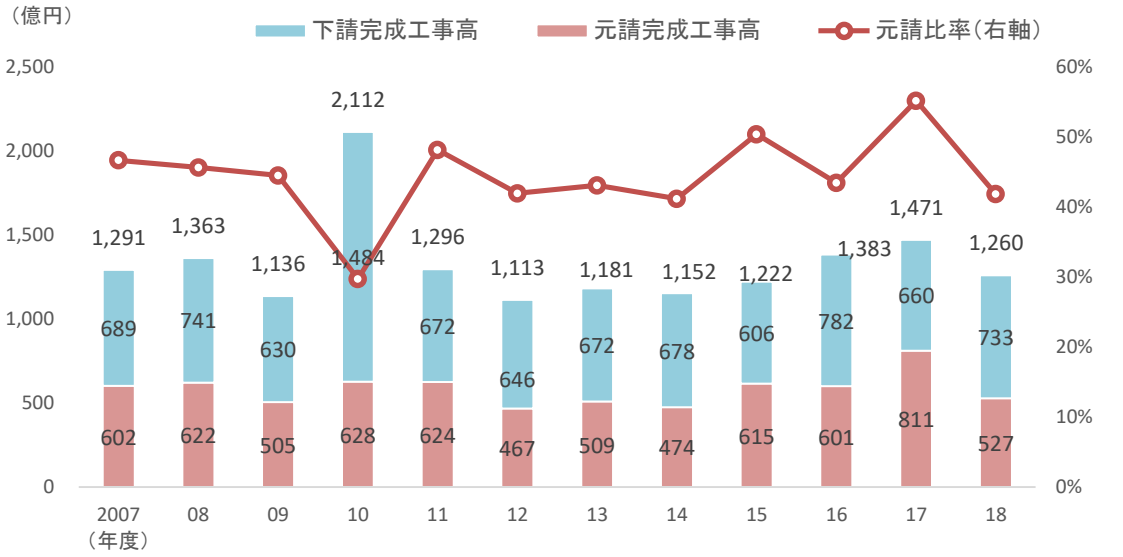

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

③　付加価値額の動向

＜付加価値額の推移＞

建設工事施工統計調査では、建設企業が 1 年（年度）に生み出した付加価値額を示している。この付加価値額は営業損益、租税公課、人件費、労務費の 4 つから構成される。

愛媛県における建設業の付加価値額は、2007 年度の 1,318 億円から 2014 年度の 1,348 億円までおおむね 1,200～1,300 億円で推移してきたが、2015 年度から 1,500 億円を超え、2017 年度は 1,625 億円と過去 10 年で最も高い水準となった。しかし、2018 年度は営業損益が減少したことが影響し、1,312 億円に落ち込み、2012 年度と同水準となっている。

付加価値額を構成する 4 つの要素のうち、近年特に伸びが顕著であるのは営業損益（営業利益）である。2011 年以前、営業利益はほとんど発生していなかったが、2012 年度以降は年々増加し、2017 年度には 313 億円となった。しかし、2018 年度は 143 億円と営業利益が急に減少している。

また、営業損益に並んで付加価値額の増加への寄与が多いのが、付加価値額のおよそ 6 割を占める人件費である。設計労務単価の引き上げ等を背景に、人件費は 2012 年の 772 億円から 2017 年は 933 億円となっている。しかし、営業損益と同様に 2018 年度は 749 億円に減少している。一方、労務費についても 2018 年度は 377 億円と高い水準で推移している。

付加価値額を業種別に見ると、完成工事高と同様、どの業種も増加傾向にあったが、2018 年度はすべての業種で付加価値額は落ち込んでいる。

図表 2-4-7　愛媛県における付加価値額の推移

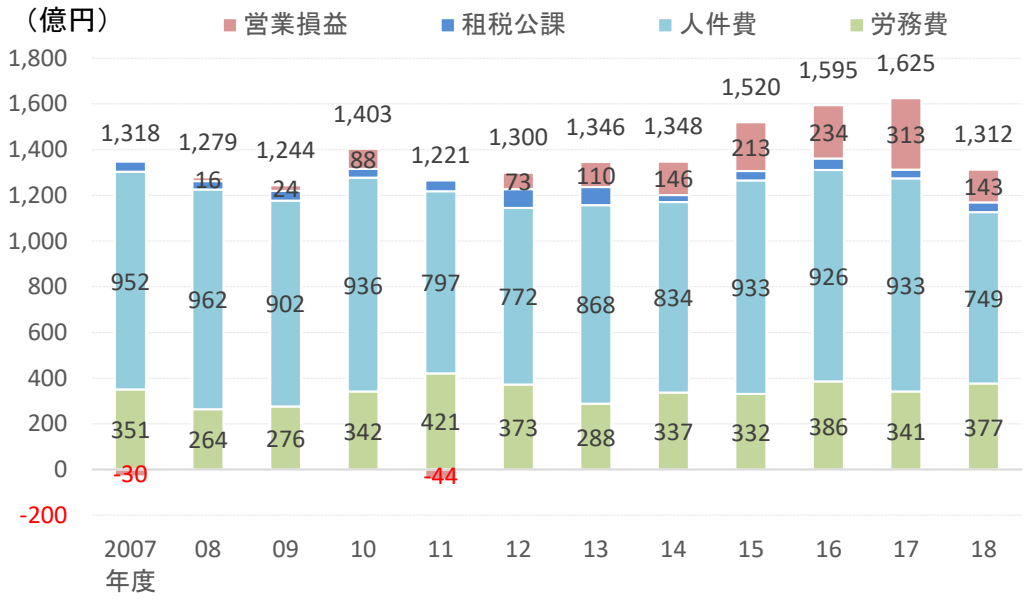

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-4-8　愛媛県における付加価値額増減の要因別寄与率

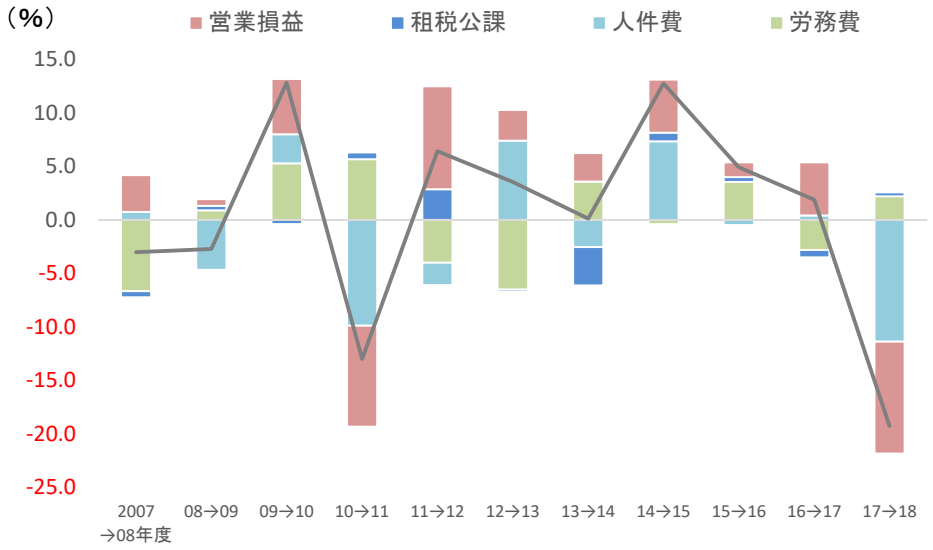

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-4-9　愛媛県における業種別付加価値額の推移

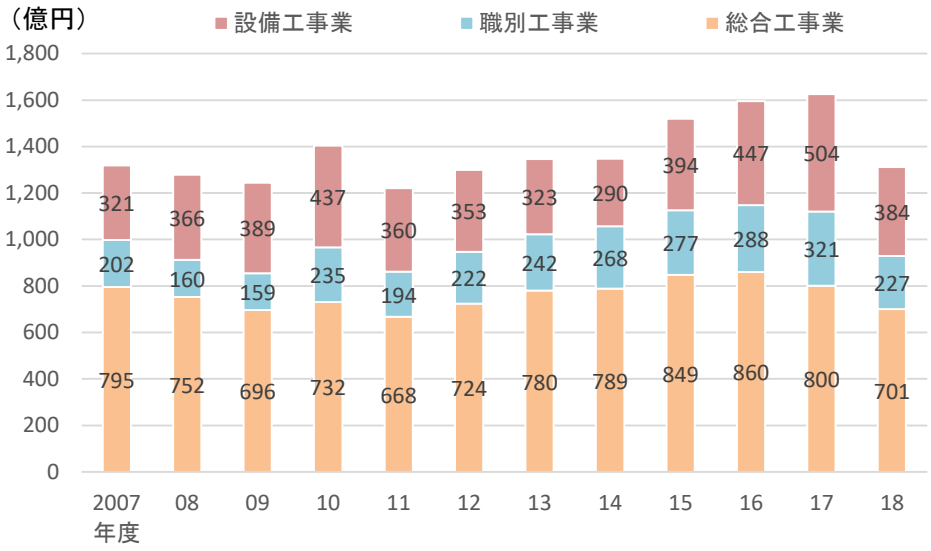

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

＜業種別の推移①総合工事業＞

愛媛県における総合工事業の付加価値額は 2011 年度の 668 億円を底に 2012 年度以降増加が続き、2016 年度には 860 億円に達したが、2017 年度以降は減少しており、2018 年度は 701 億円と 2011 年度に近い水準まで落ち込んでいる。

ただし、2011 年度は営業損益がマイナス（営業赤字）であったのに対し、2012 年度以降営業利益が年々増加し、2017 年度には 160 億円となり、2018 年度も 83 億円の黒字となっている。ただ、近年の 100 億円を超える営業黒字の水準からは落ち込んでおり、収益力に陰りが見られている。

図表 2-4-10　愛媛県総合工事業の付加価値額の推移

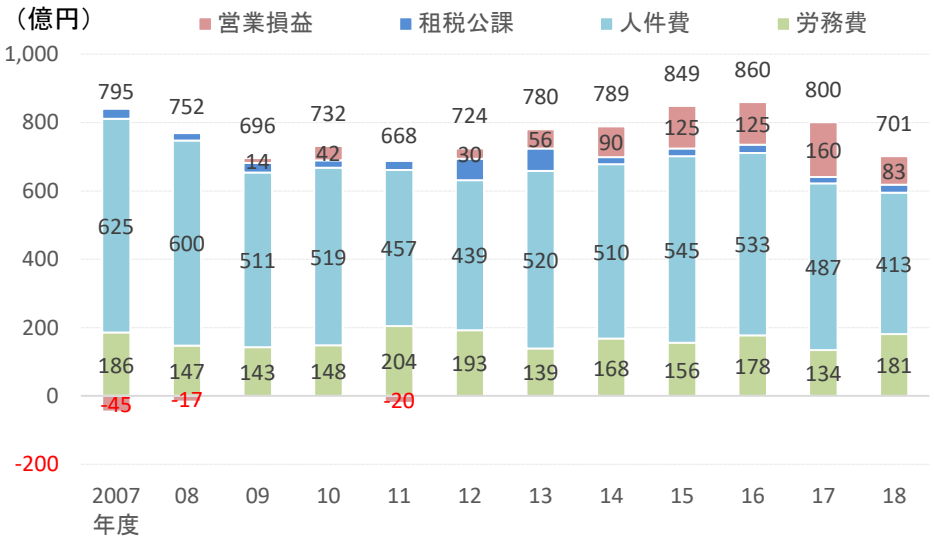

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-4-11　愛媛県総合工事業の付加価値額増減の要因別寄与率

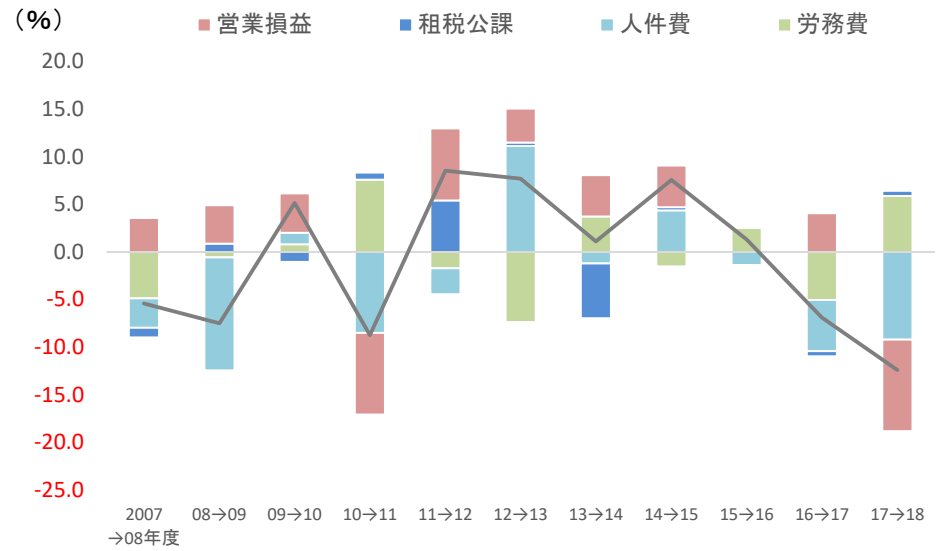

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

＜業種別の推移②職別工事業＞

愛媛県における職別工事業の付加価値額は、2011 年度までは増減があるものの、おおむね 200 億円前後の水準で推移してきたが、2012 年度以降、大幅に増加しており、2017 年度は 321 億円に達した。しかし、2018 年度の付加価値額は 227 億円に落ち込んでいる。

2011 年度までは、5 年連続で営業損益はマイナスであったが、2012 年度以降は一転プラスに転じ、2017 年度には 54 億円となった。しかし、2018 年度は再度営業損益がマイナスに落ち込んでおり、収益性が急速に悪化している状況にある。

図表 2-4-12　愛媛県職別工事業の付加価値額の推移

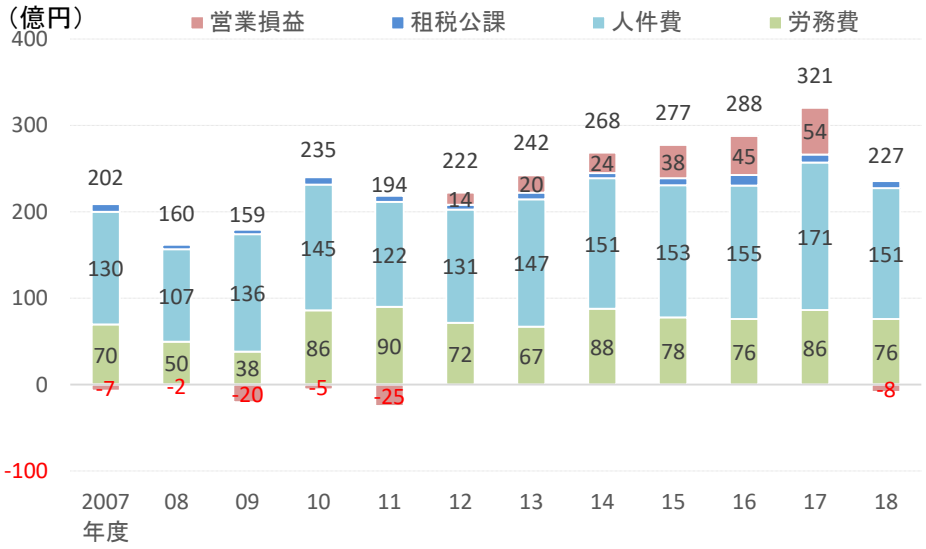

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-4-13　愛媛県職別工事業の付加価値額増減の要因別寄与率

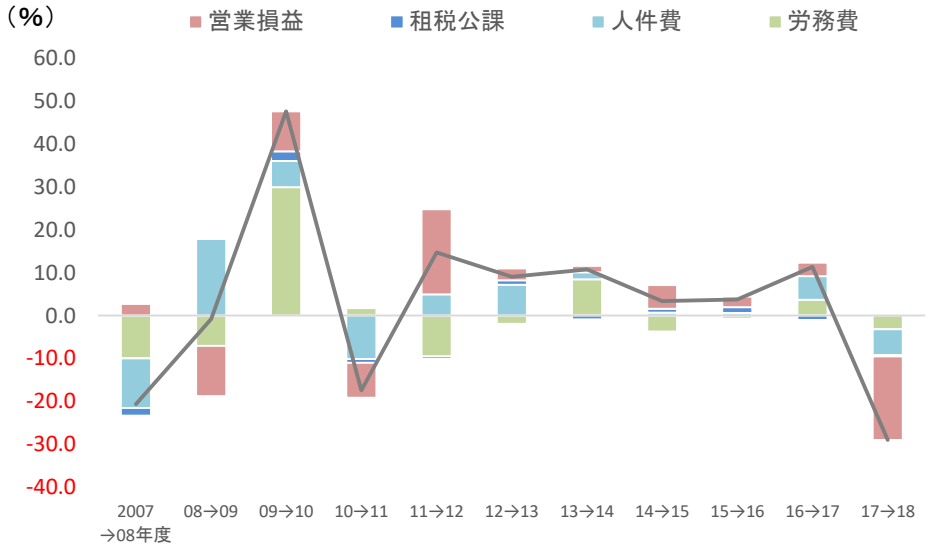

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

＜業種別の推移③設備工事業＞

愛媛県における設備工事業の付加価値額は、2010 年度の 437 億円まで増加した後、2014 年の 290 億円まで落ち込んだが、2015 年度から再度回復し、2017 年度は過去 10 年で最高の 504 億円まで増加した。しかし、2018 年度は 384 億円に落ち込んでいる。

このように大きく増減があったものの、一定して営業利益が発生しており、総合工事業・職別工事業との違いとなっている。

また、人件費については、付加価値額全体とほぼ連動するように大きく増減しており、2017 年度は 276 億円と過去 10 年で最も高い水準となっている。

図表 2-4-14　愛媛県設備工事業の付加価値額の推移

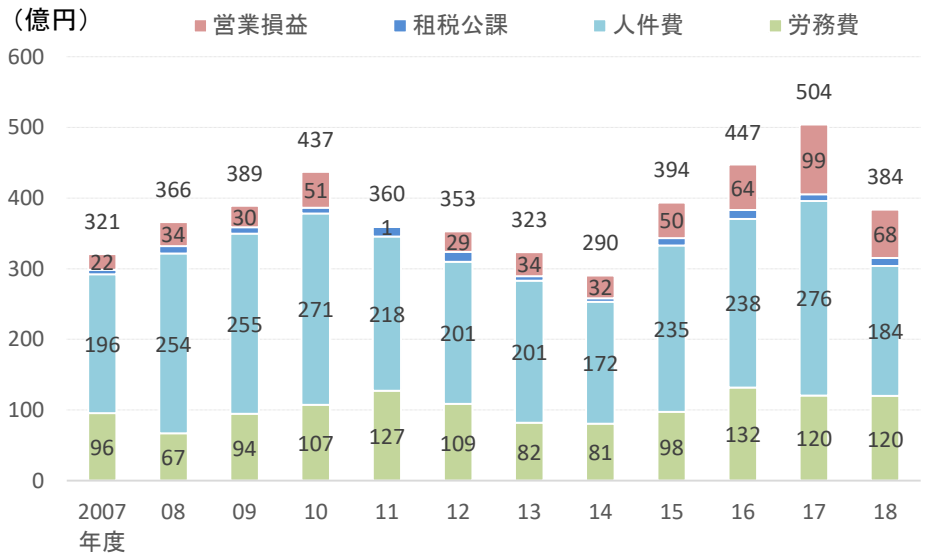

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-4-15　愛媛県設備工事業の付加価値額増減の要因別寄与率

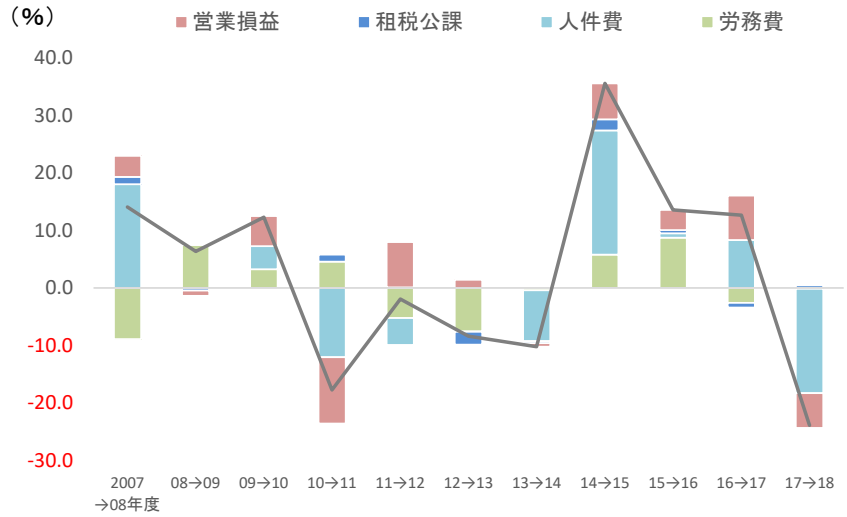

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

④　労働生産性の動向

建設工事施工統計調査には、先に示したように完成工事高、付加価値額等の他に従業者数・有形固定資産額等が示されており、これらの数値から労働生産性等の指標を作成することが可能である。まず、基本となる労働生産性であるが、これは付加価値額を建設業就業者数で除することにより求めることができる。

全国の建設企業の労働生産性は、2007 年度に 5.2 百万円であり、2010 年度までは横ばいで推移し、2011 年度に 4.7 百万円に低下した後、上昇局面に入り、2018 年度には 7.2 百万円となっている。これにより 2007 年度から 2018 年度にかけて労働生産性は 37.5%上昇したことになる。

一方、愛媛県の労働生産性は、全国よりも低い値で推移しており、2007 年度の 4.0 百万円から 2013 年度まで横ばいで推移した後、上昇に転じ、2017 年度は 5.8 百万円となったが、2018 年度は 4.4 百万円と大きく生産性が低下している。

この低下の原因は、労働生産性の分母である従業者数が増加する一方で、分子である完成工事高・付加価値額が減少したことにある。これら増減の原因は不明であるが、長期的な推移の中では異常値とも見える状況にある。

そこで、2018 年度を除外し、2007 年度から 2017 年度の増加率でみると、全国が 32.6%の増加であったのに対し、愛媛県は 44.6%の増加と、全国を上回る増加率であり、労働生産性そのものは全国より下回っているが、生産性の上昇率については全国を上回って推移してきている。

図表 2-4-16　全国・愛媛県の労働生産性の推移

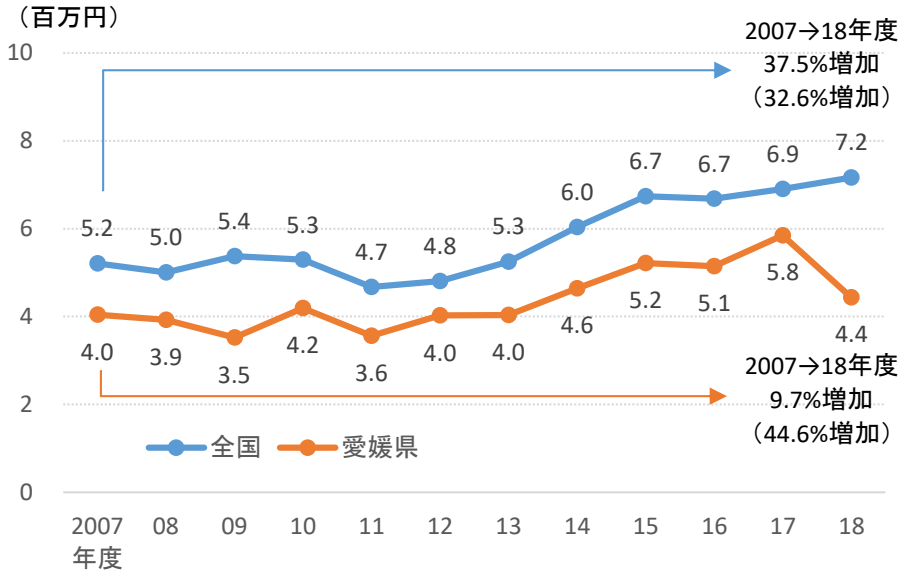

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

＊2007→18 年度の増加率の下に記載しているカッコ書きの増加率は 2007→17 年度のもの

図表 2-4-17　愛媛県の完成工事高・付加価値額・従業者数の推移

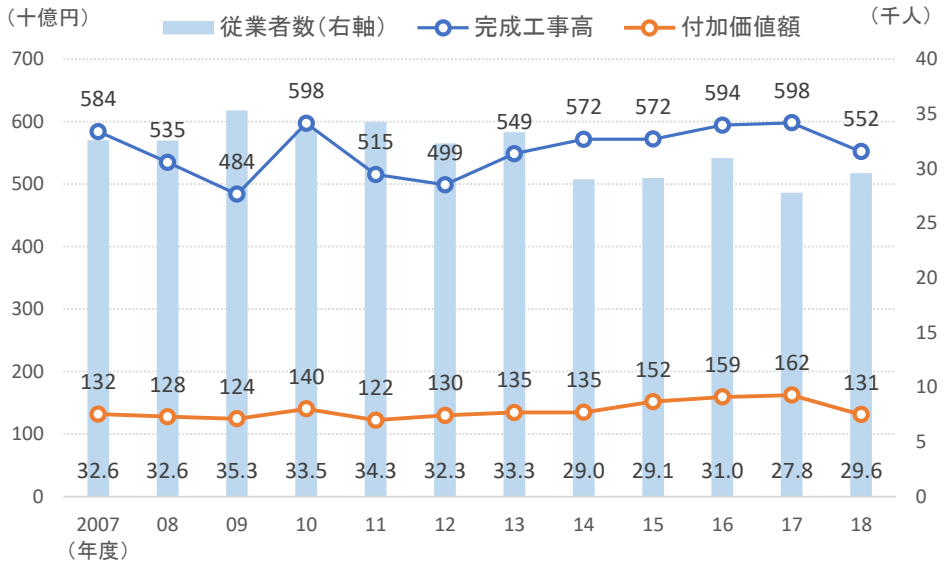

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

また、労働生産性を分解すると、従業者一人当たり売上高と売上高付加価値率（完成工事高に占める付加価値高）の積となる。

まず前者の従業者一人当たり売上高は、全国の水準に比べ愛媛県は約 2/3 の水準にある。ただし、その増加率（2007 年度から 2017 年度）では、全国では 12.4%にとどまっているのに対し、愛媛県では 20.1%の増加となっている。つまり、一人当たりの完成工事高は、ほぼ 10 年で 1.2 倍になったことになる（労働生産性と同様に、2018 年度の数値は分母である従業者が増加したのに対し、完成工事高・付加価値高が減少しており、特異的とも見える数値になっている）。

一方、売上高付加価値率は、2007～2017 年度において、愛媛県は全国の水準を上回っているが、2018 年度は愛媛県の数値が大幅に低下したため、全国と同水準となっている。完成工事高の減少幅以上に、付加価値額が減少したことが原因であるが、過去のトレンドからは大きく外れた数値となっている。

そのため、増加率を 2007 年度から 2017 年度で見ると、全国の 17.9%の増加に対し、愛媛県は 20.4%の増加となっており、付加価値を生み出す力は増している傾向にあると思われる。

図表 2-4-18　全国・愛媛県の就業者一人当たり売上高の推移

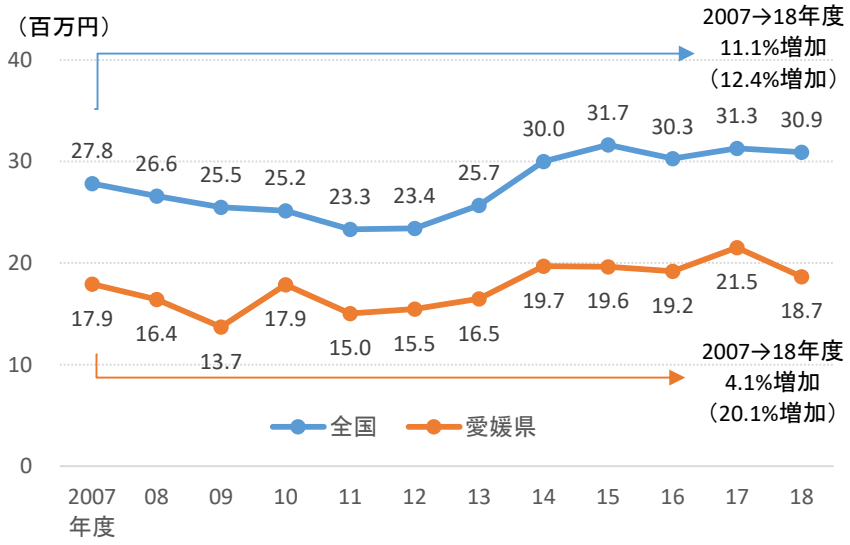

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

＊2007→18 年度の増加率の下に記載しているカッコ書きの増加率は 2007→17 年度のもの

図表 2-4-19　全国・愛媛県の売上高付加価値率の推移

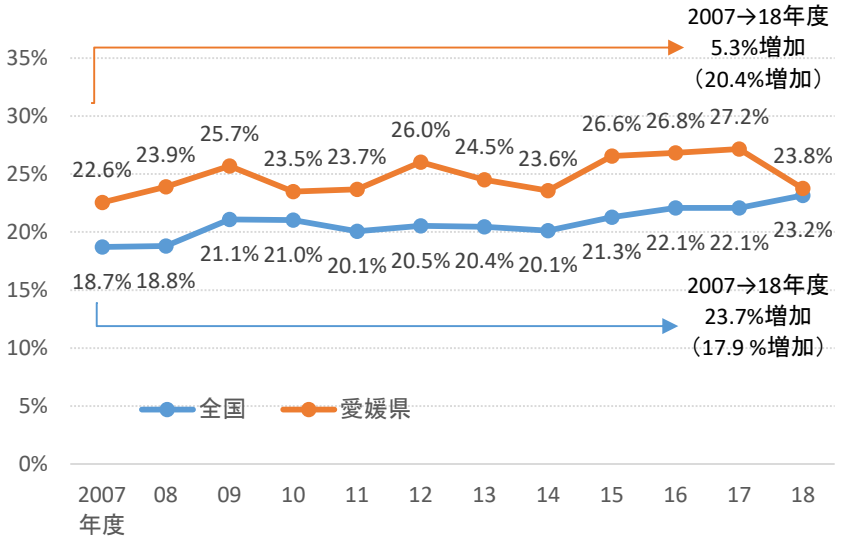

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

＊2007→18 年度の増加率の下に記載しているカッコ書きの増加率は 2007→17 年度のもの

図表 2-4-20　全国の労働生産性・一人当たり売上高・売上高付加価値率の増減率の推移

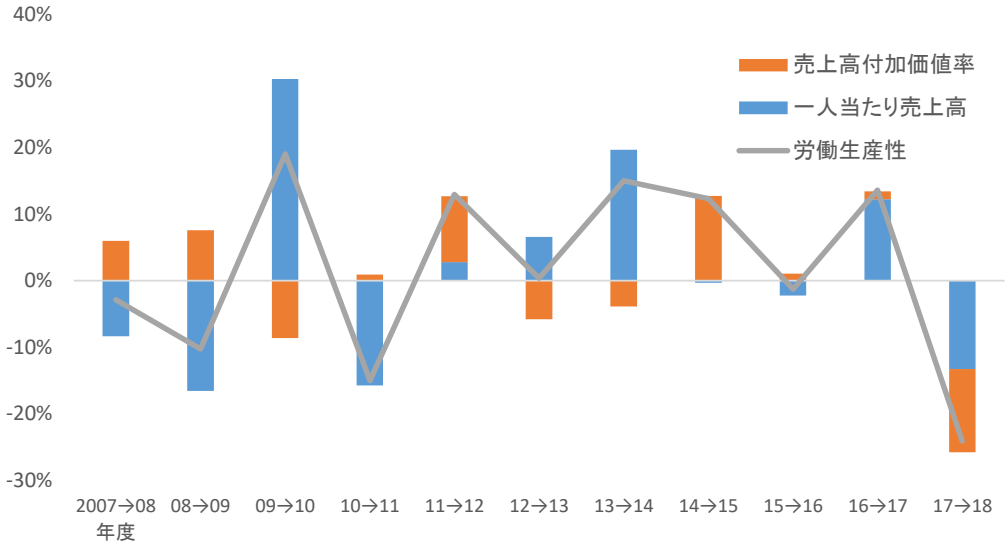

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

また、労働生産性は、設備の観点から、資本装備率（従業者一人当たりの有形固定資産額）と設備生産性（付加価値額を有形固定資産額で除したもの）に分解することができる。

2018 年度の数値は過去のトレンドから外れているため、2007～2017 年度の実績から見ると、愛媛県の資本装備率は全国と比べて低い水準にあり、一方で設備生産性の高い水準にあるという特徴がある。

図表 2-4-21　全国・愛媛県の資本装備率の推移

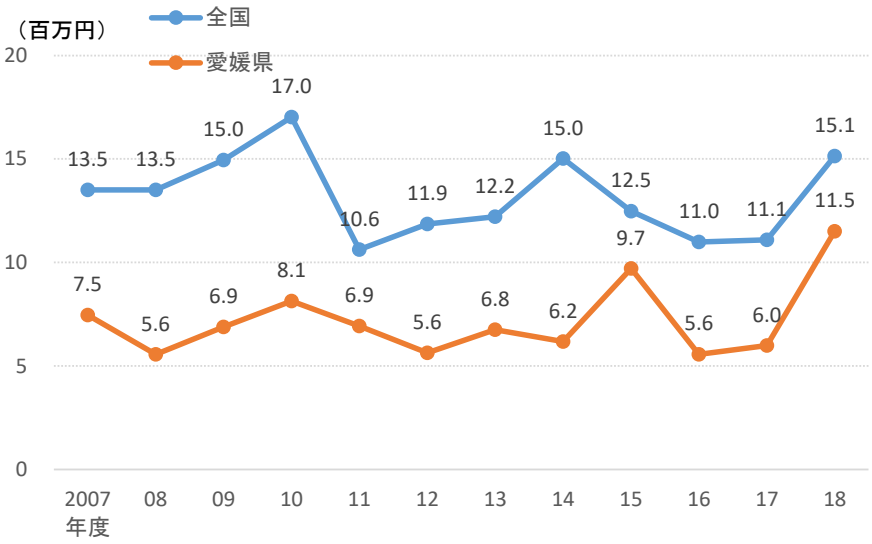

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-4-22　全国・愛媛県の設備生産性の推移

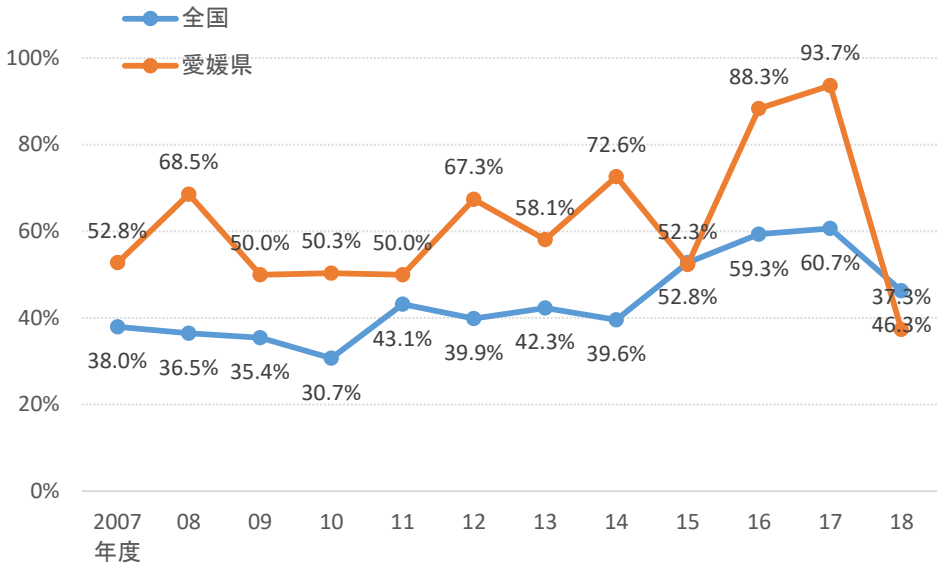

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

（5）　就業環境

①　賃金関連

全国と愛媛県の建設業及び製造業の男性賃金（月額、きまって支給する現金給与額）の推移を見たところ、2010 年から 2018 年までの期間に、全国建設業の賃金が 10.1%上昇したのに対し、愛媛県では 2012 年から 2016 年まで増加したものの、その後は低下傾向となり、通期では 18.3%の減少となっている。

愛媛県内の建設業と製造業の賃金水準を比較すると、2010 年時点では建設業が高水準であったが、2010 年から 2019 年の愛媛県製造業の賃金の減少幅は 0.8%に留まっており、2019 年には、製造業が建設業の賃金水準を上回る状況となっている。

図表 2-5-1　全国及び愛媛県 建設業及び製造業 男性賃金の推移

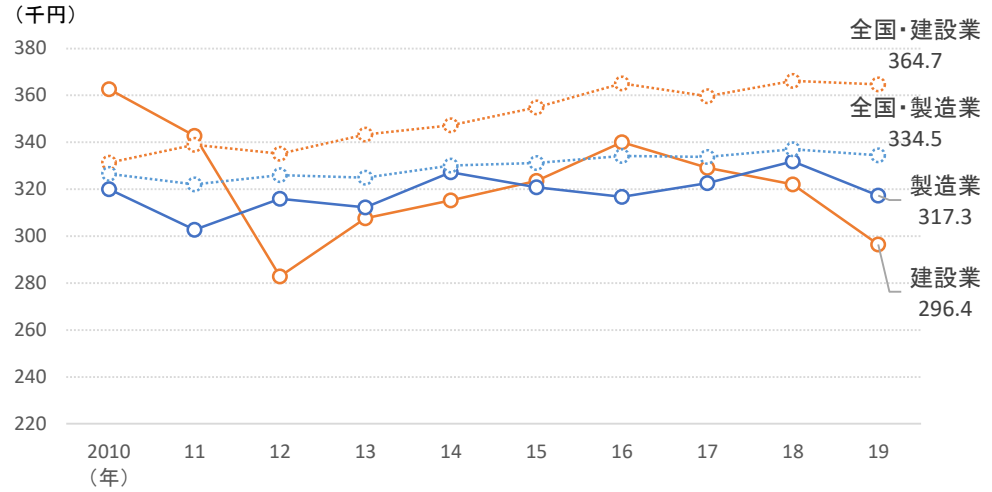

出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

都道府県における建設業及び製造業の男性賃金（月額、きまって支給する現金給与額）を比較したところ、愛媛県では両産業ともに相対的に低位にある。

図表 2-5-2　建設業及び製造業 男性賃金 都道府県比較（2019 年）



出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

愛媛県の建設業と製造業について、5 歳階級別の賃金を比較すると、2019 年では建設業が製造業の賃金を上回るのは 60 代前半と 70 代以上のみであり、ほぼすべての年齢階級で製造業の賃金が建設業を上回っている。

2010 年では、2019 年とは逆に、20 代後半から 40 代前半の幅広い世代で、建設業の賃金水準は、製造業を上回っていたため、この約 10 年間で県内の建設業と製造業で賃金水準が逆転したと言えよう。

図表 2-5-3　愛媛県の建設業及び製造業賃金の年齢階層別比較（2019 年）

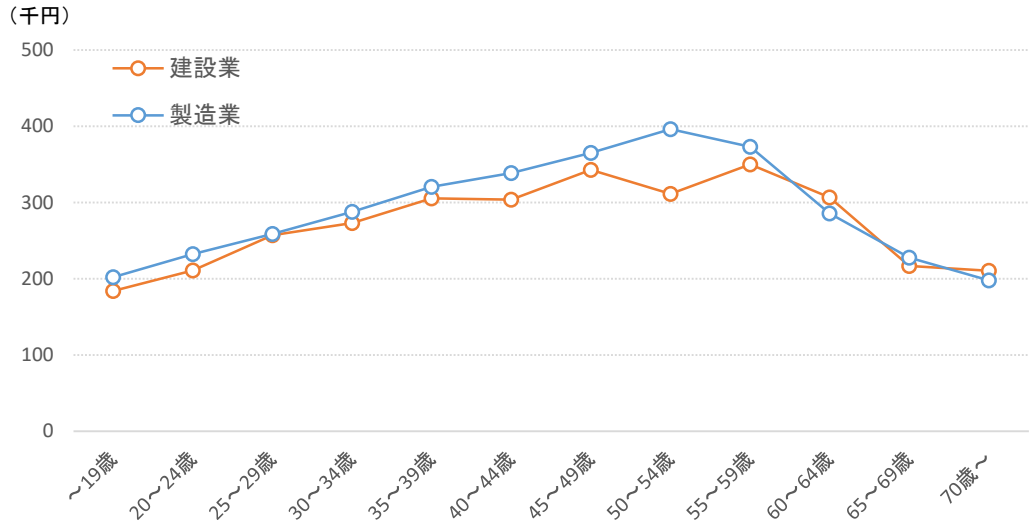

出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

図表 2-5-4　愛媛県の建設業及び製造業賃金の年齢階層別比較（2010 年）

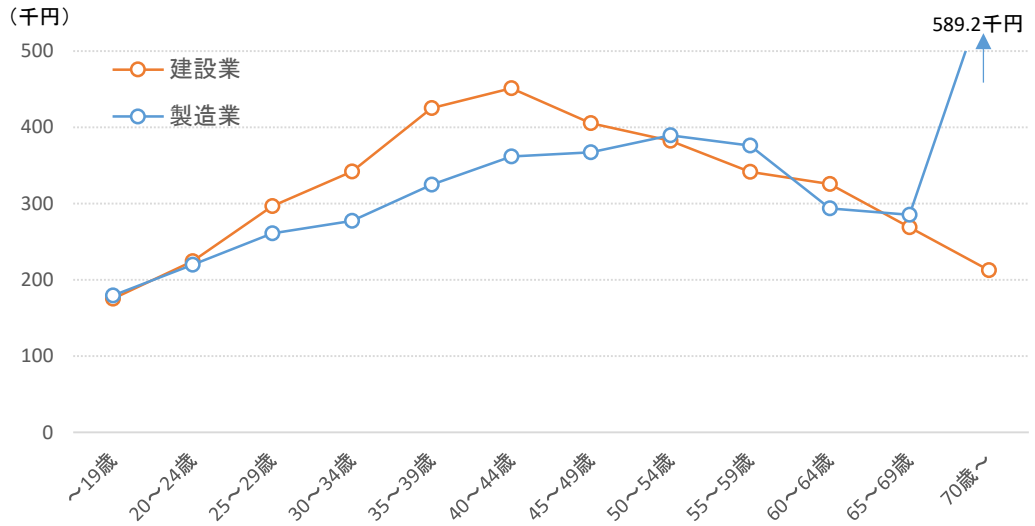

出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

＜公共工事設計労務単価＞

公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価であり、建設労働者等の賃金相当額である（労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分は、これには含まれない）。

国土交通省では職種及び都道府県ごとに公共工事設計労務単価を積算の上で公表している。これによれば全国、愛媛県ともに公共工事設計労務単価は上昇傾向にある。

図表 2-5-5　全国及び愛媛県 公共工事設計労務単価の推移

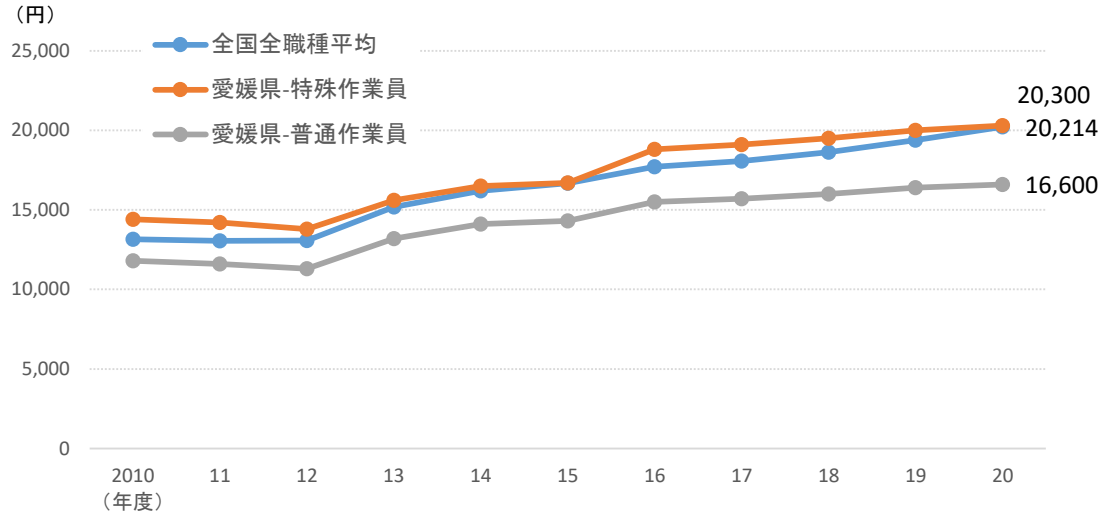

出典）国土交通省「公共工事設計労務単価について」

都道府県ごとに公共工事設計労務単価を比較すると（以下は普通作業員）、愛媛県は全国的には低位にあることが分かる。

図表 2-5-6　公共工事設計労務単価（普通作業員）の推移の都道府県比較（2019 年度適用分）

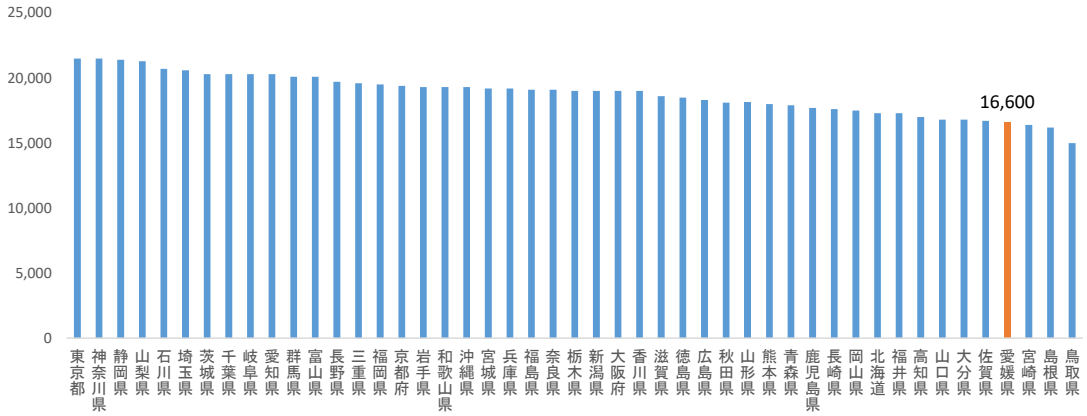

出典）国土交通省「公共工事設計労務単価について」

②　月間出勤日数

愛媛県内の主な産業について、月間の出勤日数を見たところ、建設業の出勤日数自体は減少傾向にあるものの、他の多くの産業に対して、依然として出勤日数が多い状況にある（2019年平均 20.5 日）。この水準は全国の建設業（20.5 日）と同じレベルである。

図表 2-5-7　全国及び愛媛県 産業別 月間出勤日数の推移

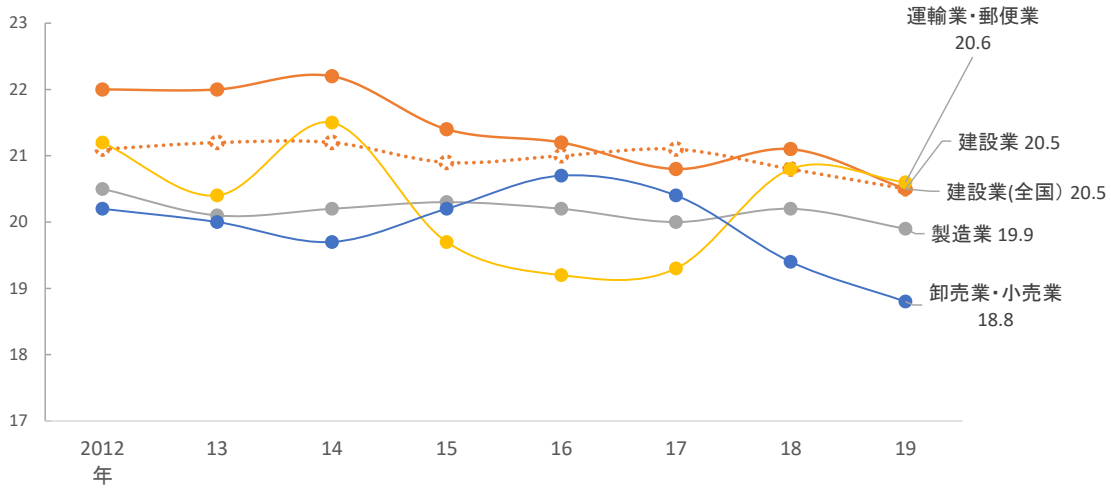

出典）厚生労働省「毎月勤労統計調査 地方調査結果」

③　賃金・労働時間について他産業との比較

2019 年の一人当たり平均月間給与支給額と月間実労働時間について各産業と建設業を比較すると、建設業は月間給与支給額では全業種平均を上回り、かつ実労働時間も長いということがわかる。月間給与支給額は、「電気・ガス・熱供給・水道業」に次いで 2 番目に高いが、一方で実労働時間については、「運輸業、郵便業」に次いで長くなっている。

今後、人口が減少する中で、各業種で人手不足が深刻化し、業種間で人手を奪い合う状況になることが予想されるが、建設業は全産業の中でも、賃金的には競争力がある業種であり、製造業と比べても決して条件が悪いわけではない、という点について理解を求めることが必要であろう。

しかし、実労働時間は他産業に比べ長いという特徴があり、この点は今後の改善が必要であろう。

図表 2-5-8　愛媛県 産業別 月間給与支給総額・月間実労働時間の比較（2019 年）

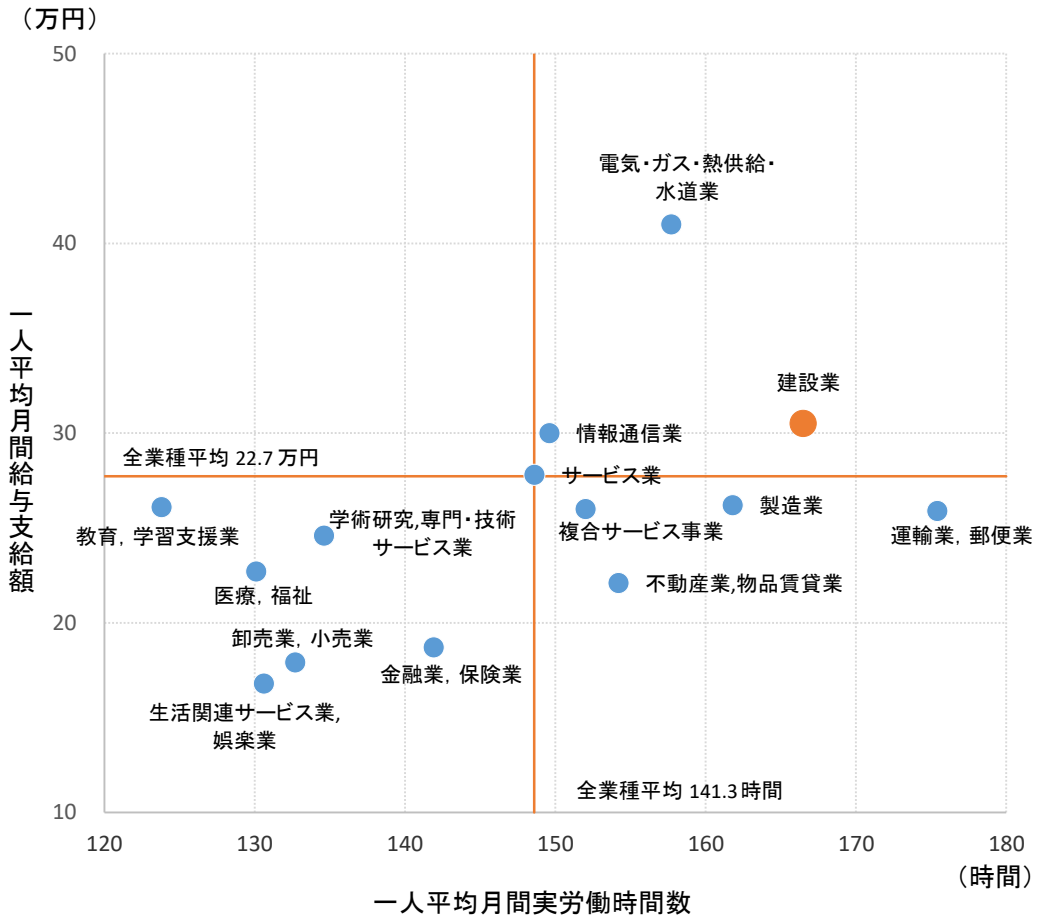

出典）厚生労働省「毎月勤労統計調査 地方調査結果」

④　社会保険加入状況

全国及び愛媛県の建設業における企業単位及び労働者単位での社会保険（雇用保険、健康保険、及び厚生年金保険）の加入状況を見たところ、企業単位では愛媛県における加入割合は 99%と、企業単位では社会保険加入の問題はほぼ解消されている。

図表 2-5-9　全国及び愛媛県 建設業の社会保険加入状況（企業単位：2019 年）

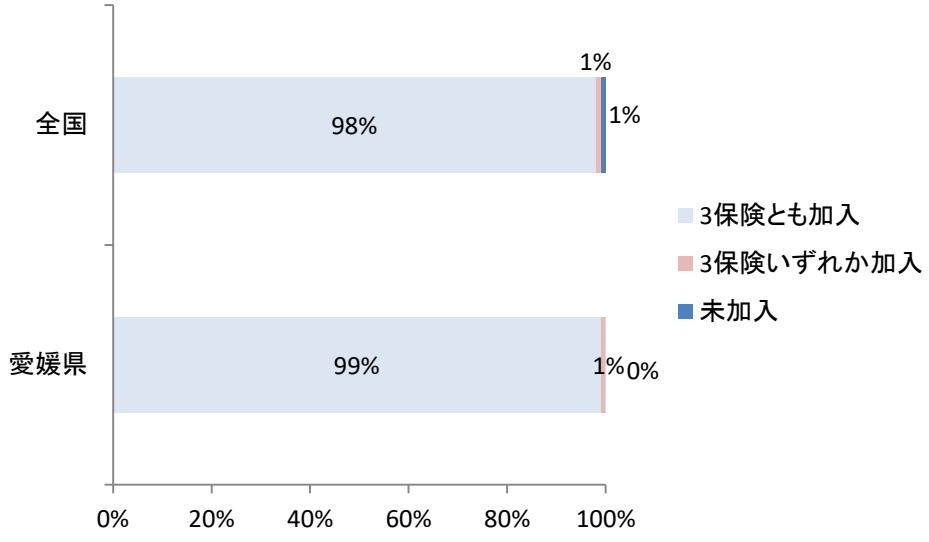

出典）国土交通省「公共事業労務費調査（R1 年 10 月調査）における社会保険加入状況調査」

また、労働者単位で見たところ、全国と愛媛県の間では、愛媛県の加入率が 3 ポイント高い状況にある。

図表 2-5-10　全国及び愛媛県 建設業の社会保険加入状況（労働者単位：2019 年）

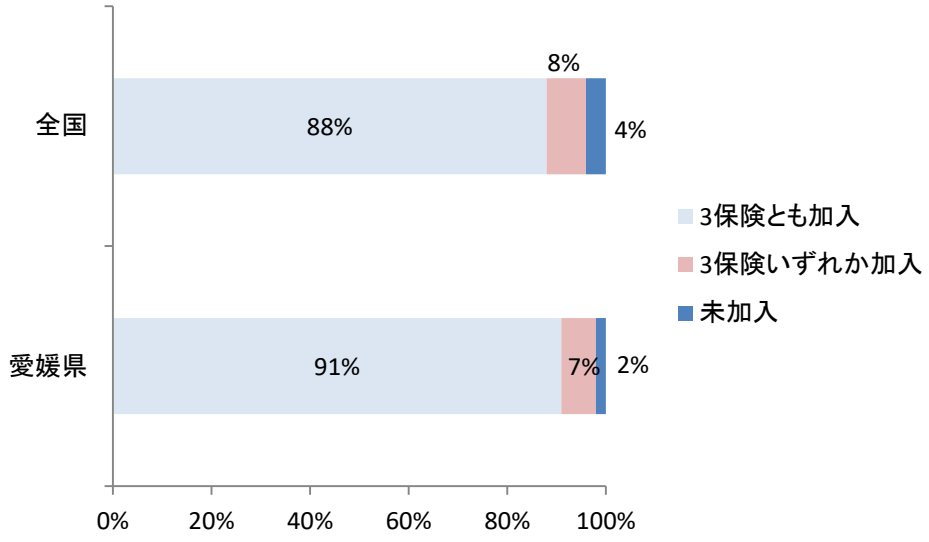

出典）国土交通省「公共事業労務費調査（R1 年 10 月調査）における社会保険加入状況調査」

⑤　若年層の進学・就職状況

愛媛県の高校卒業者の卒業後の進学・就職状況を見たところ、2019 年度の高校卒業者 11,071 人のうち、進学が 75.1%、就職が 22.8%であった。

進学者（大学）のうち 30.9%、就職者のうち 76.8%は県内を進路としており、就職については県内にとどまる割合は高いことが見て取れる。

図表 2-5-11　愛媛県 高校卒業者の進路（2019 年）

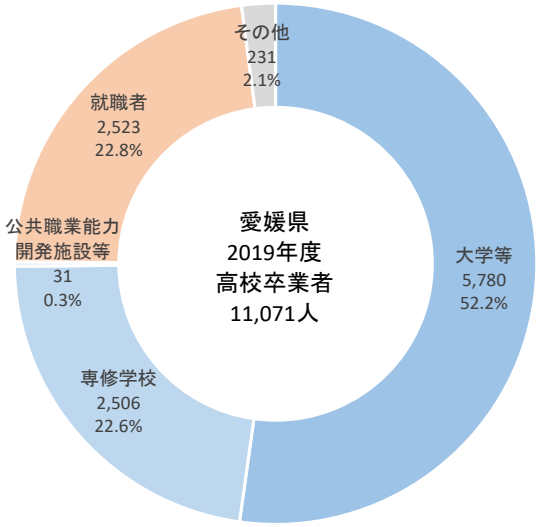

出典）文部科学省「学校基本調査」

図表 2-5-12　愛媛県 高校卒業者の進学・就職別の県内・県外割合（2019 年）

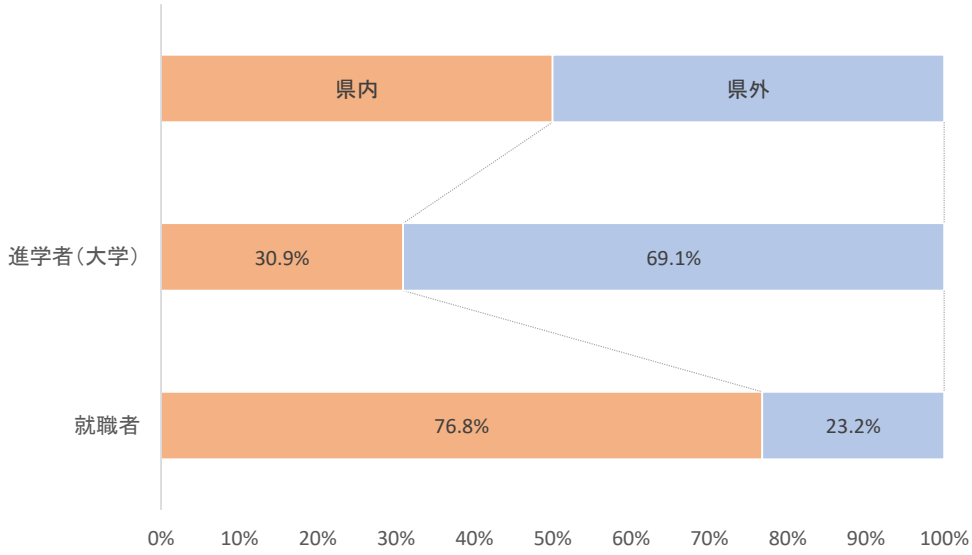

出典）文部科学省「学校基本調査」

高校卒業後の就職者（2,523 人）のうち 39.2%（998 人）は製造業に就職し、建設業は 9.3%（237 人）と卸売業・小売業（289 人、11.4%）に次ぐ 3 番目の受け皿となっている。

これら主要な就職先産業のうち、建設業への就職者は、その 1/4（23.6%）が県外に出てしまっている。この水準は製造業、卸売業・小売業よりも高い水準である。

図表 2-5-13　愛媛県 高校卒業者の産業別就職割合（2019 年）

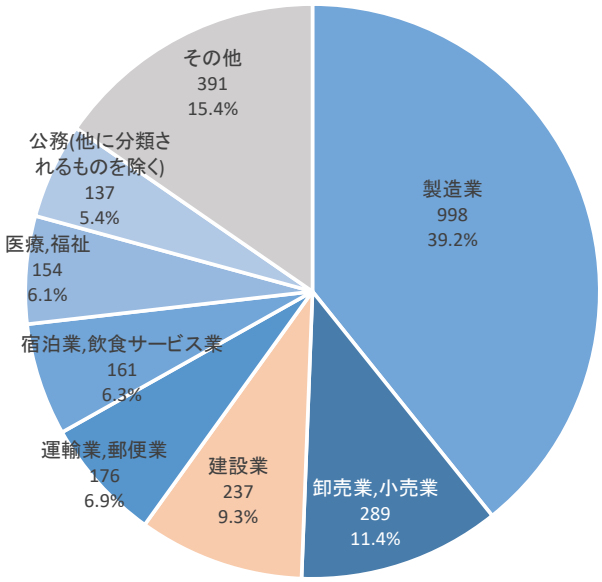

単位：人

出典）文部科学省「学校基本調査」

図表 2-5-14　愛媛県 高校卒業者の主要産業別県内・県外就職割合（2019 年）

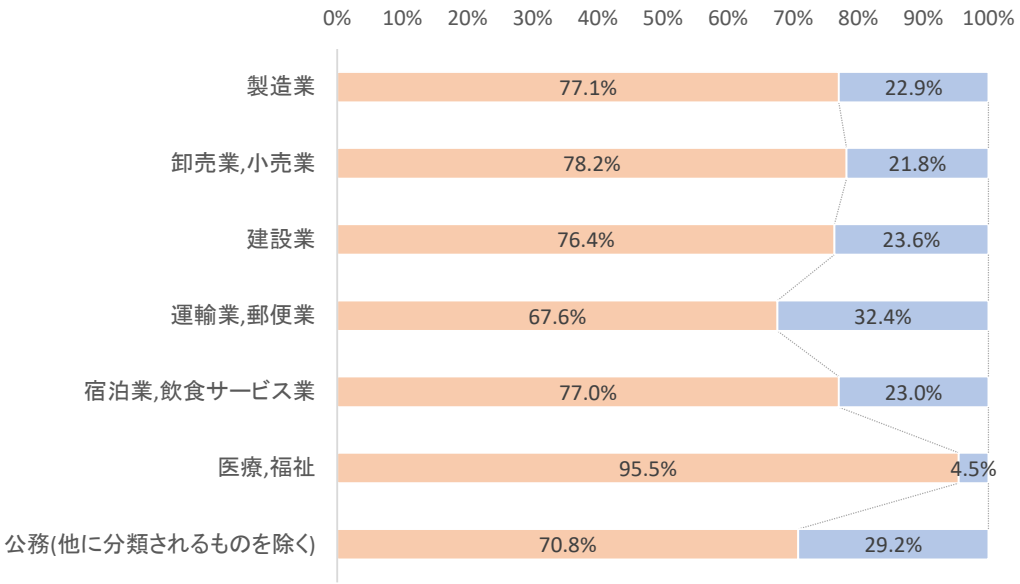

出典）文部科学省「学校基本調査」

高校卒業後に建設業に就職する者は、2000 年には 400 人を超えていたが、その後大幅に減少し、2007 年には 200 人を切るまで落ち込んでいる。2009 年以降は再度上昇に転じ、近年は 250 人前後で推移している。

ただし、県内への就職率は長期的には低下してきており、県内建設業にとっては重要な若年層を取り込む機会を失っていることが懸念される。

図表 2-5-15　愛媛県 高校卒業者の建設業就業者数の推移

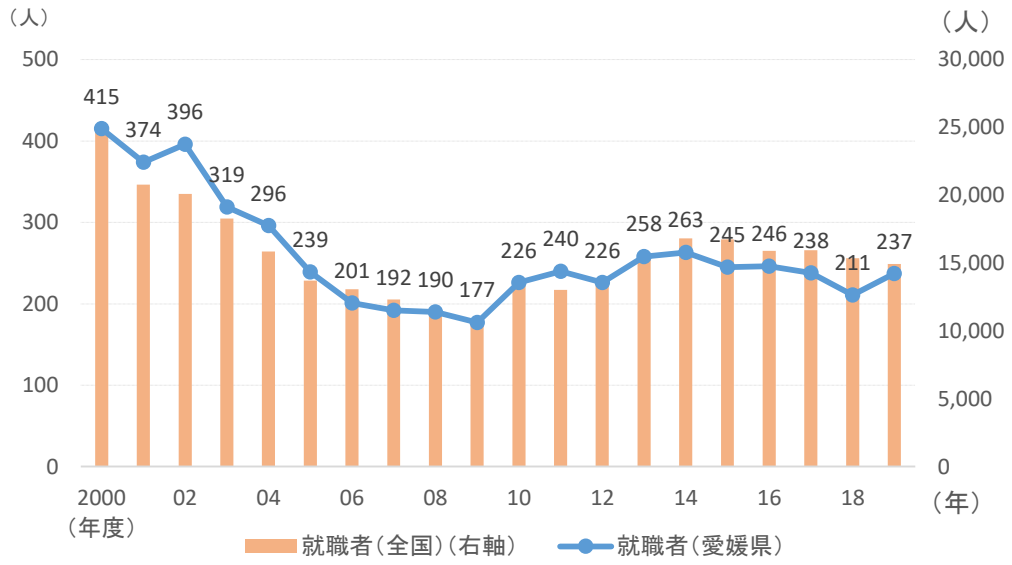

出典）文部科学省「学校基本調査」

図表 2-5-16　愛媛県 高校卒業者の建設業就業者数における県内就職率の推移

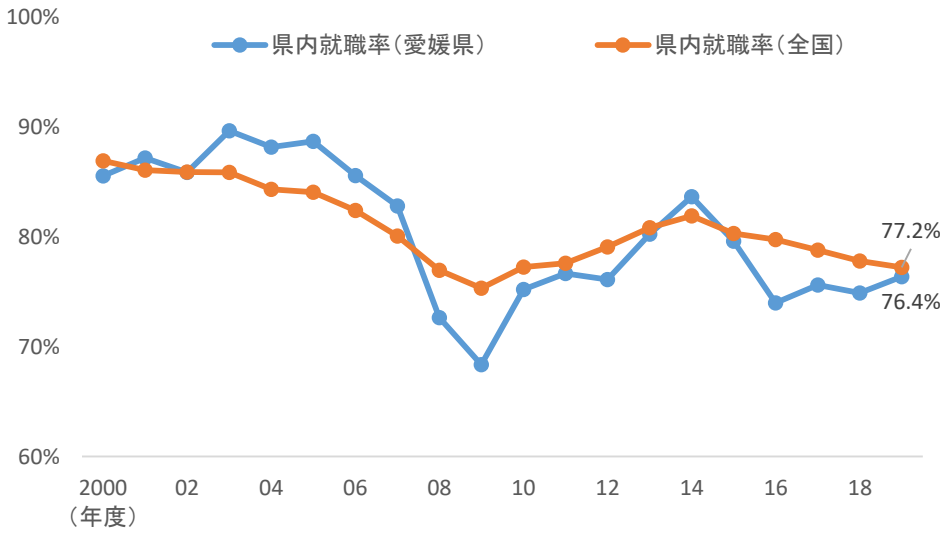

出典）文部科学省「学校基本調査」

⑥　新規学卒者の離職率

建設業への入職者の獲得とともに重要となるのが離職率の低減である。

建設業における新規学卒者の就職後 3 年以内の離職率は、高卒者では約 50%、大卒者では約 30%で推移している。

製造業では高卒者で約 30%、大卒者で約 20%であり、製造業と比べ建設業の離職率は非常に高く、人材の定着が進んでいない状況であると言える。

図表 2-5-17　新規高卒就業者の就職後 3 年以内の離職率（全国：建設業・製造業）

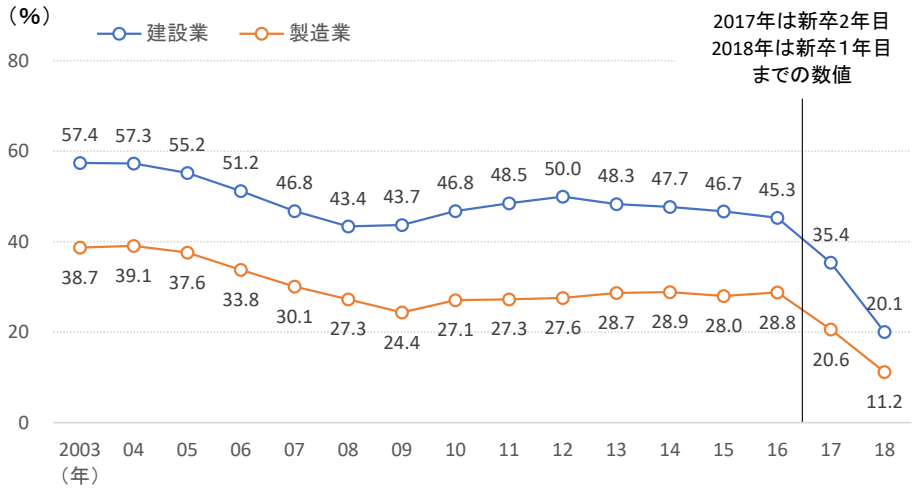

出典）厚生労働省「新規学卒者の離職状況」

図表 2-5-18　新規大卒就業者の就職後 3 年以内の離職率（全国：建設業・製造業）

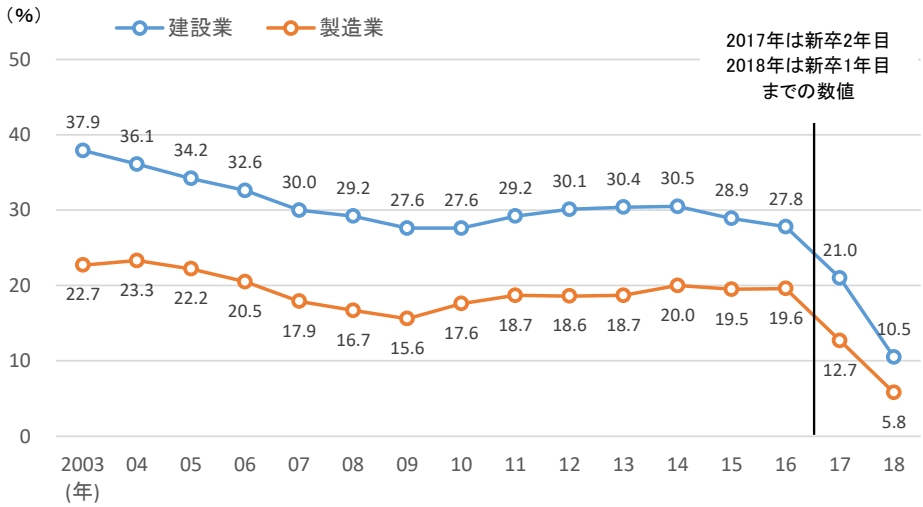

出典）厚生労働省「新規学卒者の離職状況」

（6）　経営状況の分析（愛媛県全体）

2020 年 3 月 31 日現在における、経営状況分析の 8 指標及び評点（Y）について、愛媛県建設企業及び全国・四国ブロック（4 県）建設企業の平均値の比較分析を行った。

【指標の作成について】

経営事項審査結果データの経営状況分析 8 指標と当該データの記載科目から算出可能な財務指標を作成している。8 指標以外の各指標は、まず総資本、売上高等の指標の算式分母がゼロの業者データを除外した上で、さらに自己資本が算式分母に含まれる比率については自己資本がゼロ以下となる場合を除き、それぞれ１％トリム平均により算出している。

図表 2-6-1 全国・四国ブロック・愛媛県の経営状況分析指標

区分			全国			四国ブロック			愛媛県		
			2017年度	2018年度	2019年度	2017年度	2018年度	2019年度	2017年度	2018年度	2019年度
収益性	総資本経常利益率	(%)	5.80	6.09	6.52	6.08	5.40	4.85	5.76	7.04	6.96
	自己資本経常利益率	(%)	16.61	16.61	17.07	15.96	13.48	11.99	19.50	19.75	20.31
	総資本売上総利益率	(%)	33.92	34.31	34.71	33.26	32.93	32.49	29.75	30.87	31.62
	売上高経常利益率	(%)	1.76	1.88	2.00	1.92	1.77	1.57	1.47	1.84	1.84
	売上高総利益率	(%)	26.59	27.00	27.47	25.37	25.69	25.78	26.37	27.11	27.73
活動性	総資本回転率	(回)	1.78	1.76	1.73	1.69	1.65	1.60	1.62	1.64	1.61
	自己資本回転率	(回)	6.74	6.39	6.07	6.16	5.68	5.49	6.45	6.22	6.11
	固定資産回転率	(回)	13.53	13.25	12.98	9.63	9.36	9.07	9.75	10.67	10.11
健全性	自己資本比率	(%)	31.40	32.75	34.20	34.35	35.61	36.95	25.26	26.86	28.31
	純支払利息比率	(%)	0.39	0.36	0.33	0.37	0.35	0.32	0.46	0.41	0.36
	負債回転期間	(月)	5.76	5.65	5.58	5.52	5.47	5.43	7.06	6.75	6.78
	自己資本対固定資産比率	(%)	138.33	143.06	148.03	139.75	143.97	146.76	107.01	111.48	116.08
生産性	技術職員1人当たり完成工事高	(千円)	37,905	38,413	39,557	38,173	37,831	37,683	30,082	30,485	32,141
その他	営業キャッシュ・フロー(絶対額)	(億円)	0.216	0.223	0.228	0.252	0.241	0.218	0.150	0.145	0.164
	利益剰余金(絶対額)	(億円)	1.343	1.458	1.599	1.257	1.363	1.481	0.734	0.798	0.897
評点(Y)		(点)	774.23	783.31	791.72	780.05	782.99	784.51	720.83	737.22	747.75

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

①　主要指標の推移【負債抵抗力】

負債の状況を見る指標である純支払利息比率・負債回転期間については、愛媛県の数値は長期的に低下傾向にあるため、負債抵抗力は向上していると考えられる。一方、全国・四国ブロックともに同じく低下傾向にあるが、愛媛県はこれらと比較すると、純支払利息比率は高く、負債回転期間は長い傾向があり、負債抵抗力は相対的に弱い（負債への依存が強い）状況にあるものと考えられる。

図表 2-6-2 全国・四国ブロック・愛媛県の純支払利息比率の推移

有利子負債の状況を支払利息の観点から見た比率で、小さいほど良い	良い傾向	↓

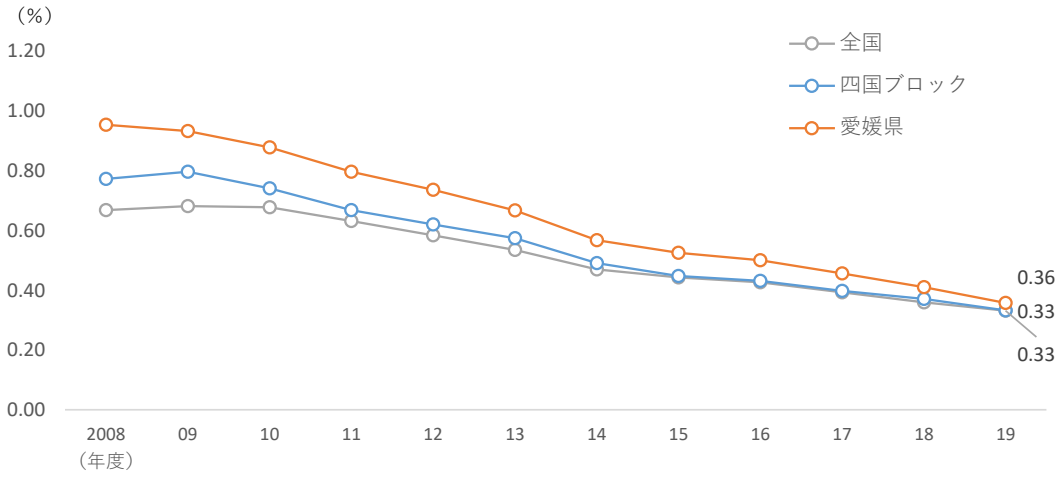

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

図表 2-6-3 全国・四国ブロック・愛媛県の負債回転期間の推移

会社にとって返済等の必要がある経済的負担等が、月商（1 か月当たりの平均売上高）に対しどれだけあるかを示す比率で、小さいほど良い	良い傾向	↓

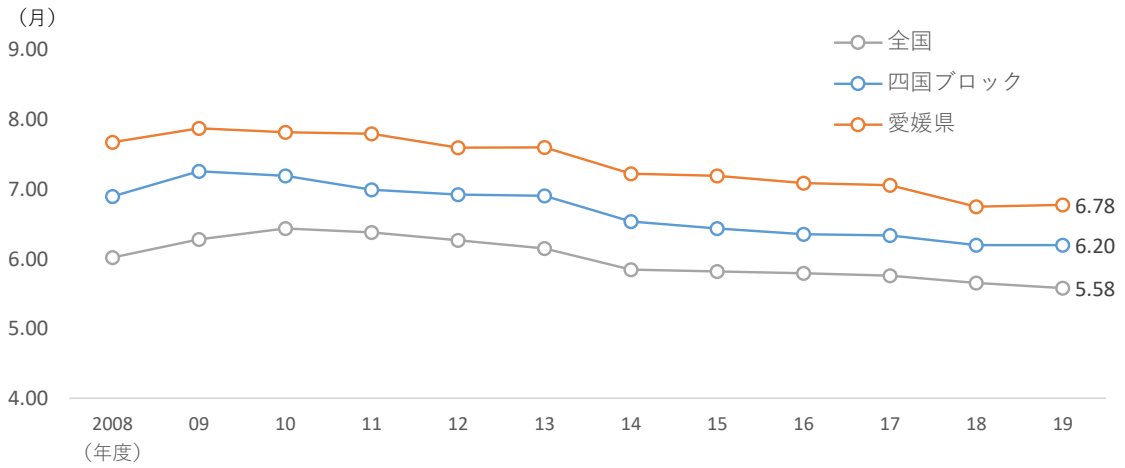

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

②　主要指標の推移【収益性・効率性】

収益性・効率性を示す指標である総資本売上総利益率・売上高経常利益率は、全国・四国ブロック・愛媛県ともに上昇傾向にあり、建設業全体として収益性・効率性は向上している状況にある。

愛媛県の売上高経常利益率は、この 10 年で大幅に上昇し、2018～2019 年度は四国ブロックを上回り、全国の水準に迫っている。一方で、総資本売上総利益率は、全国・四国ブロックと比較して低い水準にあり、総資本（特に負債）がやや過重である可能性がある。

図表 2-6-4 全国・四国ブロック・愛媛県の総資本売上総利益率の推移

総資本（負債純資産合計）に対する売上総利益の割合で、投資効率を企業のもっとも基本的な利益である売上総利益から見た指標。高いほど良い	良い傾向	↑

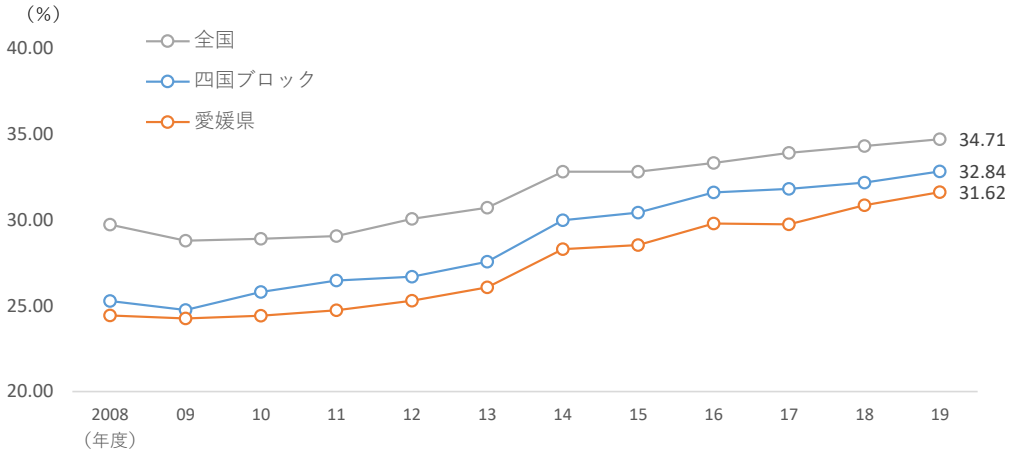

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

図表 2-6-5 全国・四国ブロック・愛媛県の売上高経常利益率の推移

売上高に対する企業の経常的な活動からの利益（経常利益）の比率。財務活動なども含めた通常の企業活動における利益率であり、高いほど良い	良い傾向	↑

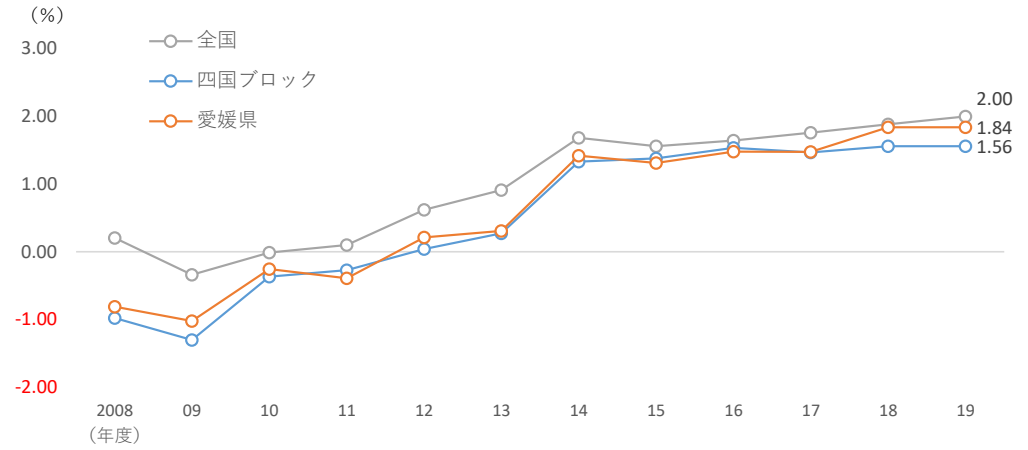

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

③　主要指標の推移【財務健全性】

自己資本比率は、愛媛県では、2008 年度から 2012 年度までは低下傾向にあり、負債が増加したことが伺えるが、2013 年度以降は上昇が続いている。また、自己資本比率が高まることで、自己資本対固定資産比率も上昇しており、財務健全性は向上していると考えられる。ただし、全国・四国ブロックと比較すると愛媛県の財務健全性の指標は低い状況にある。

図表 2-6-6 全国・四国ブロック・愛媛県の自己資本比率の推移

総資本（負債純資産合計）に対し、自己資本（純資産）の占める割合を見るもので、資本蓄積の度合いを示す比率。高いほど良い	良い傾向	↑

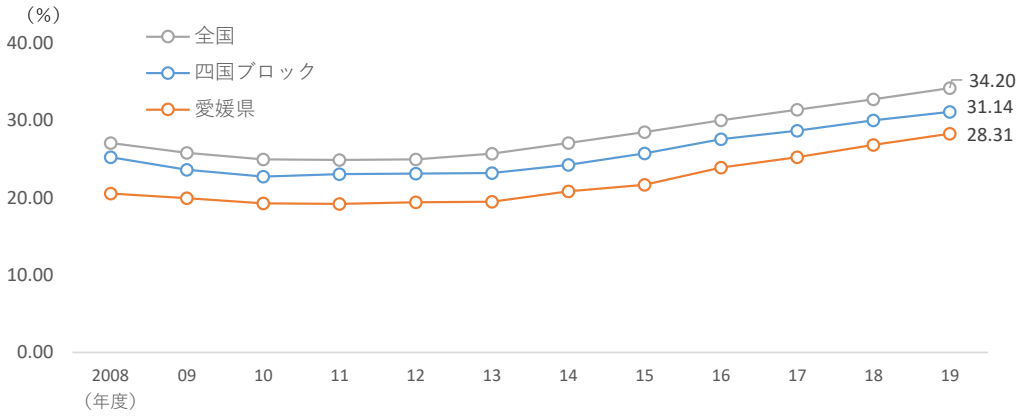

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

図表 2-6-7 全国・四国ブロック・愛媛県の自己資本対固定資産比率の推移

固定資産比率の逆数をとった比率で、設備投資など固定資産がどの程度自己資本（純資産）で調達されているかを見る。逆数をとっているので高いほど良い	良い傾向	↑

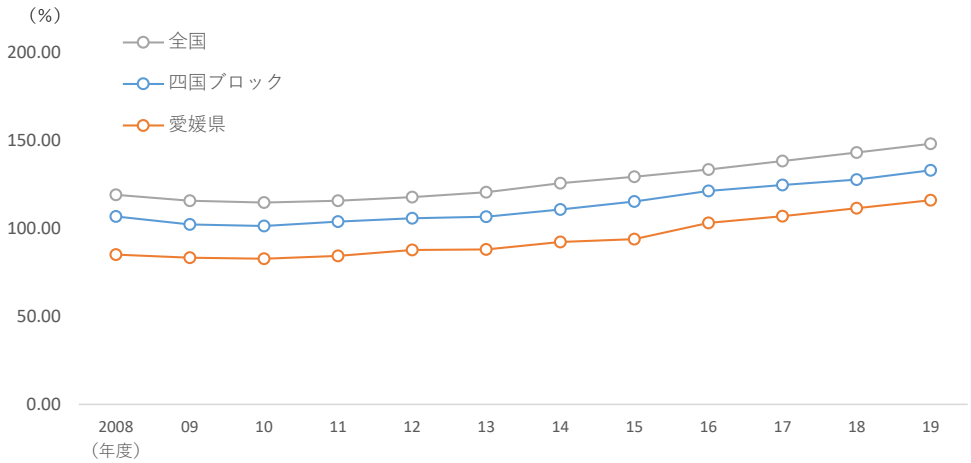

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

④　主要指標の推移【絶対的力量】

愛媛県では、営業キャッシュフロー（絶対額）、利益剰余金（絶対額）も増加傾向にあり、手元資金については余裕が出てきていると思われるが、全国の水準と比較すると愛媛県・四国ブロックともに低い水準にある。

図表 2-6-8 全国・四国ブロック・愛媛県の営業キャッシュフロー（絶対額）の推移

営業活動で得られた資金が、どれだけ増加したかを見る指標で、高いほど良い	良い傾向	↑

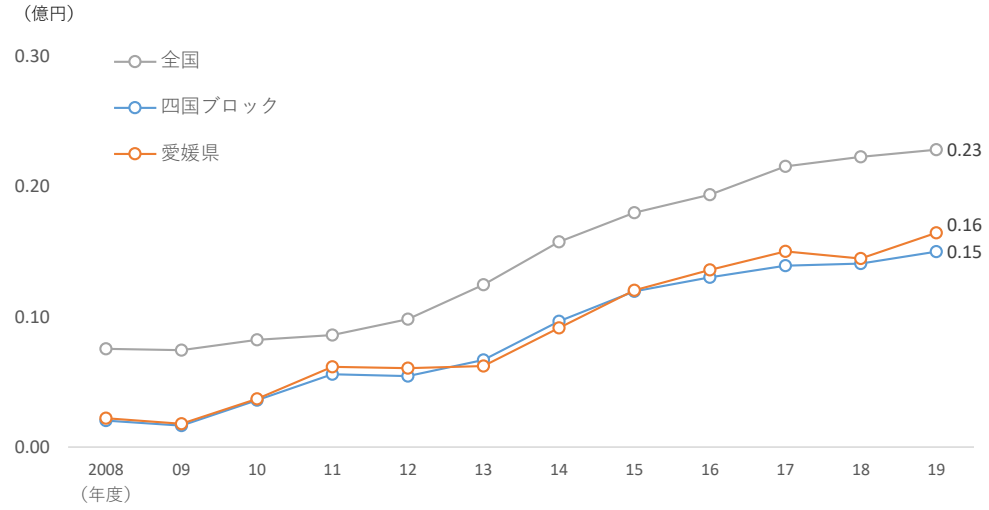

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

図表 2-6-9 全国・四国ブロック・愛媛県の利益剰余金（絶対額）の推移

会社設立以来の損益の蓄積の度合いを見る指標で、高いほど良い	良い傾向	↑

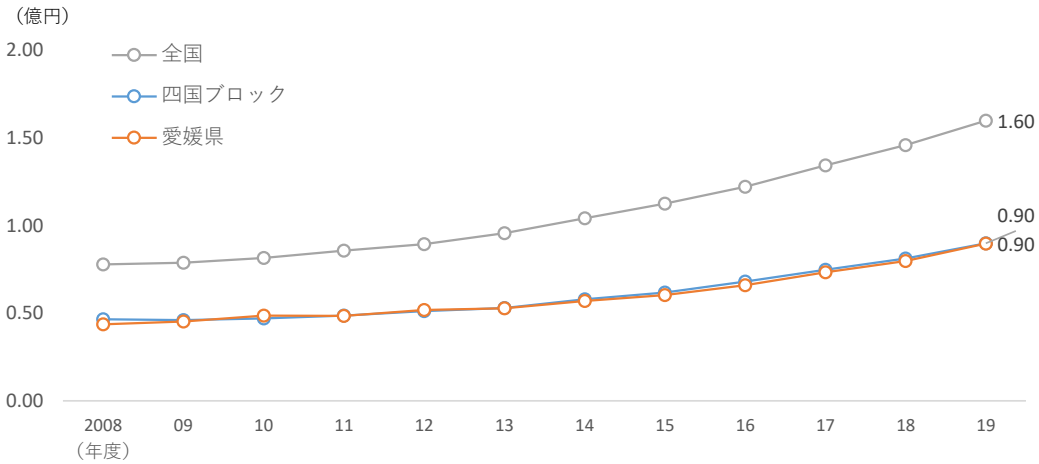

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

⑤　評点（Y）

ここまで整理してきた経営状況分析の 8 指標はどれも良い傾向に推移してきているが、おおむね全国を下回り、四国ブロックと比較しても負債抵抗力と財務健全性で下回る数値となっている。そのため、8 指標の総合指標である評点（Y）については、数値は上昇傾向で推移しているものの、全国・四国ブロックを下回るものとなっている。

図表 2-6-10 全国・四国ブロック・愛媛県の評点（Y）の推移

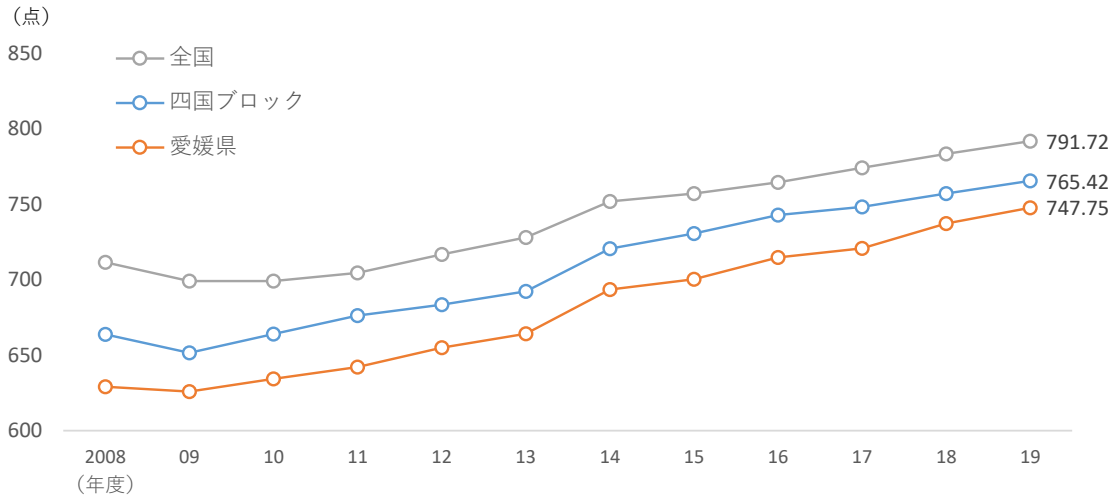

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

（7）　経営状況の分析（県内地域別）

2020 年 3 月 31 日現在における、経営状況分析の 8 指標及び評点（Y）について、愛媛県建設企業を東予・中予・南予の 3 地域に分け、平均値の比較分析を行った。

【指標の作成について】

経営事項審査結果データの経営状況分析 8 指標と当該データの記載科目から算出可能な財務指標を作成している。8 指標以外の各指標は、まず総資本、売上高等の指標の算式分母がゼロの業者データを除外した上で、さらに自己資本が算式分母に含まれる比率については自己資本がゼロ以下となる場合を除き、それぞれ１％トリム平均により算出している。

図表 2-7-1 愛媛県内 3 地域の経営状況分析指標

区分			東予			中予			南予		
			2017年度	2018年度	2019年度	2017年度	2018年度	2019年度	2017年度	2018年度	2019年度
収益性	総資本経常利益率	(%)	6.26	6.25	6.51	5.60	7.09	6.44	5.48	8.21	8.56
	自己資本経常利益率	(%)	20.48	19.05	20.97	19.87	21.73	17.47	20.49	19.60	23.75
	総資本売上総利益率	(%)	32.21	32.96	33.77	29.27	30.25	30.62	27.26	29.11	30.27
	売上高経常利益率	(%)	1.70	1.81	1.85	1.57	1.92	1.79	1.02	1.74	1.88
	売上高総利益率	(%)	26.39	27.04	27.99	26.46	27.12	27.79	26.24	27.23	27.36
活動性	総資本回転率	(回)	1.72	1.73	1.67	1.59	1.58	1.53	1.54	1.62	1.63
	自己資本回転率	(回)	6.10	6.18	7.14	7.13	7.11	6.59	6.15	5.23	4.98
	固定資産回転率	(回)	11.97	13.15	11.62	8.72	9.70	8.59	9.33	10.17	10.74
健全性	自己資本比率	(%)	24.36	25.77	27.48	25.15	26.80	28.28	26.54	28.24	29.47
	純支払利息比率	(%)	0.45	0.40	0.37	0.42	0.39	0.33	0.53	0.47	0.39
	負債回転期間	(月)	7.02	6.75	6.75	7.01	6.77	6.75	7.19	6.72	6.87
	自己資本対固定資産比率	(%)	108.83	109.73	112.38	104.47	110.14	113.82	108.64	115.84	124.36
生産性	技術職員1人当たり完成工事高	(千円)	32,781	33,846	34,894	31,701	31,711	33,137	24,801	24,917	27,313
その他	営業キャッシュ・フロー（絶対額）	(億円)	0.170	0.192	0.206	0.174	0.165	0.167	0.096	0.090	0.128
	利益剰余金（絶対額）	(億円)	0.944	1.080	1.132	0.794	0.880	0.951	0.496	0.529	0.624
評点(Y)		(点)	734.00	747.81	757.12	721.83	736.38	745.53	701.12	724.32	738.74

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

①　主要指標の推移【負債抵抗力】

負債の状況を見る指標である純支払利息比率・負債回転期間については、県全体の動向と同じく、3 地域共に長期的に低下傾向にあるため、負債抵抗力は向上してきていると考えられる。ただし、地域別には、もともと東予地域は県全体よりも指標は低く、企業経営において負債が小さい傾向にあるが、南予地域は負債がやや大きいという特徴がある。中予地域は、2008 年度から 2011 年度あたりまで県全体よりも負債の水準は高かったが、近年はほぼ同水準まで低下してきている。

図表 2-7-2 愛媛県内 3 地域の純支払利息比率の推移

有利子負債の状況を支払利息の観点から見た比率で、小さいほど良い	良い傾向	↓

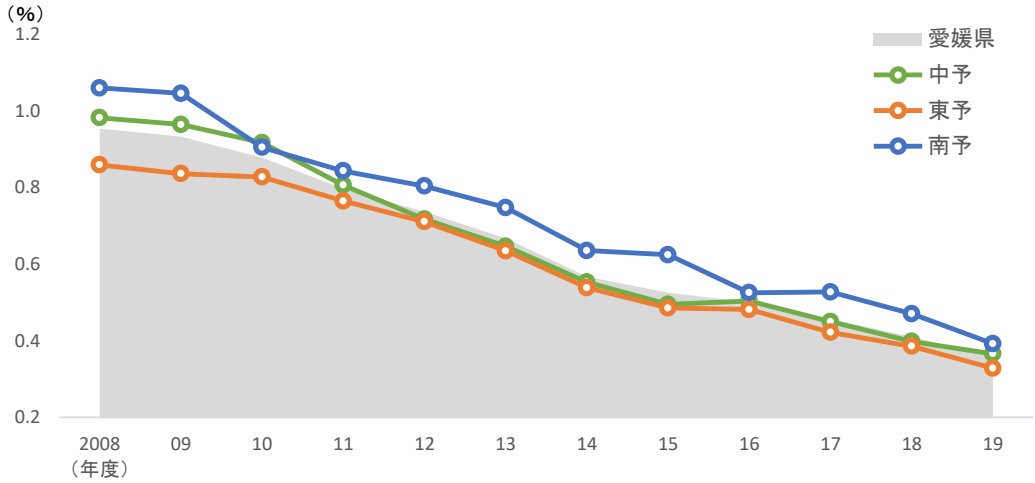

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

図表 2-7-3 愛媛県内 3 地域の負債回転期間の推移

会社にとって返済等の必要がある経済的負担等が、月商（1 か月当たりの平均売上高）に対しどれだけあるかを示す比率で、小さいほど良い	良い傾向	↓

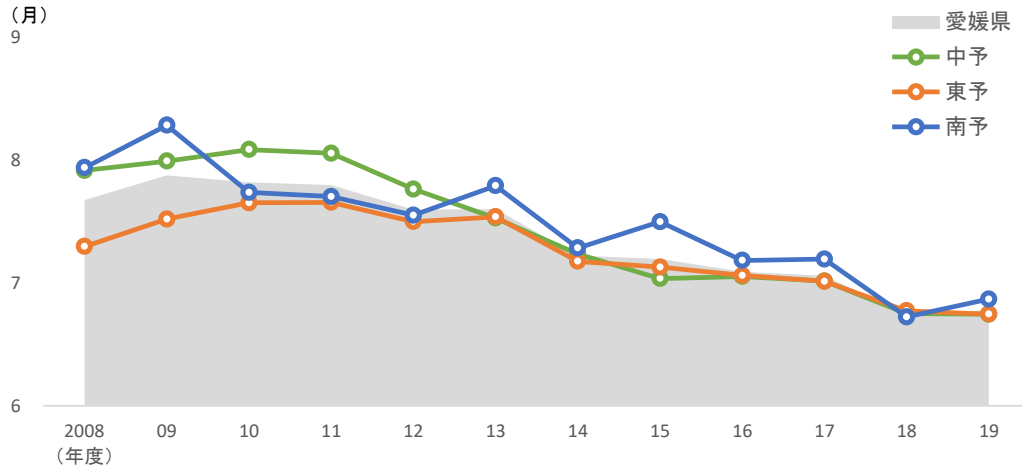

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

②　主要指標の推移【収益性・効率性】

収益性・効率性を示す指標である総資本売上総利益率・売上高経常利益率は、県全体が上昇傾向にある中、地域別にもおおむね上昇傾向にあり、建設業全体として収益性・効率性は向上している状況にある。特に中予地域は総資本売上総利益率が県内で高い状況にある。

売上高経常利益率は、2011 年度までは一部を除き各地域でマイナスを記録しており、経常利益が赤字であったが、2012 年度以降は一部を除きプラスに転じ、近年は高水準で推移している。その中、2019 年度は南予地域が他地域を上回るようになっており、西日本豪雨災害からの復旧・復興の影響が見て取れる。

図表 2-7-4 愛媛県内 3 地域の総資本売上総利益率の推移

総資本（負債純資産合計）に対する売上総利益の割合で、投資効率を企業のもっとも基本的な利益である売上総利益から見た指標。高いほど良い	良い傾向	↑

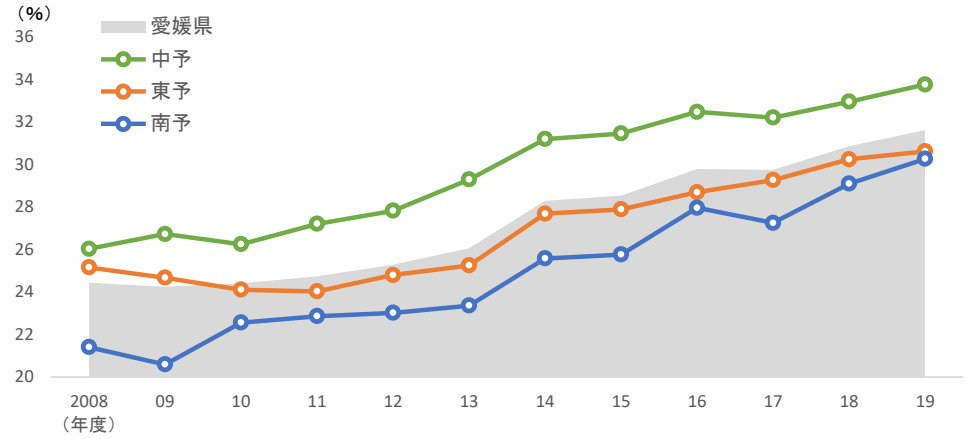

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

図表 2-7-5 愛媛県内 3 地域の売上高経常利益率の推移

売上高に対する企業の経常的な活動からの利益（経常利益）の比率。財務活動なども含めた通常の企業活動における利益率であり、高いほど良い	良い傾向	↑

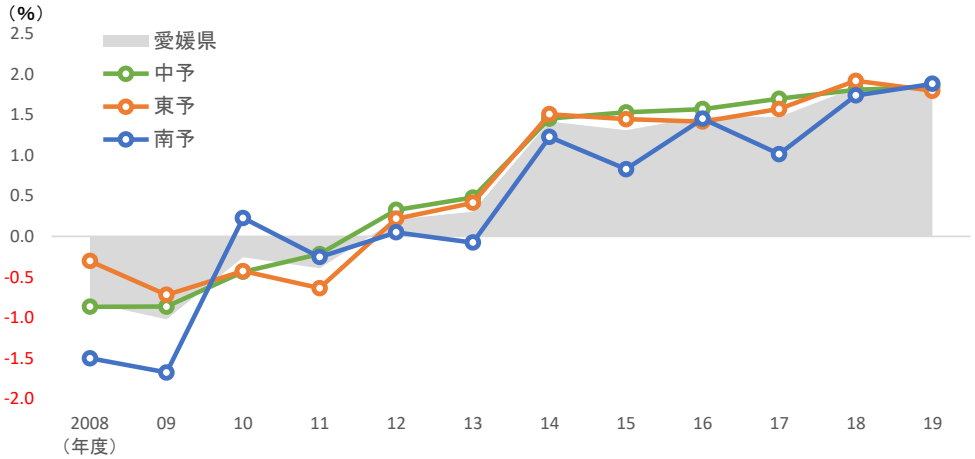

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

③　主要指標の推移【財務健全性】

自己資本比率は、県全体では 2013 年度以降上昇が続いており、県内 3 地域も同様の傾向にある。また、自己資本対固定資産比率も上昇しており、財務健全性は向上している。

地域別には南予地域で自己資本比率の上昇が大きく、2018～2019 年度は他地域よりも高い水準にある。もともと負債の割合が高い同地域であるが、西日本豪雨の復旧・復興工事で利益率が高まり、自己資本に厚みが出てきている結果と思われる。一方、中予地域の指標は他地域よりも低いが、これは負債（融資）に比べ自己資本が少なく、かつ、固定資産（不動産・建設機械等）への投資が旺盛に行われていることが原因と考えられる。

図表 2-7-6 愛媛県内 3 地域の自己資本比率の推移

総資本（負債純資産合計）に対し、自己資本（純資産）の占める割合を見るもので、資本蓄積の度合いを示す比率。高いほど良い	良い傾向	↑

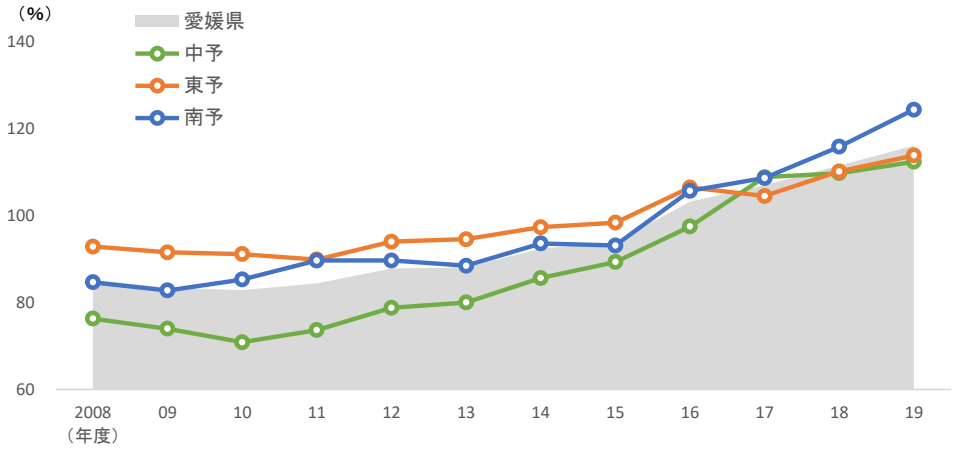

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

図表 2-7-7 愛媛県内 3 地域の自己資本対固定資産比率の推移

固定資産比率の逆数をとった比率で、設備投資など固定資産がどの程度自己資本（純資産）で調達されているかを見る。逆数をとっているので高いほど良い	良い傾向	↑

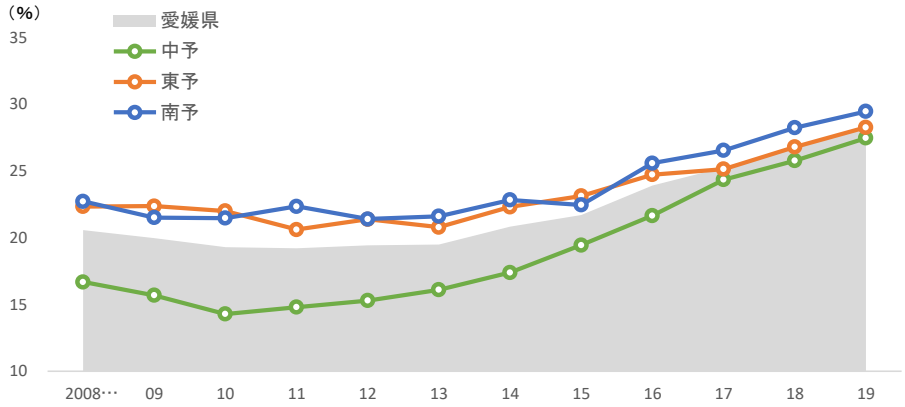

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

④　主要指標の推移【絶対的力量】

愛媛県全体及び県内各地域では、営業キャッシュフロー（絶対額）、利益剰余金（絶対額）も増加傾向にあり、手元資金については余裕が出てきていると思われる。地域別には中予・東予地域は県の水準を上回り、南予地域は下回っている。収益性の指標である売上高経常利益率では南予地域が最も高い水準であったことを踏まえると、南予地域では売上高（完成工事高）や利益の絶対的な水準（金額）が他地域よりも低いことが推測される。

図表 2-7-8 愛媛県内 3 地域の営業キャッシュフロー（絶対額）の推移

営業活動で得られた資金が、どれだけ増加したかを見る指標で、高いほど良い	良い傾向	↑

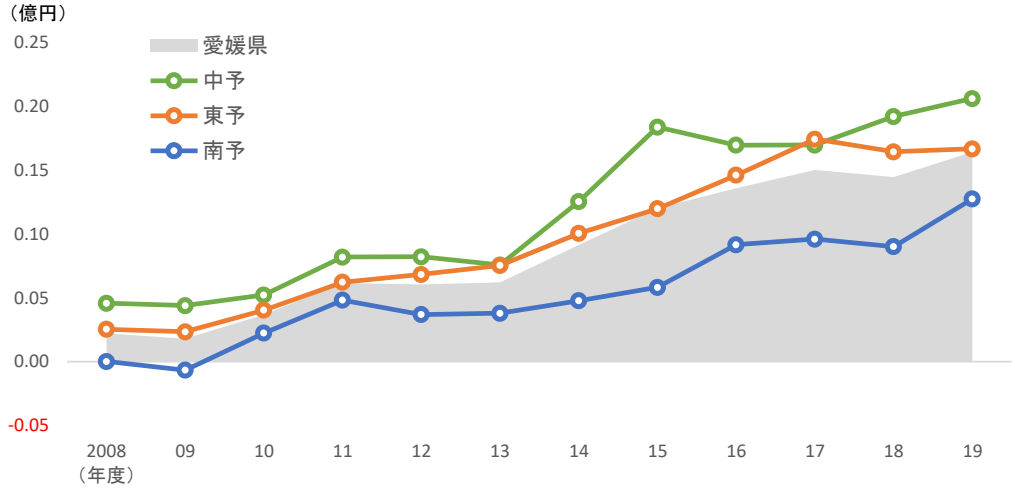

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

図表 2-7-9 愛媛県内 3 地域の利益剰余金（絶対額）の推移

会社設立以来の損益の蓄積の度合いを見る指標で、高いほど良い	良い傾向	↑

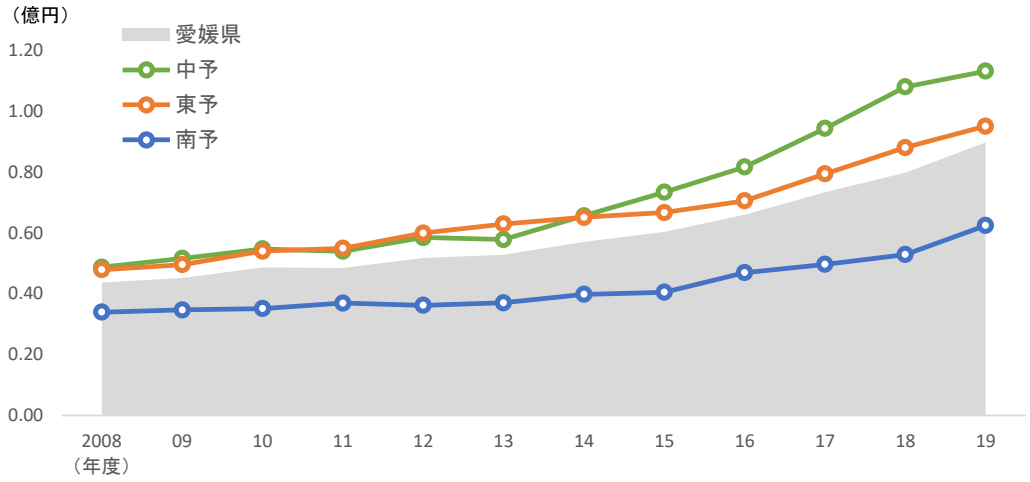

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

⑤　評点（Y）

ここまで整理してきた経営状況分析の 8 指標はどれも良い傾向に推移してきているが、地域別には南予地域の指標が全般的に県全体を下回る傾向にある。そのため、8 指標の総合指標である評点（Y）については、各地域ともに数値は上昇傾向で推移しているものの、南予地域が相対的に低水準となっている。

図表 2-7-10 愛媛県内 3 地域の評点（Y）の推移

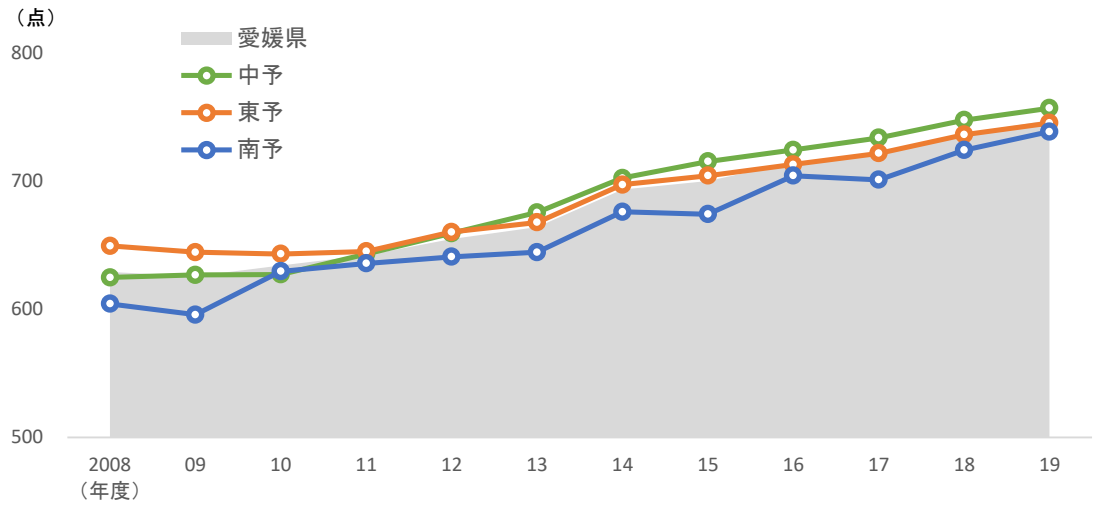

出典）愛媛県資料、経営事項審査結果データにより作成

（8）　四国地方における愛媛県建設業の位置づけ

①　総人口

四国４県の2015年の総人口は約384.６万人であり、愛媛県が約138.５万人（構成比36.０%）と最も多い人口規模となっている。

総人口の推移を見ると、４県ともに既に人口減少が始まっているが、減少ペースは香川県がもっとも緩やかであり、高知県がもっとも早い。愛媛県は徳島県とほぼ同様の水準であり、四国４県の中では中位となっている。

図表 2-8-1　2015 年の四国地方各県の総人口

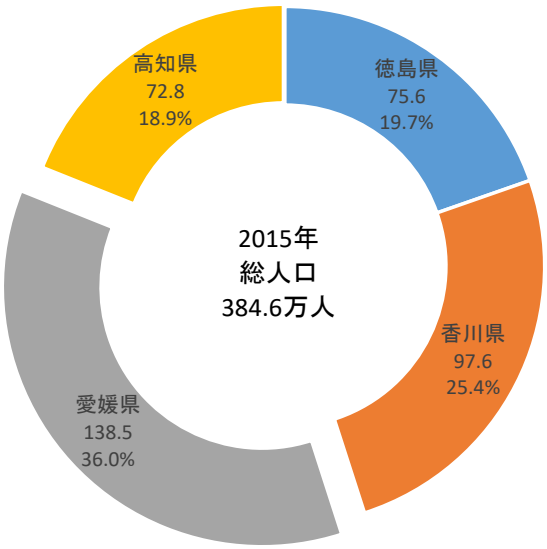

単位：万人

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-8-2　四国地方各県の総人口の推移（1980 年＝100）

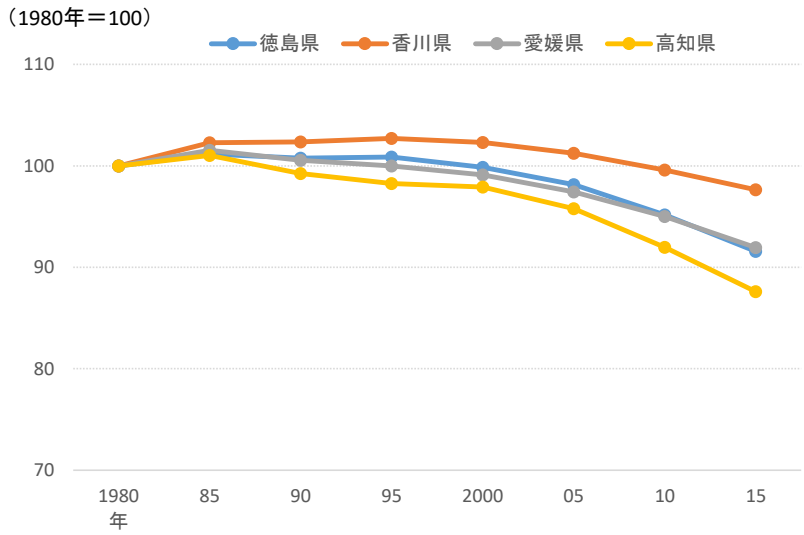

出典）総務省「国勢調査」

② 就業者総数

四国 4 県の 2015 年の就業者総数は約 176.2 万人であり、愛媛県が約 64.3 万人（構成比 36.5%）、香川県が約 45.3 万人（25.7%）と両県でおよそ四国地方の就業者の 6 割を占める。

就業者数の推移を見ると、各県ともに 1995 年をピークに減少局面に入っている。

図表 2-8-3　2015 年の四国地方各県の就業者総数

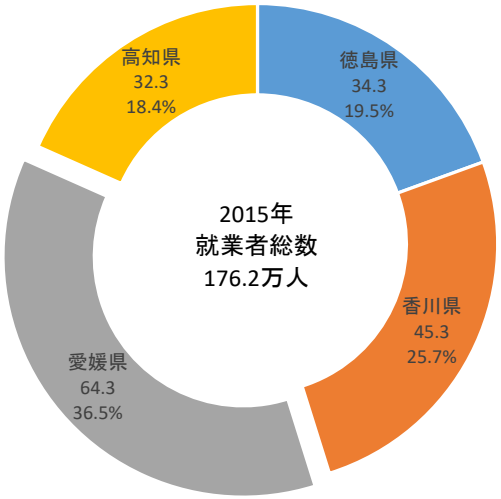

単位：万人

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-8-4　四国地方各県の就業者総数の推移（1980 年＝100）

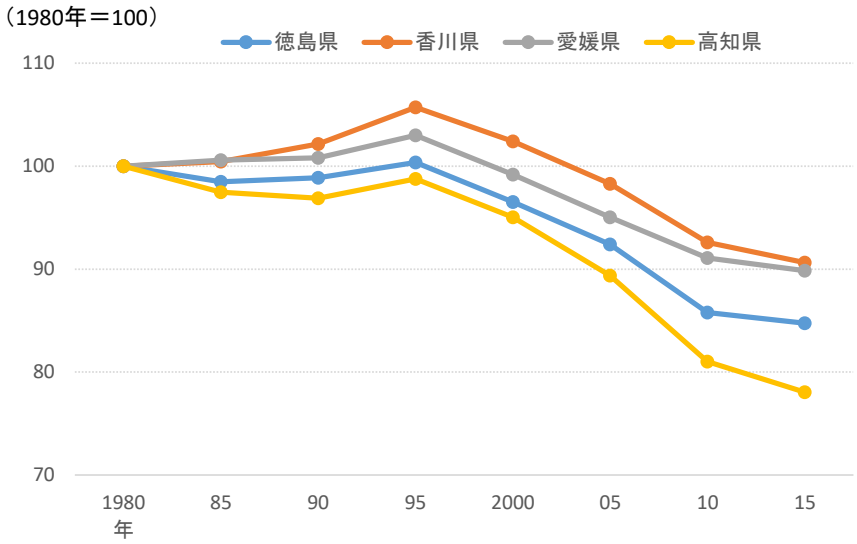

出典）総務省「国勢調査」

③　民営事業所数

四国 4 県の 2016 年の民営事業所数は 18.1 万事業所であり、愛媛県が 6.3 万事業所（構成比 34.9%）、香川県が 4.7 万事業所（25.8%）と他の 2 県に比べ事業所は多い状況にある。

民営事業所数の推移を見ると、4 県ともに増減はあるものの、1990 年代から事業所数は減少が続いている。

図表 2-8-5　2016 年の四国地方各県の民営事業所数

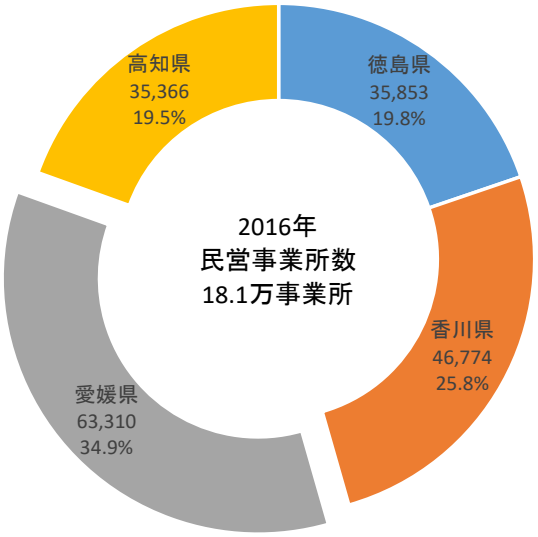

単位：事業所

出典）総務省・経済産業省「経済センサス」

図表 2-8-6　四国地方各県の民営事業所数の推移（1991 年度＝100）

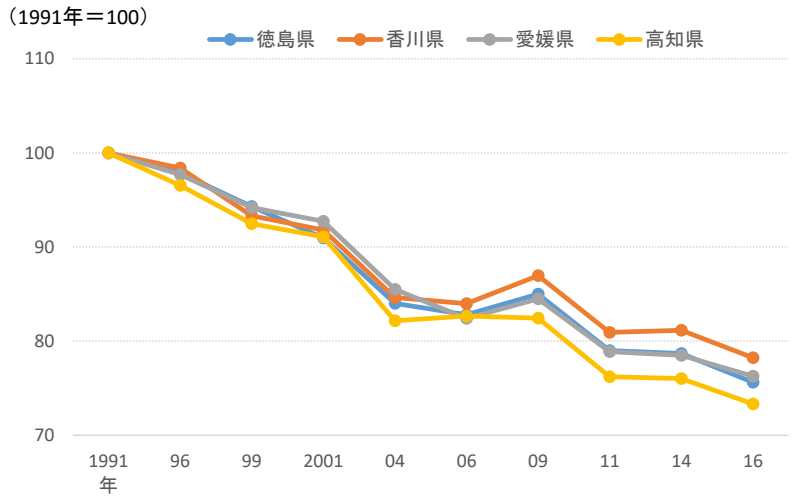

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」・「経済センサス」

④　建設投資額

四国 4 県の 2019 年度の建設投資額は 1 兆 6,605 億円であり、うち愛媛県が 5,287 億円（構成比 31.8%）と最も多い。

建設投資額の推移を見ると、愛媛県は 2000 年度以降、他 3 県に比べ大きく投資額が減少したが、近年は他 3 県と同様に増加傾向にある。

図表 2-8-7　2019 年度の四国地方各県の建設投資額

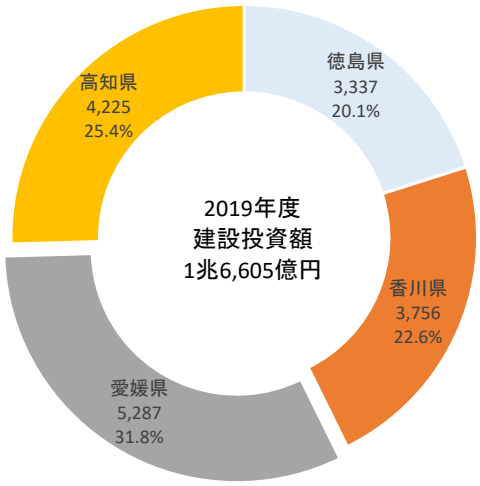

単位:億円

出典）国土交通省「建設総合統計」

図表 2-8-8　四国地方各県の建設投資額の推移

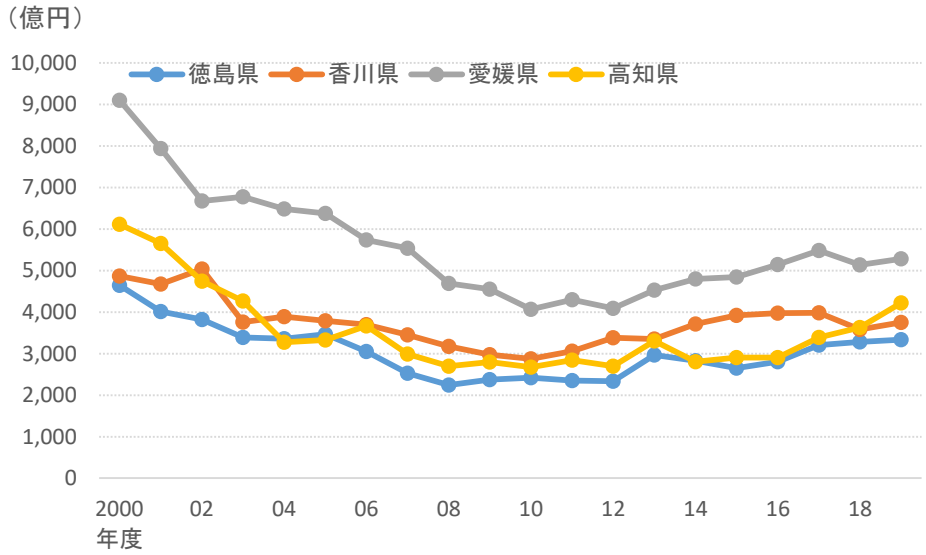

出典）国土交通省「建設総合統計」

⑤　完成工事高

四国 4 県に主たる営業所を置く建設企業の完成工事高は 2018 年度 1 兆 8,167 億円であり、うち愛媛県が 5,521 億円（構成比 30.4%）、香川県が 6,331 億円（34.8%）と他の 2 県に比べ高いシェアを有している。

完成工事高の推移を見ると、2012 年度以降、すべての県で完成工事高は増加傾向にある。愛媛県と香川県の完成工事高が上位にあり、2016 年度からは香川県がトップとなっている。

図表 2-8-9　2018 年度の四国地方各県の工事受注高

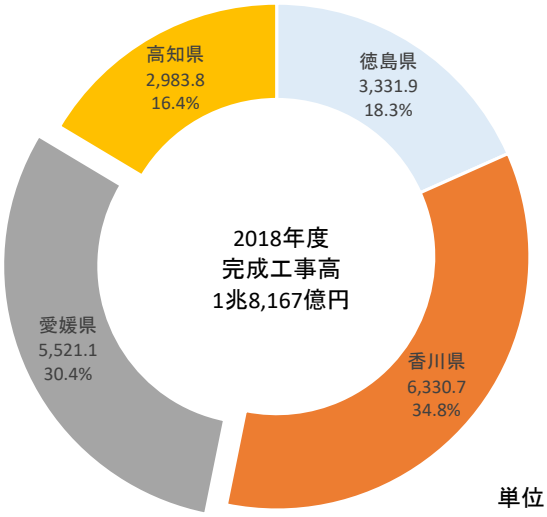

単位：億円

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-8-10　四国地方各県の完成工事高の推移

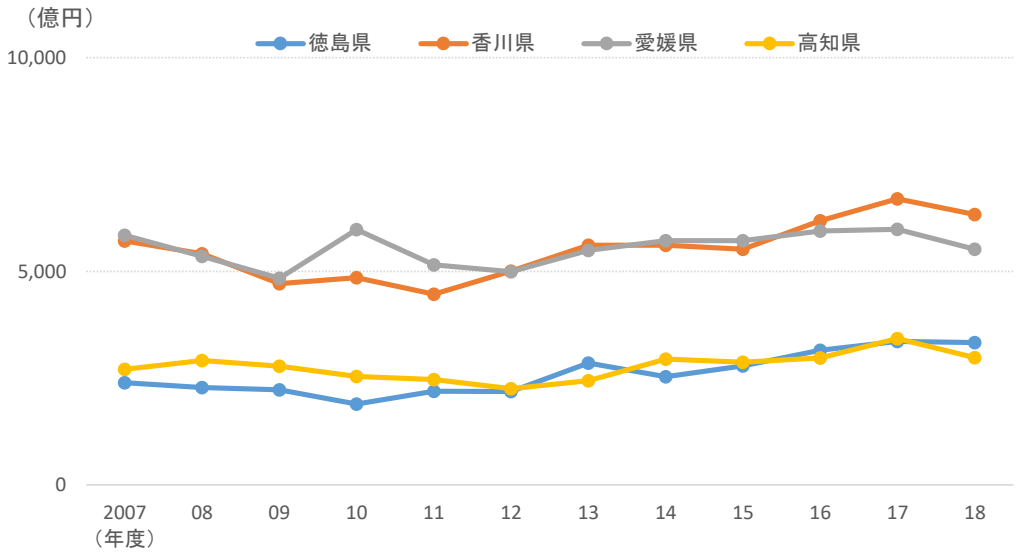

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

⑥　建設業許可業者数

四国 4 県の 2020 年 3 月末時点の建設業許可業者数は 15,741 業者であり、愛媛県が 5,644 業者（構成比 35.9%）、香川県が 4,007 業者（構成比 25.5%）と他の 2 県に比べ多い状況にある。

建設業許可業者数の推移を見ると、2005 年から 2020 年にかけて愛媛県・徳島県・高知県はおよそ 2 割前後の減少率であるのに対し、香川県は 1 割強の減少と減少幅が小さい。

図表 2-8-11　2020 年 3 月末時点の四国地方各県の許可業者数

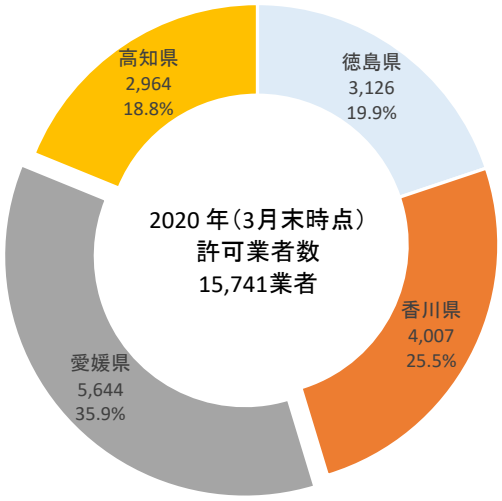

単位：業者

出典）国土交通省「建設業許可業者数調査」

図表 2-8-12　四国地方各県の許可業者数の推移（2005 年＝100）

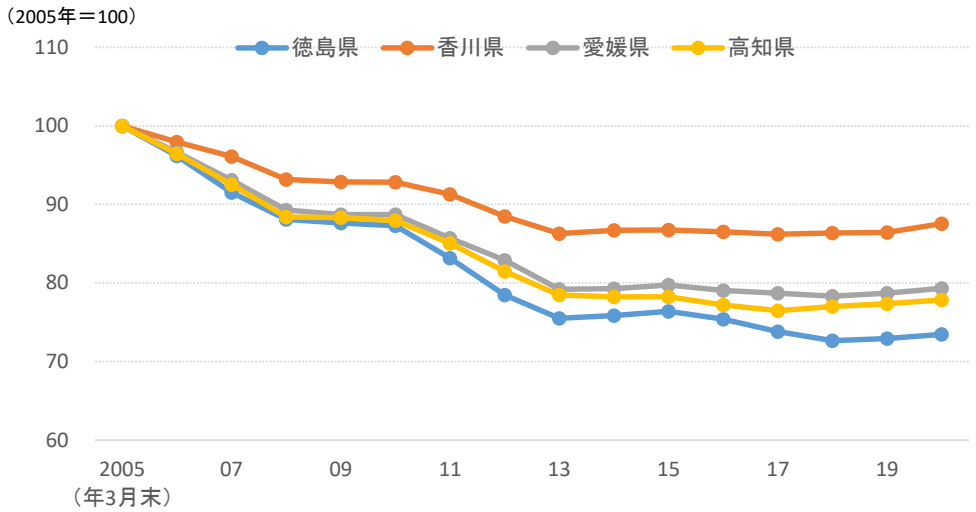

出典）国土交通省「建設業許可業者数調査」

⑦　建設業従業者数

四国 4 県の 2018 年度の建設業許可業者従業者数は、9.0 万人であり、愛媛県が約 3.0 万人（構成比 32.8%）、香川県が約 2.6 万人（29.3%）と他の 2 県に比べ多い状況にある。

従業者数の推移を見ると、各県ともにおおむね減少傾向にあるが、愛媛県・徳島県については 2018 年度に増加が見られている。

図表 2-8-13　2018 年度の四国地方各県の建設業許可業者従業者数

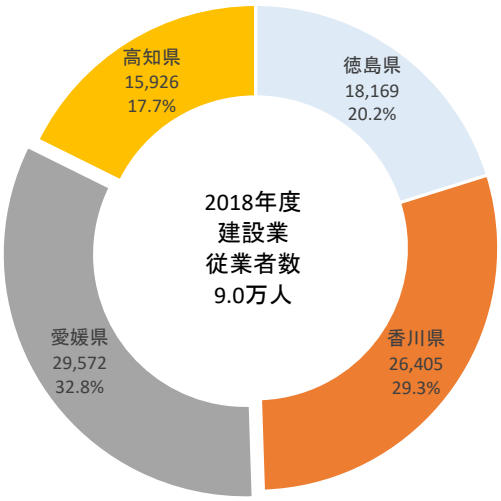

単位：人

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-8-14　四国地方各県の建設業許可業者従業者数の推移

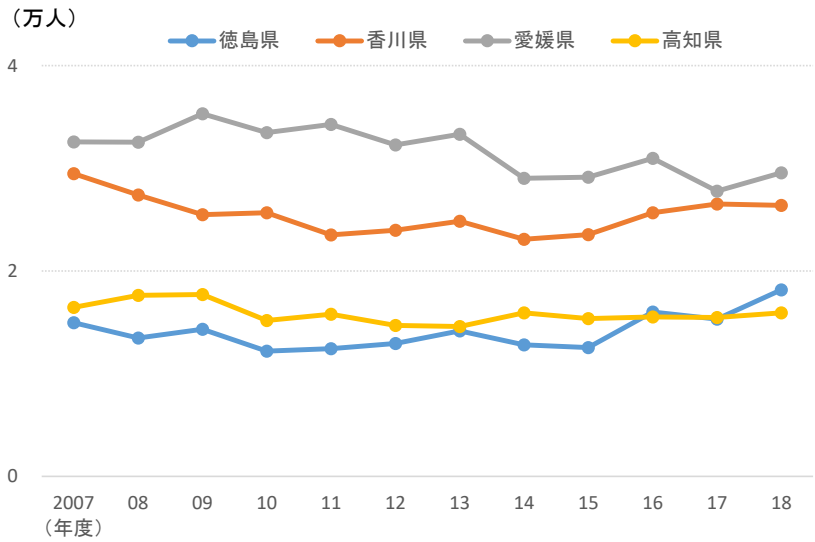

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

⑧　付加価値額

四国 4 県に所在する建設業許可業者が生み出した付加価値額（建設工事施工統計調査による）は 2018 年度で 1 兆 2,838 億円であり、うち香川県が 1,451 億円（34.4%）、愛媛県が 1,312 億円（構成比 31.1%）となっている。

付加価値額の推移を見ると、四国 4 県すべてにおいて 2011 年度から 2012 年度あたりを境に増加傾向に転じている。愛媛県はおおむね四国内でもっとも付加価値額が高い県であったが、近年香川県の伸びが顕著であり、2017 年度は香川県が最も高い水準となっている。

また、2018 年度については、すべての県で付加価値額が大幅に減少しており、四国全体で建設業の事業環境が変化してきている可能性がある。

図表 2-8-15　2018 年度の四国地方各県の建設業許可業者による付加価値額

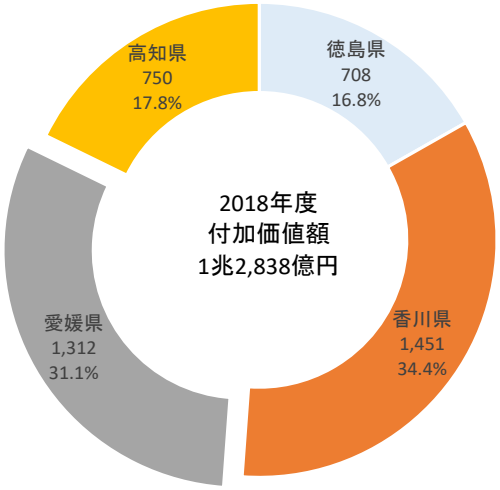

単位：億円

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-8-16　四国地方各県の建設業許可業者による付加価値額の推移

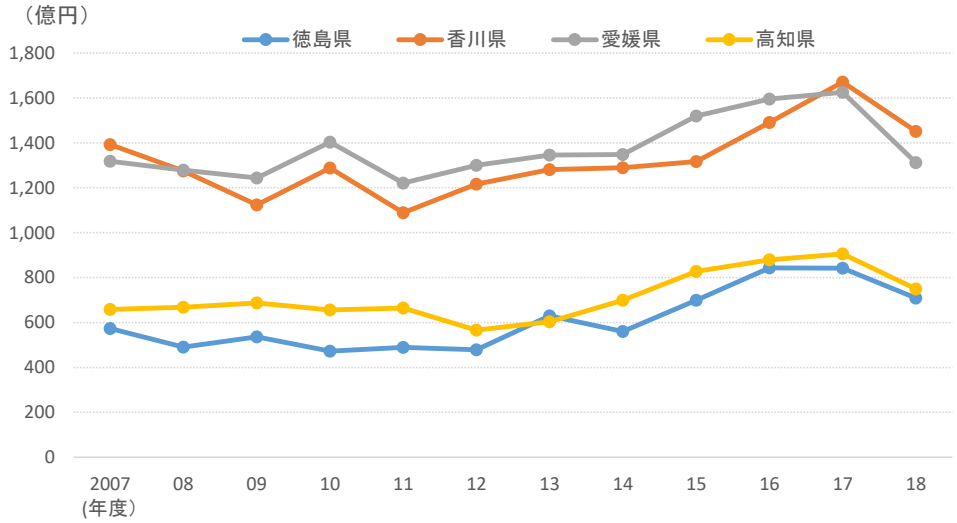

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

⑨　労働生産性

四国 4 県の建設業許可業者の労働生産性の推移を見ると、4 県ともに 2011～2012 年度を境に生産性の向上が見られる。4 県のうち香川県の労働生産性が最も高い水準にあるが、他の 3 県の伸びが顕著であり、その差は埋まってきている。愛媛県は四国 4 県の中で高知県とほぼ同水準である。

労働生産性を、就業者一人当たり売上高（完成工事高）と売上高付加価値率に分けてみると、愛媛県は就業者一人当たり売上高が比較的低く、売上高付加価値率が比較的高いという特徴がある。

2018 年度については、すべての県で労働生産性が大幅に低下しており、過去のトレンドとの乖離が見られる。この変化が特異的なものか、大きな環境変化を示しているかは、2019 度以降の数値を確認する必要がある。

図表 2-8-17　四国地方各県の建設業許可業者　労働生産性の推移

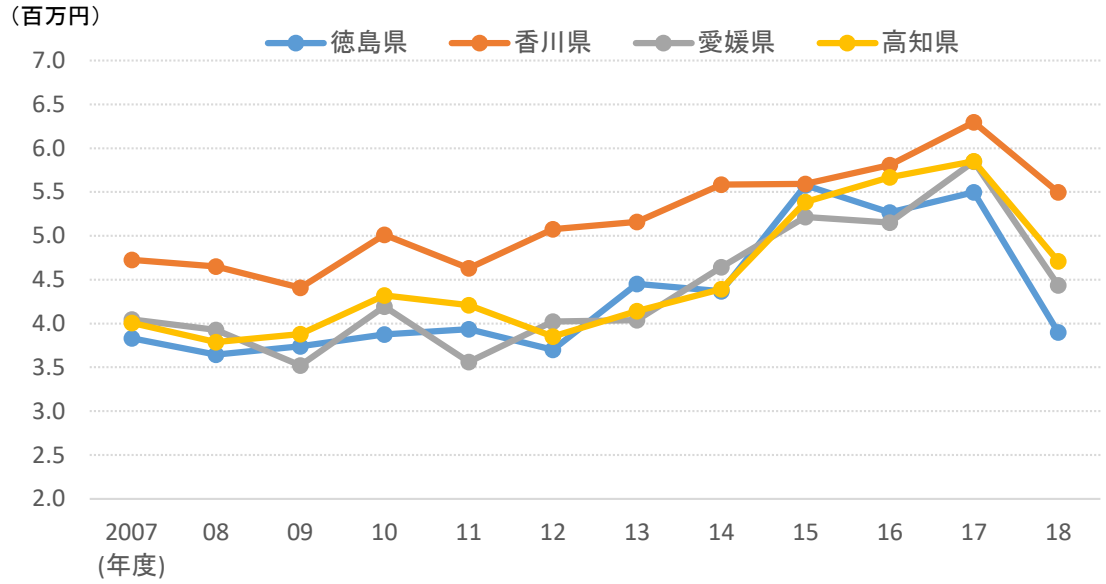

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-8-18　四国地方各県の建設業許可業者　就業者一人当たり売上高の推移

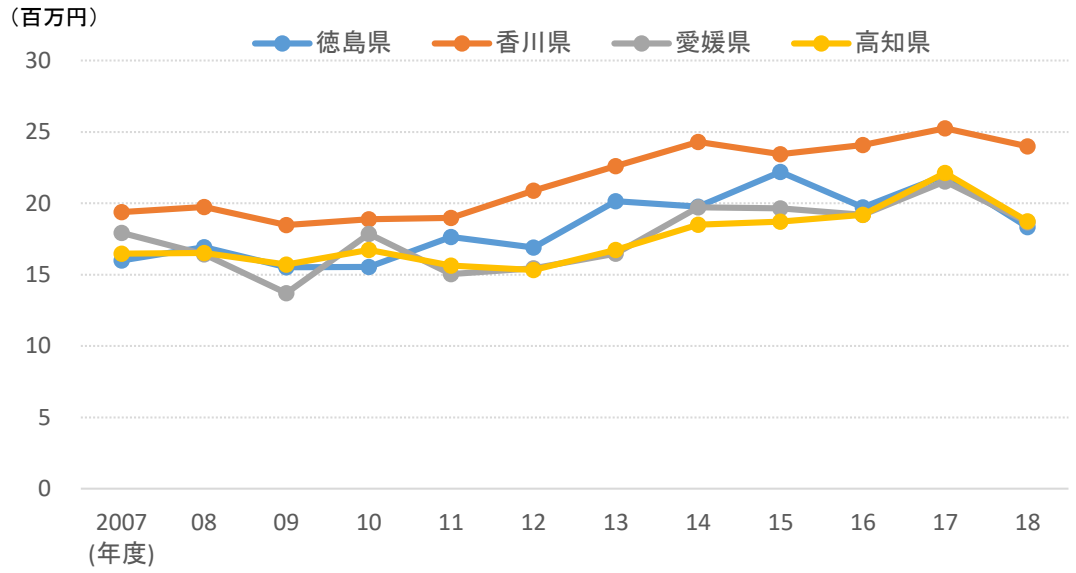

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

図表 2-8-19　四国地方各県の建設業許可業者　売上高付加価値率の推移

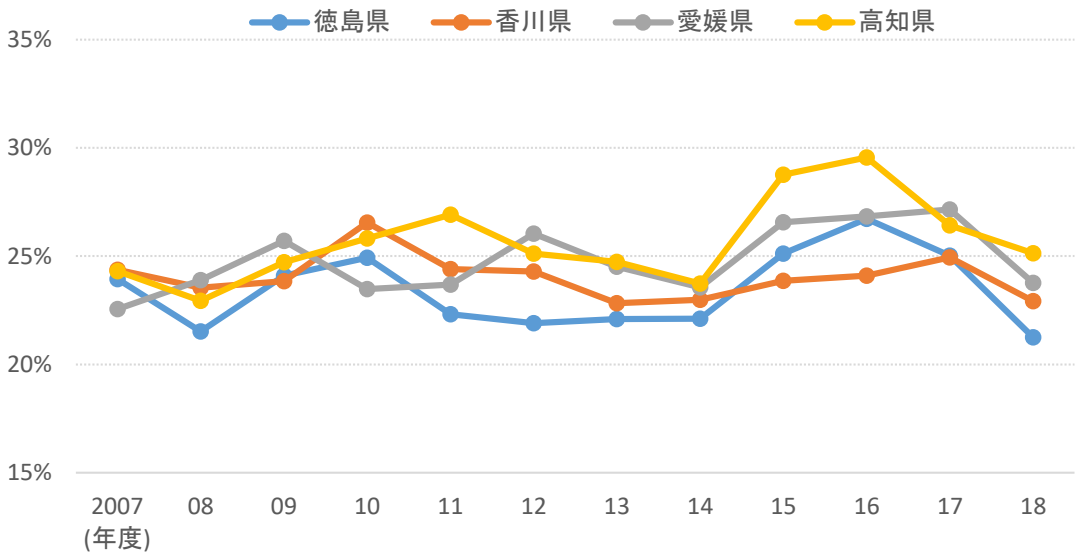

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

第 3 部　資料編

1. 地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県）について

(1)　委員等名簿

■　委員

中川　雅之　　日本大学経済学部 教授（座長）

神原　浩司　　愛媛県土木部土木管理局 土木管理課長

宮本　　泉　　一般社団法人愛媛県建設業協会 専務理事

山崎　篤男　　一般社団法人全国建設業協会 専務理事

秋山　寿徳　　株式会社日刊建設通信新聞社 取締役 編集局長

坂川　博志　　株式会社日刊建設工業新聞社 常務取締役 編集担当兼出版担当

加藤　秀生　　一般財団法人建設業情報管理センター 専務理事

（敬称略）

■　オブザーバー

藤井　裕士　　国土交通省不動産・建設経済局建設業課 建設業政策企画官

辰田　幸三　　一般財団法人建設業情報管理センター 理事 西日本支部長

（敬称略）

(2)　実施スケジュール

会合	実施年月日
地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県）第1回会合	令和2年（2020年）7月30日※
地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県）第2回会合	令和2年（2020年）11月17日※
地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県）現地ヒアリング	令和2年（2020年）10月29～30日
地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県）現地ヒアリング	令和2年（2020年）11月5～6日
地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県）現地ヒアリング	令和2年（2020年）12月7日※
地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県）第3回会合	令和3年（2021年）1月27日※

※オンラインで開催

2. 現地ヒアリング調査の概要

(1)　実施概要

・　新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、例年実施している現地視察は中止し、事務局で愛媛県内建設企業・団体にヒアリング調査を実施した。

・　ヒアリング項目は、「愛媛県（もしくは県内地域）の建設業の動向及び今後の見通し」「各企業・団体の取組」の 2 点を共通項目とし、その他はヒアリング対象に応じ項目を設定した。

【ヒアリング調査の概要】

日程	対象	ヒアリング項目
10 月 29～30 日	（株）浅田組	担い手確保・ICT
	（一社）愛媛県空調衛生設備業協会	担い手確保
11 月 5～6 日	（株）大旺	担い手確保・ICT
	（株）白石工務店、香川建設（株）、米谷建設（株）	担い手確保 （外国人材の受け入れ）
	（株）久保建設	担い手確保・地域貢献
	山本建設（株）（愛媛県建設業協会青年部）	担い手確保・事業承継
12 月 7 日	（一社）愛媛県電設業協会	担い手確保

（一社）愛媛県電設業協会はオンラインミーティングで実施した

(2)　主なヒアリング内容

①　県内の建設業の動向及び今後の見通し

・　公共建設投資については、西日本豪雨関連の復旧・復興工事が南予地域を中心に継続している。ただし、あと 1～2 年で終了する見込み。

・　民間建設投資については、東予地域では製造業の設備投資、中予地域ではマンション・ホテル関連の投資が活発。ただし、新型コロナウイルスの影響で見通しは不透明。南予地域は民間建設投資が非常に少なく、公共建設投資に依存している状況。逆に東予地域は公共建設投資が他地域よりも少なく、民間建設投資が中心。

・　西日本豪雨関連の復旧・復興工事の終了と新型コロナウイルスの影響（公共投資の減少、民間建築需要の冷え込み）による建設投資の大幅な減少を懸念する声が多い。

②　担い手確保について

・　県内全域で技能労働者を中心に担い手不足は深刻である。南予地域では西日本豪雨関連の復旧・復興工事に対応できる技能労働者が量的に不足している。

・　ただし、高校の新規卒業者は県外に出る、または県内製造業等に進路を取る割合が多く、建設業への入職は少ない。ハローワークへの求人も効果は薄い。その中で、企業によっ

てはテレビ・ラジオ CM での PR や月給制・週休 2 日制への移行、人材育成の強化、ICT の導入による現場負担の軽減等に取り組んでいる。

・ 一方で、そもそも製造業を中心に外国人技能労働者を多く受け入れてきた東予地域では、建設業においても技能労働者（ベトナム）の受け入れが進んでいる。また、今後は高度人材での外国人雇用も予定されている。

③ ICT の導入について

・ 県内では土木工事を手掛ける複数企業で ICT 建機が導入されている。ICT 建機を活用することで、現場の技術者・技能労働者の負担はかなり軽減されているようである。

・ ICT 建機を活用するために重要なことは、ただ建機を使うことではなく、ドローン・レーザースキャナーを使用し 3D 測量を行い、建機に取り込む図面データを作成するといった、測量・設計段階も手掛けることである。この上流工程を建設コンサル任せにすると利益確保もノウハウ蓄積もできない、という指摘が重要であった。

・ ただし、ICT 建機を始めとする ICT の導入は、まだ進んでいるとは言えない状況にある。

④ 事業承継について

・ 技術者・技能労働者だけでなく経営者も高齢化が進んでおり、事業承継が問題となっている。

・ 一般的には家業として後継者が事業を承継するが、今後の建設投資の見通しが不透明なこともあり、廃業する企業も増えてくるという意見が多かった。

以上

「地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県）」報告書

令和 3 年（2021 年）3 月発行

【編集発行】

一般財団法人建設業情報管理センター

〒104－0045　東京都中央区築地 2 丁目 11 番 24 号（第 29 興和ビル 7 階）

TEL ： 03（5565）6191

FAX ： 03（5565）6240

URL: http://www.ciic.or.jp/

本書の全部又は一部を無断で複写複製（コピー）することは、 著作権法で定める例外を除き、禁じられています。